

# 出雲国古代山陰道発掘調査報告書

—出雲市三井Ⅱ・杉沢・長原遺跡の調査—

2017年

出雲市教育委員会



## 序

平成 24 年度から行った出雲斐川中央工業団地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査において、道幅 9 m の古代道の一部を発見しました。出土遺物の年代から、奈良時代の『出雲国風土記』が編纂された時代の道路であることがわかり、さらに、丘陵尾根上を 1 km にわたって縦走する全国初の調査事例となりました。これにより出雲市は遺跡の保存を決定しました。

平成 26 年度から国庫補助事業として出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。

一連の調査により、この道路は、『出雲国風土記』に記された「正西道」と推定しました。道路は、切土・盛土、切り通しなど多様な土木工法が用いられていることなどが、今回の調査によって明らかとなりました。

本書では、1 km に及ぶ調査範囲を東西 2 地区に分け、西側 650 m について、調査成果を報告します。

本書が、地域の歴史ひいては全国の古代道路の研究に寄与するものとなることを願います。

また、出雲市としては、この貴重な文化財を後世に伝えるため調査・保護・活用に尽力してまいります。

最後になりましたが、発掘調査及び本書の作成にあたり多大なるご理解とご協力を賜りました地権者・地元住民の皆様、調査委員会及び指導者の皆様をはじめ、各方面の方々に対し心からお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

出雲市教育委員会  
教育長 横野信幸



## 例　言

1. 本書は、出雲市を調査主体として実施した島根県出雲市斐川町直江、神水に所在する三井II遺跡、<sup>ひかわ</sup><sup>なみず</sup><sup>かんざ</sup><sup>みい</sup>杉沢遺跡、<sup>すぎざわ</sup><sup>ながはら</sup>長原遺跡（以下「杉沢遺跡等」と記す）の埋蔵文化財調査報告書である。また、既報告の調査についても再掲載した。

2. 試掘調査・発掘調査・範囲確認調査は、下記の期間において実施した。

・工業団地造成工事関連調査（一部を除き報告済）

斐川町　調　　査　平成 11 年（1999）2月～平成 16 年（2004）3月

出雲市　試掘調査　平成 24 年（2012）7月2日～同年 10 月 10 日

　　発掘調査　平成 24 年（2012）10 月 29 日～平成 26 年（2014）8 月 29 日

・保存目的調査

出雲市　範囲確認（トレンチ）調査

　　平成 27 年（2015）9 月 1 日～平成 28 年（2016）6 月 8 日

※杉沢遺跡・三井II遺跡については、斐川中央工業団地の造成に伴う埋蔵文化財調査として行われ、平成 11 年、12 年度の調査結果は報告書（斐川 24）として発刊されたが、平成 13 年から 15 年度の調査については、斐川町の財政事情により、工業団地造成計画が中断したため、埋蔵文化財調査も中断となり、調査報告書は未発刊である。その後、平成 23 年に斐川町は出雲市と合併し、再び工業団地の造成計画が持ちあがり、平成 24 年度からの出雲斐川中央工業団地造成工事に伴い埋蔵文化財調査を実施したが、三井II遺跡は調査範囲外であった。

3. 発掘調査を実施した地番は、次の通りである。

島根県出雲市斐川町直江 3703 番地外

4. 保存目的調査は下記の体制で実施した。　※カッコ内の数字は年度

出雲市文化環境部（平成 26）、市民文化部（平成 27・28）

　　学芸調整官　　花谷 浩（平成 26～28）

　　文化財課　課長　　玉木良夫（平成 26～27. 6）

　　同　　課長　　佐藤隆夫（平成 27. 7～28）

　　同　　課長補佐　　穴道年弘（平成 26～28）

　　同　　係長　　景山真二（平成 26～27）

　　同　　係長　　原 俊二（平成 28）

　　同　　主任　　江角 健（平成 26～28、調査員）

文化財課	主任	佐々木歩美（平成 26～28）
同	主事	景山このみ（平成 26～27）
同	臨時職員	大田晴美（平成 26～28, 調査補助員）
同	臨時職員	樋野千晴（平成 26～28, 調査補助員）

5. 平成 25 年に杉沢遺跡で発見した古代道路遺構の適正な保存を図るため、出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会を設置した。（敬称略・所属は平成 28 年度のもの）

任期は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで下記の方々に委嘱した。

委員長	木本 雅康	長崎外国語大学外国語学部教授
副委員長	勝部 昭	島根県文化財保護審議会委員
委員	大橋 泰夫	島根大学法文学部教授
委員	大日方 克己	島根大学法文学部教授
委員	佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授
委員	松本 岩雄	島根県立八雲立つ風土記の丘所長

6. 報告書作成にあたって、下記の方々から玉稿を賜った（敬称略、順不同）。

大橋 泰夫	（島根大学法文学部教授）
大日方 克己	（島根大学法文学部教授）
木本 雅康	（長崎外国語大学外国語学部教授）

7. 調査、整理作業にあたっては、下記の方々及び機関からご指導・ご協力をいただいた（敬称略、順不同、カッコ内は平成 28 年度の所属）。

文化庁文化財部記念物課、島根県教育庁文化財課、島根県教育庁埋蔵文化財調査センター、鳥取県埋蔵文化財センター、松江市教育委員会、米子市教育委員会、琴浦町教育委員会  
 近江俊秀（文化庁文化財部記念物課文化財調査官）、山下信一郎（文化庁文化財部記念物課文化財調査官）、深田浩（島根県教育庁文化財課主幹）、守岡利栄（島根県教育庁文化財課企画員）、澤田正明（島根県立古代出雲歴史博物館主任学芸員）、池橋達雄（元出雲市文化財保護審議会委員）、館野和己（奈良女子大学教授）、西別府元日（広島大学名誉教授）、黄曉芬（東亜大学教授）、荒井秀規（藤沢市郷土歴史課上級主査）、渡邊貞幸（島根大学法文学部名誉教授、出雲弥生の森博物館館長）

8. 平成 27 年度からの範囲確認調査にあたっては、土地所有者の方々からのご協力をいただいた。

記して感謝申し上げます（敬称略、五十音順）。

小村 全 嘉藤忠夫 樋野 功

9. 平成 27 年度からの範囲確認調査の発掘作業・整理作業に際しては、下記の方々にご協力いただいた。

#### 発掘調査

大輝正人、黒田元延、昌子守男、森脇昭夫、樋野光正、星野篤史、渡部和恵  
整理作業

前島浩子、吉村香織

10. 第 4 章 自然科学分析については、文化財調査コンサルタント株式会社へ委託した。

11. 本書で用いた測地系は世界測地系第Ⅲ系であり、方位は座標北を示す。レベル高は海拔高を示す。

12. 本書では、世界測地系第Ⅲ系および出雲市都市計画図に基づいて作成した出雲市グリッド（iv 頁掲載）を使用し、遺構等の位置を示す。

13. 本書における道路遺構の部分名称は、iv 頁掲載の模式図に示したとおりである。

14. 本書掲載の遺物実測図については、調査補助員の大田、樋野が作成した。

15. 遺物の写真撮影は、坂本豊治（出雲市文化財課主任）の指導のもと、江角が行った。

16. 杉沢遺跡等の出土遺物及び実測図、写真は出雲市文化財課で保管している。

17. 本書を作成するにあたり、編年および過去の調査について下記の参考文献を利用した。本文引用時には、略称（カッコ内が略称）を用いた。

#### 【編年参考文献】

須恵器（大谷編年）

大谷晃二 1994 「出雲地域の須恵器の編年と地域色」『島根考古学会誌』第 11 号 島根考古学会  
大谷晃二 2001 「上石堂平古墳と出雲西部の横穴式石室」『上石堂平古墳群』平田市埋蔵文化財調

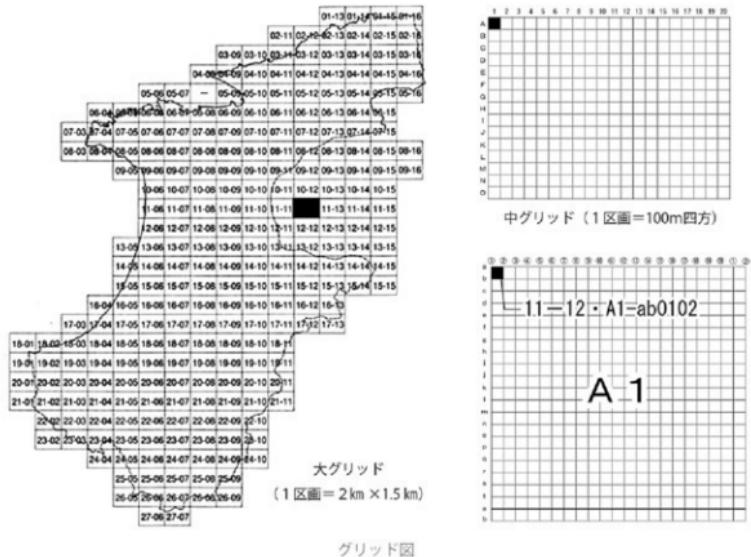
査報告第 8 集 平田市教育委員会

#### 【出雲市斐川町内の古代山陰道に関する既刊報告書】

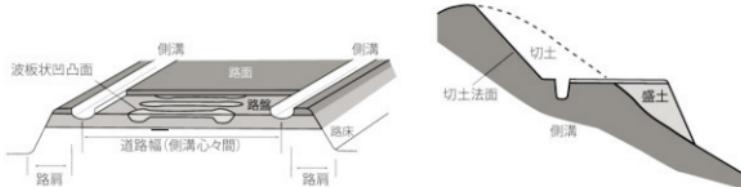
（斐川 24）『杉沢Ⅲ・堀切Ⅰ・三井Ⅱ遺跡発掘調査報告書』斐川町文化財調査 24, 2001 年  
（出雲 31）『杉沢遺跡・杉沢Ⅱ遺跡・杉沢横穴墓群』出雲市の文化財報告 31, 2016 年

また、風土記関連の記載（古代山陰道想定ルート、地名等）については、島根県古代文化センター編 2014 『解説 出雲国風土記』による。

18. 本書の作成は、花谷の指導のもと、穴道、江角の協議に基づいて行い、全体の編集は江角が行った。



グリッド図



道路構造名称

# 目 次

第1章 調査に至る経緯と経過.....	1
第1節 調査の経緯と目的.....	1
第2章 位置と歴史的環境.....	3
第1節 位置と周辺の古代遺跡.....	3
第2節 出雲国における古代山陰道の痕跡.....	8
第3節『出雲國風土記』の施設と主要道.....	16
第3章 調査の成果.....	21
第1節 路線復元と遺跡の範囲.....	21
第1項 測量成果と路線復元.....	21
第2項 遺構の範囲と地区割り(18図).....	24
第2節 三井II遺跡(平成11～15年度).....	24
第1項 過去の調査.....	24
第2項 調査の概要.....	24
第3節 杉沢遺跡2013調査区(平成24～26年度).....	29
第1項 遺構.....	29
第2項 遺構出土遺物.....	37
第3項 包含層出土遺物.....	40
第4節 杉沢遺跡・長原遺跡(H27・28年度).....	41
第1項 杉沢遺跡1トレンチ.....	41
第2項 長原遺跡1トレンチ.....	43
第3項 長原遺跡2トレンチ.....	45
第5節 小結.....	47
第4章 自然科学分析.....	49
杉沢遺跡・長原遺跡における放射性炭素年代測定.....	49
第5章 総括.....	53
第1節 発掘調査成果からみた道路遺構発見の意義.....	53
第2節 島根・鳥取両県における山陰道駅路跡について.....	55
第3節 杉沢遺跡等の道路構造について.....	63
第4節『出雲國風土記』の交通路と杉沢遺跡.....	67
第5節 推定山陰道駅路について 歴史地理学的観点から.....	75
第6章 結語.....	79

## 挿 図 目 次

### 【第2章 位置と歴史的環境】

第1図 三井II遺跡・杉沢遺跡・長原遺跡の位置図.....	3
第2図 三井II・杉沢・長原遺跡の位置と周辺の古代遺跡及び古代山陰道推定ルート①.....	4
第3図 三井II・杉沢・長原遺跡の位置と周辺の古代遺跡及び古代山陰道推定ルート②.....	5
第4図 後谷遺跡の礎石建物跡.....	6
第5図 古志本郷遺跡の掘立柱建物跡.....	6

第6図 古代山陰道と道路痕跡の位置図.....	8
第7図 イ地点の位置図ほか.....	9
第8図 ロ地点・ハ地点・ニ地点の位置図ほか.....	10
第9図 ホ地点の位置図ほか.....	11
第10図 ヘ地点・ト地点の位置図ほか.....	12
第11図 チ地点・リ地点・ヌ地点の位置図ほか.....	13
第12図 ル地点の位置図ほか.....	14
第13図 プ地点の位置図と写真.....	15

第14図	『出雲國風土記』の施設と主要道	16
【第3章 調査の成果】		
第15図	3次元レーザー測量 範囲図	21
第16図	3次元レーザー測量成果と推定路線	22
第17図	1期調査区 地形図	23
第18図	周辺遺跡図	24
第19図	三井II遺跡 トレンチ位置図	25
第20図	横口式炭焼窯2号窯 検出状況 西から	26
第21図	寒神 移設後 南から	26
第22図	三井II遺跡トレンチ土層図	27
第23図	杉沢遺跡2013調査区全体図	29
第24図	D1・D2区調査区全体図	30
第25図	D1区西壁土層図	30
第26図	D3・D4区調査区全体図	31
第27図	D1区西壁土層図 道路側溝部拡大図	31
第28図	D2トレンチ東壁土層図	32
第29図	D3トレンチ東壁・拡張部土層図	32
第30図	D4トレンチ東壁土層図	33
第31図	道路遺構 切土・盛土工法模式図	33
第32図	道路側溝及び溝断面図	34
第33図	D1区 道路側溝(西から)	35
第34図	波板状凹凸面模式図	35
第35図	D1区 波板状凹凸面詳細図及び断面図・土層図	36
第36図	東西大溝SD401・溝SD403土層図	37
第37図	D4区東壁土層図(上)・拡大図(下)	38
第38図	東西大溝SD401 左：土層写真(東から) 右：ラミナ状堆積(20層)	38
第39図	D丘陵 遺構出土遺物	39
第40図	D1～D4区 包含層出土遺物	40
第41図	杉沢遺跡・長原遺跡 トレンチ位置図	41
第42図	杉沢遺跡1トレンチ土層図・位置図・模式図	42
第43図	長原遺跡1トレンチ土層図・位置図・模式図	43

## 挿 表

【第1章 総括】		
第1表	試料採取地点図(杉沢遺跡2013調査区)-2	2
【第3章 調査の成果】		
第2表	古代道路想定ルート概要	22
第3表	トレンチ調査概要	25
第4表	遺物観察表	48

- 図版 1 出雲平野東部全景  
 図版 2 杉沢遺跡 2013調査区  
 図版 3 杉沢遺跡1トレンチ  
 図版 4 三井II遺跡  
 図版 5 杉沢遺跡 2013調査区  
 図版 6 杉沢遺跡 2013調査区

第44図	長原遺跡2トレンチ周辺図と土層図	44
第45図	長原遺跡2トレンチ出土遺物	45
【第4章 自然科学分析】		
第46図	試料採取地点断面図	49
第47図	試料採取地点図(杉沢遺跡2013調査区)	49
第48図	試料採取地点断面図(杉沢遺跡2013調査区)	49
第49図	暦年較正結果	51
第50図	暦年較正年代の分布	51
第51図	Phase → Contiguous モデルによる暦年較正年代の再計算結果分布	52
【第5章 総括】		
第52図	島根・鳥取両県の山陰道駅跡と想定ルート	55
第53図	因幡国の道路遺構	56
第54図	伯耆国の道路遺構	57
第55図	出雲国(山陰道)の道路遺構	58
第56図	上神主・茂原官衙遺跡遺構配置図	64
第57図	上神主・茂原官衙遺跡道路跡トレンチ断面図	64
第58図	上神主・茂原官衙遺跡道路跡トレンチ平面図	64
第59図	俱利伽羅岬古道測量図 萩塚・巴塚付近	65
第60図	『出雲國風土記』道路概念図	70
第61図	山陰道駅跡(正西道)ルート想定図	75
第62図	杉沢遺跡付近の想定山陰道駅跡	76
第63図	漆沼郷下直江村絵図(部分 上が北)	76
第64図	杉沢遺跡2013調査区模式図	77
第65図	直道築造「龜山埋谷」模式図	77
第66図	正西道・枉北道と出雲郡 家模式図(間1992に加筆)	78

## 図 版

## 目 次

【第4章 自然科学分析】		
第5表	試料の詳細、前処理と年代測定結果	50
【第5章 総括】		
第6表	道路遺構一覧	61
第7表	郡別記載	70

## 目 次

図版 7	杉沢遺跡 2013調査区
図版 8	杉沢遺跡1トレンチ
図版 9	長原遺跡1トレンチ
図版 10	長原遺跡2トレンチ
図版 11	出土遺物

# 第1章 調査に至る経緯と経過

## 第1節 調査の経緯と目的

三井II遺跡・杉沢遺跡・長原遺跡が所在する出雲市斐川町直江から神水は、古代には出雲郡にあたり、『出雲国風土記』(以下『風土記』という。)に記載された道路のルートがいくつか想定されている。歴史地理学の研究者である池橋達雄や木本雅康は、「漆沼郷下直江絵図」(文政6年(1823))や伝承として残る「筑紫街道」が古代道路を踏襲していると考えた。しかし、平成11～12年度(1999～2000)の三井II遺跡の調査では、この「筑紫街道」の想定ルートが遺跡範囲に重なることから、トレンチ調査を実施したが、考古学的な確証は得られなかった(斐川24)。

平成24年(2012)より、出雲市は出雲斐川中央工業団地の造成に伴う埋蔵文化財調査を行い、杉沢遺跡の尾根上で古代山陰道と想定される幅9mの道路遺構を発見した。その発掘調査成果を基に周辺の尾根上を踏査した結果、古代道路と想定される痕跡が東西におよそ1kmにわたり残っていることを確認した。これは、全国でも例がない立地であった。出雲市は、文化庁及び島根県教育庁文化財課と保存に向け協議し、工業団地造成計画を一部変更し、平成25年(2013)12月の市議会において、工業団地の造成範囲を変更し、道路遺構の保存を決定した。

その後、遺構の規模、形態等を把握するための調査等について、指導・助言を得るため、平成26年(2014)7月1日に「出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会」(以下「調査委員会」という。)を設置し、委員を委嘱した(例言5を参照)。

調査委員会において、調査方法等を審議し、以下の3点が決まった。

- 1 尾根上の古代道路跡と想定される延長1kmについて、第1期は杉沢遺跡を含む西側約650mの間、第2期は東側約350mの東西2期に分けて調査・報告を行う。
- 2 詳細な地形図の作成を行う。
- 3 地形図を基に、遺構の残存状況を確認するため、トレンチ調査を行う。

調査は、国庫補助を得て、第1期は、平成26年度から3カ年計画で、全体の地形測量及び地形図の作成、発掘調査(トレンチ調査)、整理・報告書作成を行い、第2期は、平成30年度から2カ年間、発掘調査(トレンチ調査)、整理・報告書作成を行う。

本報告書では、第1期の調査内容について報告する。

第1表 調査等の経過

## 調査関係

年	月	日	事柄
2012	7	2	試掘・範囲確認調査（工業団地）開始
	10	10	試掘・範囲確認調査（工業団地）終了
	11	1	H24年度調査（工業団地）開始
2013	2	28	H24年度調査（工業団地）終了
	5	7	H25年度調査（工業団地D地区）開始
	7	3	大橋泰夫氏（島根大学）調査指導 杉沢遺跡D地区：道路遺構と確認（波板状凸面・側溝）
	8	4	木本雅康氏（長崎外国语大学）、西別府元日氏（広島大学）、大橋泰夫氏他 視察
	9	19	池橋達雄氏（出雲市文化財保護審議会委員）調査指導
	10	19	近江俊秀調査官（文化庁）調査指導、道路遺構の保存に向けて協議開始
	1	27	杉沢遺跡道路遺構保存のための埋戻し開始（～2月初旬）
2014	7	23	出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会（第1回）
	10	9	3次元レーザー測量開始（業務委託：～2015.3.13）
	9	2	杉沢遺跡・長原遺跡・三井II遺跡 トレンチ調査開始（三井IIは既存トレンチの再調査）
2015	10	15	深田浩氏（県文化財課）調査指導
	11	5	近江俊秀調査官（文化庁）調査指導
	11	19	額野和己氏（奈良女子大学） 視察
	12	22	木本雅康氏 調査指導
2016	3	4	黄曉芬氏（東亜大学） 視察
	9	6	佐藤信氏（東京大学・調査委員会委員）調査指導
	9	6	荒井秀規氏（藤沢市） 視察
2017	3	3	杉沢遺跡・長原遺跡 トレンチ埋戻し

## 調査委員会等

年	月	日	事柄
2014	7	23	第1回 出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会
2015	8	4	第2回 #
	12	15	第3回 #
2016	5	25	第4回 #
	10	12	第1回 報告書検討会（島根大学）
	11	29	第2回 #
	12	19	第3回 #
2017	12	21	第5回 出雲市杉沢遺跡等古代道路遺構調査委員会

## 展示・報告など

年	月	日	事柄
2013	8	28	連報展『斐川中央工業団地 平成24・25年度の調査成果』 （～2014.1.6 出雲弥生の森博物館）
	9	21	現地説明会（杉沢遺跡D地区、杉沢II遺跡、杉沢横穴墓群）
2015	2	15	シンポジウム「『古代山陰道』を考える－杉沢遺跡道路遺構発見の意義－」 （出雲市斐川町 アクティーハウス）
2016	7	2	職員リレー講座「杉沢遺跡発見の古代山陰道と都家」 出雲弥生の森博物館
	9	3	第44回山陰考古学研究集会「山陰の古代道」 （～9.4 出雲弥生の森博物館）
	9	4	現地説明会 1300年前の古代道を歩こう！「古代山陰道を訪ねて～杉沢遺跡～」

## 第2章 位置と歴史的環境

### 第1節 位置と周辺の古代遺跡(第1~5図)

杉沢遺跡等が所在する出雲市は、島根県東部に位置し、北・西部は島根半島と日本海、南部は中国山地、東部は宍道湖に面している。出雲市の市街地は、東西約20km、南北約5kmにわたって広がる出雲平野の中心部にある。出雲平野は、県下最大規模の沖積平野であり、南の中国山地から斐伊川と神戸川が流れ込む。

杉沢遺跡等は、市域東南部の斐川町に位置し、仏経山(標高366m)から北へ派生する低丘陵に立地する。仏経山は、『出雲國風土記』(以下、『風土記』と記す)の神名火山の一つにあたり、古くから信仰の対象となっている。

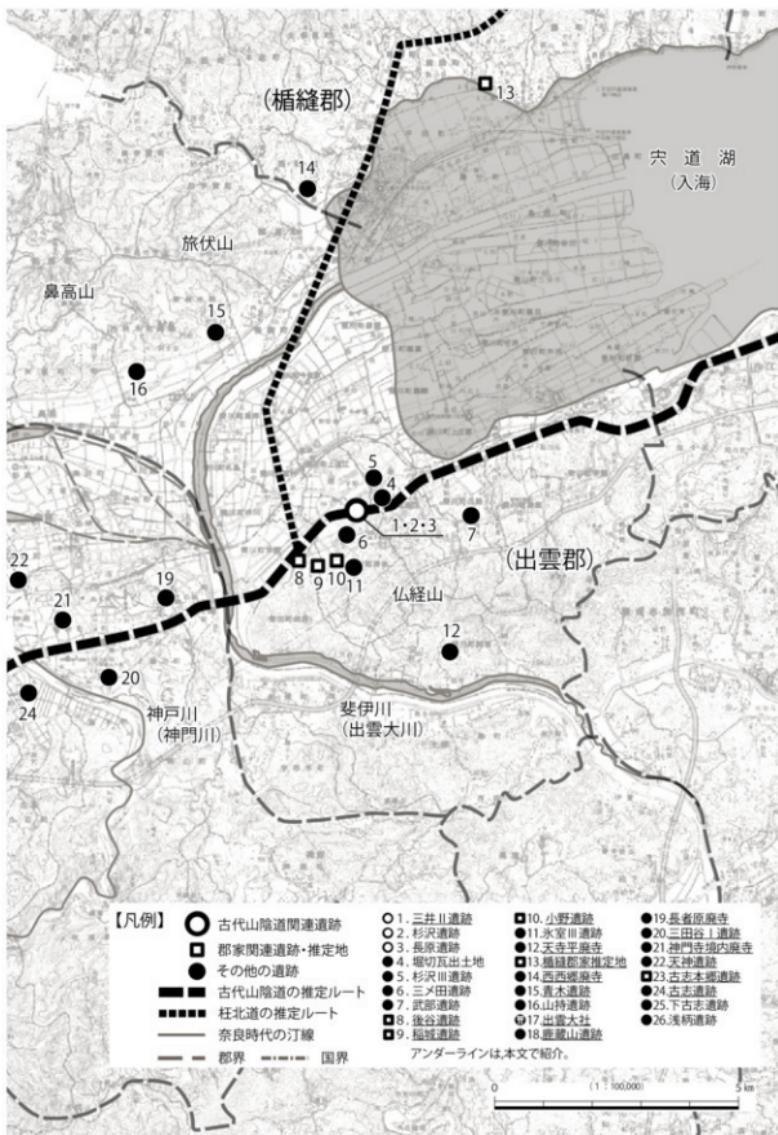
『風土記』によると、古代の出雲平野は今とは全く違う景観であった。すなわち、宍道湖は「入海」と呼ばれ、現在より西に大きく入り込んでいた。また、斐伊川は「出雲大川」と呼ばれ、平野を北流した後、西に流れ、「神門水海」に流れ込んでいた(第2・3図)。斐伊川は、度重なる洪水の影響で、中世末期以降、本流は宍道湖へと流れを変えた。現在、私たちが見る出雲平野は、近世以降のかんな流しによる土砂の堆積や、松江藩による上手の築堤、川違(洪水防止や新田開拓のために、川の流路を変えた事業)による河川改修によって形成されたものである。したがって、古代の出雲平野は、今よりもっと狭く、「入海」や「神門水海」が平野に深く入り込む地形だった。



第1図 三井II遺跡・杉沢遺跡・長原遺跡の位置



第2図 三井II・杉沢・長原遺跡の位置と周辺の古代遺跡及び古代山陰道推定ルート①



第3図 三井II・杉沢・長原遺跡の位置と周辺の古代遺跡及び古代山陰道推定ルート②



第4図 後谷遺跡の礎石建物跡



第5図 古志本郷遺跡の掘立柱建物跡

現在の出雲市域は、出雲・神門・橋縫・秋鹿・飯石の5つの郡に属していた。『風土記』に記された主要道のうち「正西道」は出雲郡と神門郡、「柱北道」が出雲郡と橋縫郡を通る。ここでは主に道路遺構が発見された杉沢遺跡等が所在する出雲郡と、その西に隣接する神門郡にある古代（主に飛鳥～平安時代初期）遺跡を中心に述べることにする。

### 出雲郡の主な古代遺跡

出雲郡家は、『風土記』出雲郡条に「出雲郷。即ち郡家に属けり」とあり、出雲郷に所在した。杉沢遺跡等は、この出雲郡家の東にあたる出雲郡漆治郷に属する。平成4年（1992）～平成7年（1995）まで発掘調査された後谷遺跡（斐川町出西、8）から、水田の下1.8mで礎石建物跡、掘立柱建物跡や大量の炭化米、「□□倉」と書かれた墨書き土器などが発見された。建物跡は2時期あり、I期（8世紀前半）は総柱の掘立柱建物跡、II期（8世紀後半～9世紀前半）は総柱の礎石建物跡で、東西150m、南北120mの範囲に規格的な配置をとる。いずれも一般集落にはみられない4×3間以上の大型倉庫で、郡家に伴う正倉跡ではないかと考えられる（斐川町教委1996第4図）。

しかし、郡家の政庁である郡庁の所在地は未だ特定されていない。可能性のある遺跡としてあげられるのが後谷遺跡の東に隣接する稲城遺跡（斐川町出西、9）や、さらに500m東に位置する小野遺跡（斐川町神水、10）である。稲城遺跡からは軒丸瓦や呪符木簡、小野遺跡からは総柱や側柱の掘立柱建物跡、軒丸瓦、墨書き土器、円面鏡、土馬などが出土していることから、郡庁遺跡である可能性は高い（斐川町教委1993・1998）。

この他、出雲郡の官衙関連遺跡としては、青木遺跡（東林木町、15）、鹿藏山遺跡（大社町杵築南、18）があげられる。青木遺跡は、後谷遺跡の北5kmに位置し、礎石建物跡や神社施設の可能性をもつ総柱建物跡、石敷きの井戸跡や、「伊努」「美社」などの墨書き土器、木筒、神像、絵馬などが発見された。「豪族居宅あるいは正倉などの官衙施設と隣接して人工的に設置された神社」が考えられている（島根県教委2006）。鹿藏山遺跡は、出雲大社（大社町杵築東、17）の南に位置し、三彩多口瓶、脚付櫃、帶金具や「社」「堂」の墨書き土器など多様な遺物が出土し、宗教施設あるいは官衙的性格の遺跡とみられている（大社町教委2005）。

寺院関連の遺跡は、天寺平庵寺（斐川町阿宮、12）、三井II遺跡（斐川町直江、1）があげられる。天

寺平廃寺は、出雲郡家の南東方向にある標高 200m の丘陵上に位置する。堂塔と考えられる 2 つの基壇と平坦面の一角に瓦溜りがある。瓦溜りからは、軒丸瓦や軒平瓦、鬼瓦、磚などが採集された（西尾ほか 1987）。『風土記』に記された出雲郡河内郷新造院には、天寺平廃寺をあてる説があるが、出土瓦の年代が合わないことや、郡家からの距離などに大きな違いがあり、疑問点が多い。三井 II 遺跡は、杉沢遺跡の南 100m にあり、斜面から瓦窯跡が確認され、「水切り」をもつ軒丸瓦や鶴尾などが発見された（斐川町 24、出雲 31）。この三井 II 遺跡の瓦窯跡を「河内郷新造院瓦窯跡」としてふさわしいとする考え方がある（花谷 2016）。

### 神門郡の主な古代遺跡

『風土記』卷末記載によれば、斐伊川から西 7 里 25 歩（約 3.7km）に郡家があり、古志郷条に「古志郷。即ち、郡家に届けり」とあるように、古志郷に所在していた。郡家跡は神戸川の左岸にあたる古志本郷遺跡（古志町、23）とみられる。古志本郷遺跡は、平成 10・11 年（1998・1999）の発掘調査で、L 字形に連結した長倉建物跡（I 期：7 世紀末～8 世紀前葉）と正方位の区画溝を作った規則的な建物群（II 期：8 世紀前葉～中葉）が発見された。I 期建物の方位は正方位をとらず、西へ振ることからみて、「官道である山陰道に規制されている」と考えられている。この官道は、ちょうど現在の県道多伎江南出雲線（第 5 図 A-B）が北東から南西に向かうことから、官道推定ルートとして注目されている（島根県教委 2003 第 5 図）。

この他、神門郡の官衙関連遺跡としては、天神遺跡（塩冶町・天神町、22）、三田谷 I 遺跡（上塩冶町、20）があげられる。神戸川右岸にあたる天神遺跡では、倉庫と考えられる大型の総柱建物跡や墨書き土器「早天」、縁釉陶器が出土した（出雲市教委 1977）。郡家の一施設とみる見方もあるが、高岸郷の施設や郡家の出先機関などの説がある（島根県古代セン 2014）。三田谷 I 遺跡は、神戸川が平野に出るあたりの段丘に位置し、木簡や墨書き土器、木製祭祀貝、鉄鉢形土器などの遺物が出土し、郡家別院（出先機関）とする説が有力である（島根県教委 2000）。

寺院関連の遺跡は、神門寺境内廃寺（塩冶町、21）、長者原廃寺（上塩冶町、19）、古志遺跡（古志町、24）がある。神門寺境内廃寺は、古くから礎石や古瓦などが採集され（島根県教委 1980）、出雲市が行った発掘調査でも礎石下の基壇や北限を示す区画溝が発見されており（出雲市教委 1985・2013）、神門郡朝山郷の新造院とする説がある。長者原廃寺は、斐伊川の西約 1 km の丘陵部にあり、礎石建物跡や古瓦が発見されている。古志遺跡では、昭和 47 年（1972）に水田から古瓦が発見されている（出雲市教委 1984）。

楯縫郡の郡家は、多久谷町灘（多久谷町、13）とする説（島根県古代セン 2014）があるが、遺跡は未発見である。また、楯縫郡沼田郷新造院の遺跡は、西西郷廃寺（西郷町、14）と想定され、礎石や瓦類が発見されている（平田市教委 1998）。

以上、杉沢遺跡等周辺の官衙、寺社関連の遺跡を中心みてきた。『風土記』に記された「正西道」は、出雲郡と神門郡をほぼ東西に走る。発掘調査された遺跡から出雲郡家も神門郡家も山陰道治線に位置していたと考えられる。また、これら郡家は、斐伊川や神門川という 2 大河川に近く、陸上・水上交通の要所に置かれていたことがわかる。

## 第2節 出雲国における古代山陰道の痕跡（第6～13図）

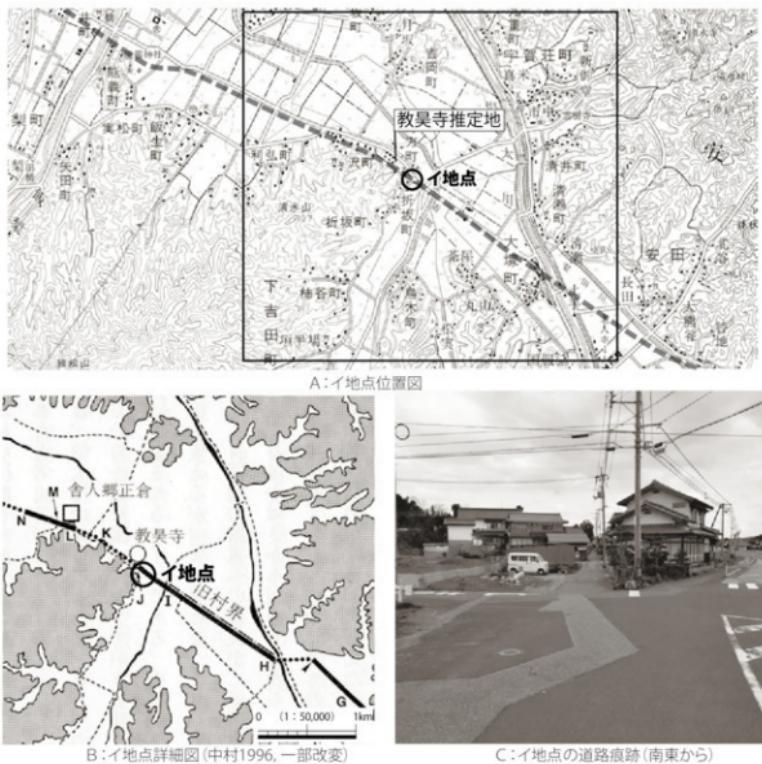
『風土記』には「正西道」や「枉北道」などの道の記述がある。本節では、中村太一や木本雅康による歴史地理学の研究成果（中村1992, 木本2011）に基づき、道路痕跡が比較的よく残っている出雲国の12地点について記す（第6図）。

### 1 「正西道」ルート上の痕跡（第6～12図）

島根県安来市から出雲市へかけて、イールの11地点を取り上げる。



第6図 古代山陰道と道路痕跡の位置図

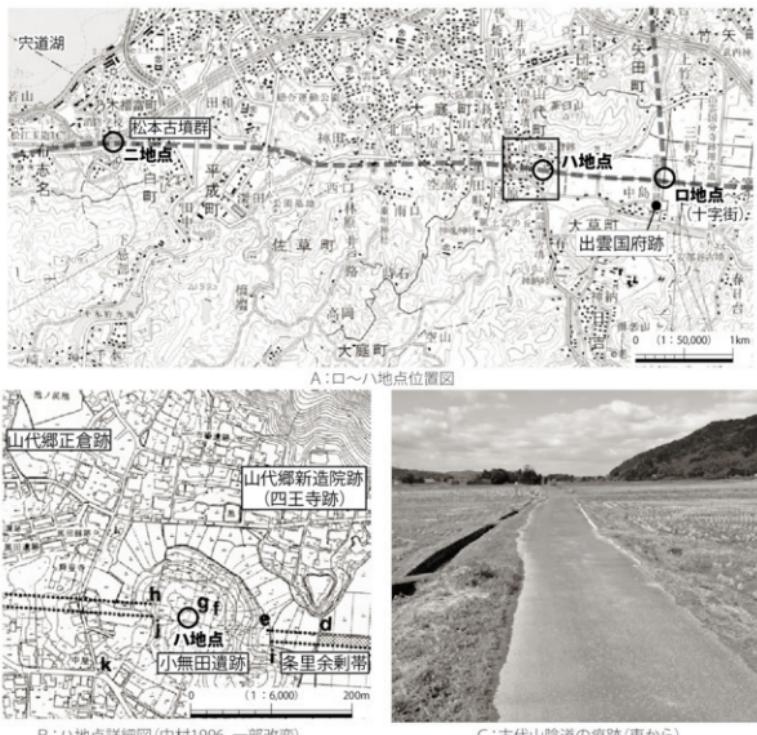


第7図 イ地点の位置図ほか

イ地点（第7図）は、安来市野方町地内で、伯太川の左岸約1.2kmの丘陵縁辺部にある。道路痕跡は、教昊寺推定地（野方庵寺）より南東側200mの平地に、南東～北西方向に残っている。中村は「旧道と水田地割を合わせた幅は約11mであり、国府の所在する意宇平野で観察される、残存地割や条里余刺帯とほぼ一致する」（中村1992 74頁）とする。現在の舗装された道路（旧道）と畠地（旧水田）を合わせた幅（第7図C）が、道路痕跡と推定される。

口地点（第8図A・C）は、松江市大草町地内で、意宇川下流に広がる意宇平野に所在する。『風土記』に「国宁、意宇郡家の北の十字街に至る」とあり、東西と南北の方向に走る現道が十字街（第8図C）に推定される。十字街の南側にあたる出雲国府跡の発掘調査で、道路側溝の可能性がある南北の溝が確認され、国府への進入路と考えられている（松江市史編纂2012）。

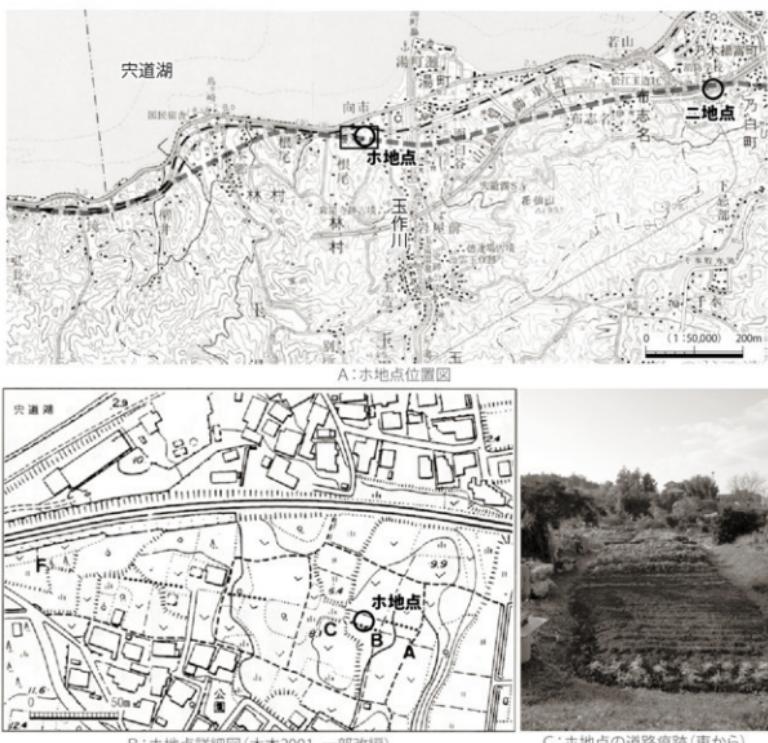
ハ地点（第8図A・B）は、松江市山代町地内で、十字街から西約1.3kmの低丘陵上に位置する。木本は「一部帶状の畠地がそのまま道路敷を示している」（木本2011 124頁）としている。また、昭



第8図 口地点・八地点・二地点の位置図ほか

和58年（1983）の小無田遺跡の発掘調査により、東西溝が1条確認された。溝の東西延長と南側の短冊状の地形を含め道路痕跡の可能性が示唆されている（島根県教委1984）。なお、道路幅については、中村は約16m（第8図Bのh-1間）とするが、木本は、最も明瞭なところで道路幅約12.5mの道路幅を想定している（木本2011）。

二地点（第8図A）は、松江市乃木富町地内で、野代川の西約500mの丘陵上にある。中村は「現道に並行する幅約10.5mの地割が観察された」（中村1996：154頁、第5章2節参照）とし、この痕跡が、西側丘陵上で発掘調査された切通し状の道路遺構（松本古墳群、島根県教委1997）に続くと考えている。



第9図 赤地点の位置図ほか

赤地点（第9図）は、松江市玉湯町湯町地内で、玉湯川の西方約600mの台地上にある。木本は「上幅約9m、下幅約6.7m、深さ約0.8mの周囲より一段低くなった畠が約20m続いている（第9図B、A-B-C）。この台地上を開墾等のために掘り下げる必然性は考えられないで、これを駅路とみなしたい」（木本2011 129頁）とし、この台地上に残る「帶状窪地」（木本2011、第9図C）を道路痕跡とする。



第10図 へ地点・ト地点の位置図ほか

へ地点（第10図）は、松江市宍道町西来待地内で、来待川の西約700mの谷筋にあたる。木本は「想定駅路は、近世の山陰道と同様に、宇由比神社が存在する谷を抜けていた」（木本2011 136頁）とし、宇由比神社の西の切通しを道路痕跡としている。切通しには、幅約4mの現道が走り、南斜面には塞の神が祀られている。

ト地点（第10図）は、松江市宍道町佐々布地内で、蔵敷集落南側の丘陵上にある。木本は「現在道の北側に沿って、帯状の畝が続いており、南側の丘陵のカット面からの下幅は、約12mに達する。これだけの幅は、近世の街道には広すぎると考えられる。したがって、近世山陰道が古代駅路を踏襲した可能性が高い」（木本2011 138頁）としている。道路沿いには小五輪塔群が祀られている。

当該地の西側において、平成9年（1997）に近世山陰道遺跡の発掘調査が行われ、版築状の遺構が確認されたが、遺物等が出土していないため、古代のものかどうかは確定できない。調査者は「古代の道の可能性がある」としながらも「現時点で古代山陰道と断定することは難しい」（宍道町教委1998 72頁）という考え方を示している。

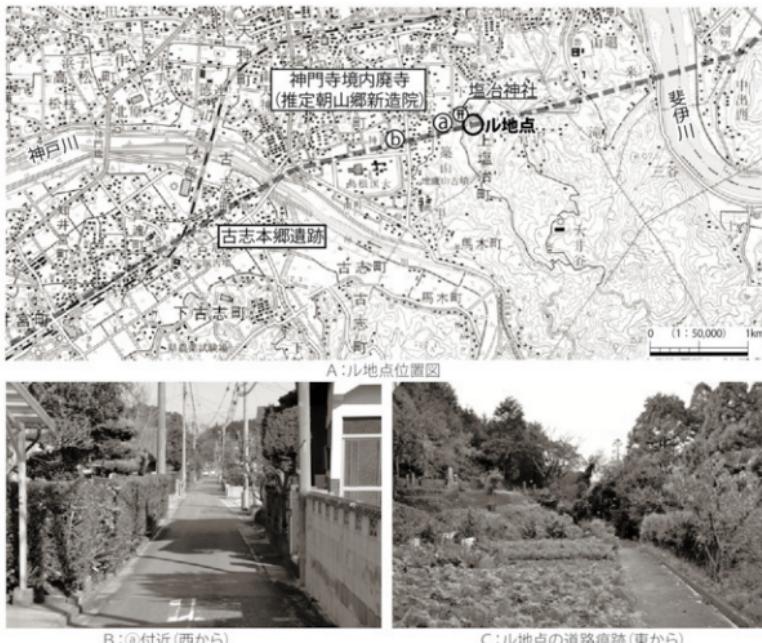


第11図 チ地点・リ地点・ヌ地点の位置図ほか

チ地点（第11図）は、出雲市斐川町三絡地内で、香取神社の北東約150mの丘陵先端にある。丘陵を東西方向に横断する切通しが約6mの幅で、長さ約20m続く（第11図B①）。木本は「少し北へ道を通せば、わざわざ切通を作らなくともすむところを、あえて直線性にこだわっている」（木本2011：143頁）と指摘する。さらに、切通しの西側には「テラス状の平坦地があり、これも道路の痕跡である可能性が高い」（木本2011：143頁）とする（第11図B②）。

リ地点（第11図）も出雲市斐川町三絡地内で、香取神社の西約200m行ったところに長さ50mにわたり切通しがみられる。木本はこの切通しを「幅約7mの大規模なものである。切通しの中間南斜面に塞の神が祀られている」（木本2011：143頁）としている。切通しの東西入り口部分は、宅地や畠地で大きく削平されており、旧地形をとどめていない。なお、リ地点は、杉沢遺跡から東約1kmの地点である。

ヌ地点（第11図）は、出雲市斐川町神氷地内で、仁照寺の東約150mにあたる。木本が指摘するように、現道の南側に沿って長さ約17m、幅約8mの畠地が道路痕跡と推定される。西側には塞の神、東側には荒神・水神が祀られている。なお、ヌ地点の北約250mには風土記社の加毛利神社がある。



第12図 ル地点の位置図ほか

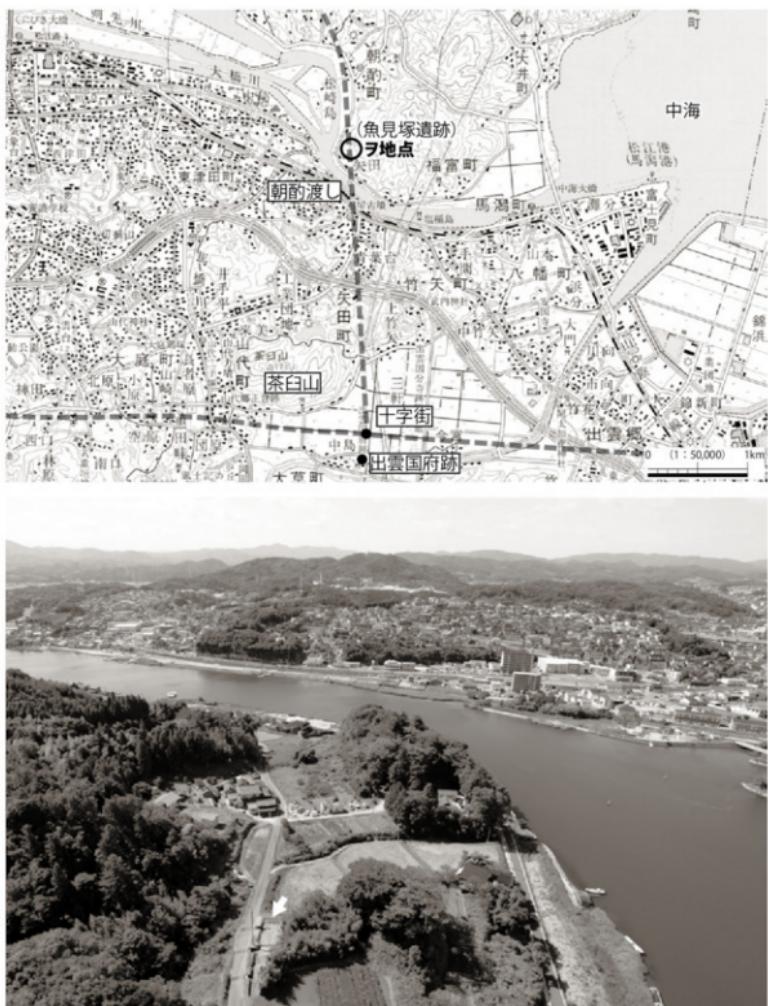
ル地点（第12図）は、出雲市上塩治町地内である。塩治神社の南側に現道が走るが、この南の一  
段高いところに平坦面がある。木本は「南側の丘陵をカットして、幅約6mの平坦面を作り出して  
いる」（木本2011 148頁）とし、長さ40mにわたる畑地が今も残っている。木本は、また「このラ  
イン（a-b）を、そのまま西南西に延長すると、神門郡家跡に比定される古志本郷遺跡付近に、ほ  
ぼ達する」（木本2011 148頁）とし、道路の延長ルートとみなしている。

## 2 「枉北道」ルート上の痕跡

松江市の1地点を取り上げる。

ヲ地点（第13図）は、松江市朝鶴町地内で、出雲國府の北にある十字街から分岐した「枉北道」が、  
「朝酌渡」で大橋川を北に渡った先にある切通しである。切通しの下端幅は現況で約7.5mを測り、  
平成28年（2016）の魚見塚遺跡の発掘調査で道路側溝や波板状凹凸が発見された。切通しの北方  
には女滝山（和久羅山）、南方には神名樋野（茶臼山）を望むことができる。

以上のように、古代山陰道は出雲国内の各所にその痕跡を残している。これらはいずれも直線的な



第13図 ヲ地点の位置図と写真（魚見塚遺跡発掘区（○）と「朝御渡し」と茶臼山（北から））

もので、古代道路の特徴をよくとどめているといえよう。そのなかで、杉沢遺跡等の道路遺構を含む斐川町内では、古代山陰道の痕跡が東西約2.5kmにわたって連続的に残されており、うち1.5kmが丘陵の上を走っている。周辺に平地が広がるにもかかわらず高所を通過させる意義は何か、未だルートの確定していない地域や駅家跡の解明とともに残された大きな課題である。

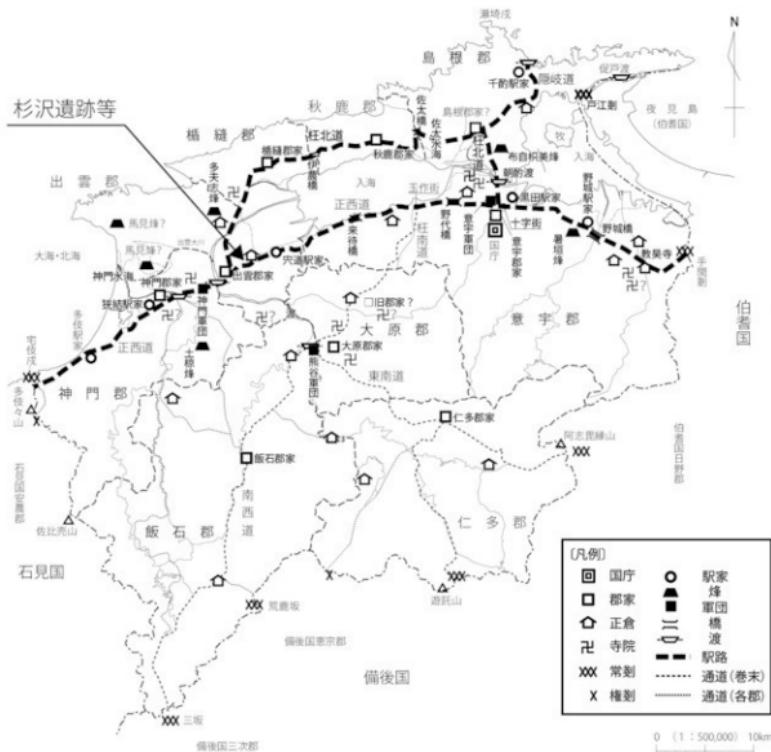
### 第3節 『出雲国風土記』の施設と主要道

『風土記』によると奈良時代の出雲国は、意宇・島根・秋鹿・樋縫・出雲・神門・飯石・仁多・大原の9郡で構成されている。出雲国府と各郡家とは正西道などの主要道(枉北道、隱岐道、枉南道、南西道、東南道)で結ばれている(島根県古代セン 2014, 第14図)。

ここでは、主要道ごとに『風土記』記載の各施設について述べてみたい。

#### 1 正西道・枉北道・隱岐道

**正西道** 正西道は、東の境の手間ヶ崎から飯梨河に架かる野城橋を渡ると野城駅家に至り、暑垣烽<sup>あつがきのとこ</sup>の北を通って出雲国府のある意宇平野に達する。意宇平野には、東西の正西道と、北へ向かう枉北道<sup>おうほくどう</sup>(隱岐道)との交差点(『風土記』に十字街)があり、ここに出雲国府があった。出雲国府跡(松江市大草町)



第14図 『出雲国風土記』の施設と主要道

は、昭和43年(1968)からの発掘調査により、国府の中枢である政庁、実務を扱う曹司、国司の官舎である国司館、工房などの遺構が確認された(島根県埋文2013)。また、国府と同所に意宇郡家があり、その近くには黒田駅家や意宇軍団も置かれた。いずれも確かな遺跡は見つかっていないが、出雲國府跡から出土した「驛」の墨書き土器が黒田駅家に関連するのではないかとみられている(島根県古代セン2014)。

十字街を西へ進むと、のしろばし たまつくりのちまた きまちばし しきやのうまや野代橋、玉作街、米待橋、穴道駅家を経て、出雲郡家へ至る。

出雲郡家は、後谷遺跡(出雲市斐川町)で正倉跡が見つかっており、その東側の稻城・小野遺跡が郡庁であった可能性が高い(第2章第1節 6頁)。『風土記』によれば、この出雲郡家の「東のほとり」で正西道に枉北道が合流する。

正西道はさらに神門郡との境の出雲大川(斐伊川)を越え、神門川(神戸川)を渡って神門郡内を西進する。2つの川には渡船が置かれていた。出雲大川の西には神門軍団があり、神門川西岸には神門郡家と狭結駅家があった。神門郡家は、古志本郷遺跡(出雲市古志町)が有力視されるが、神門軍団と狭結駅家の遺跡は未発見である。

神門郡西部には多伎駅家があり、石見国との境の多伎々山には宅伎成があった。

枉北道　枉北道は、十字街で正西道と分岐して北進し、郡境の川(大橋川)にある朝釣渡で島根郡に入り郡家に至る。島根郡家想定地の一つが、芝原遺跡(松江市福原町)である。発掘調査により、規格的な配置をとる掘立柱建物跡や8世紀後半~9世紀前半の須恵器、「出雲家」「校尉」などの墨書き土器が出土した(松江市教委1989)。大橋川北岸の魚見塚遺跡(松江市朝釣町)では、枉北道が発掘された(第2章第2節 15頁)。枉北道の東側の嵩山(標高297m)山頂には布自枳美烽が置かれたと推定され、頂上から意宇郡や遠く出雲郡まで望むことができる。

枉北道は島根郡家から穴道湖北岸を西へ進み、佐太橋を渡って秋鹿郡家、次に伊農橋を渡って柄縫郡家へと達する。ここから道は南進し、出雲郡家の東辺で正西道と合流する。秋鹿・柄縫郡家とともにその遺跡は未発見である。柄縫郡家西方の旅伏山山頂(標高421m)は多夫志烽が推定されている。頂上には都牟自神社があり、その後方の平坦地は眺望がよい。近辺では須恵器や土師器が採集されている(内田1995b)。

多夫志烽の西9kmの杵築大社(出雲大社)周辺に置かれたのが馬見烽である。その推定地は2つあり、大社北方の坪背山(出雲市大社町杵築東、標高371m)と南方の浜山丘陵(出雲市浜町、標高47m)である。また、馬見烽の南東10kmには土椋烽が置かれた。眺望の良い大袋山(出雲市稗原町戸倉、標高359m)がその場所と推定されている(島根県古代セン2014)。

隠岐道　隠岐道は、島根郡家から枉北道と分岐して北東方向へ進み、隠岐渡である千鈞浜に至る道である。千鈞浜に所在する修理田遺跡(松江市美保関町)や中殿遺跡(同)の発掘調査で、7世紀末から8世紀の須恵器や木簡が発見されており、駅家の有力な候補地である(松江市史編纂委2012)。

千鈞駅家から北西方向5kmの海岸沿いに漸墳成、また、郡家の南東25kmには戸江剣が置かれ、海岸や国境の警備を厳重にしていた。

## 2 杠南道・南西道・東南道

**杠南道** 十字街から西へ約 10kmで正西道は玉作街に至る。ここから南へ杠南道が分岐する。杠南道は大原郡家へ至り、ここで南西道と東南道とに分岐する。大原郡家は、『風土記』に移転の記載があり、旧郡家は郡垣遺跡（雲南省大東町仁和寺）に比定されている。近年の発掘調査で発見された掘立柱建物跡は、規則性の高いコ字形配置をとり、郡庁建物と考えられている（雲南省教委 2014）。移転後の郡家は雲南省木次町里方が推定地となっているが、遺跡は確認されていない。

**南西道** 南西道は、大原郡家から飯石郡家を経て備後国三次郡へ至る道である。飯石郡家は、雲南省掛合町掛合郡が推定地だが、遺跡は発見されていない。飯石郡家の東北には熊谷軍団が置かれた。標高 130mの丘陵上にある熊谷遺跡（雲南省木次町）からは、「國」あるいは「團」と読める墨書き土器が出土した（島根県教委 2001, 図 2006）。

なお、飯石郡家の南約 43km で南西道から分岐し、南東へ進み備後国恵宗郡へ至る道もあった。

**東南道** 東南道は、大原郡家から南東に向かい、仁多郡比々理村を経由し仁多郡家に至る道である。ここで分かれて正東道と正南道になり、前者は伯耆国、後者は備後国の国境へ至る。

仁多郡家は、仁多郡奥出雲町高田・郡が推定地で、カネツキ免遺跡から大型の円面鏡や転用鏡などが出土した。隣接する芝原遺跡でも鍛冶遺構や「厨」と書かれた墨書き土器が出土し、両遺跡を中心として郡家が存在した可能性が高い（蓮岡ほか 1985）。

仁多郡及び飯石郡から備後国と伯耆国へと通じる道には、剣が置かれていた。『風土記』には、常設の剣 4 カ所、臨時に置かれた剣 1 カ所が記述されており、国境管理の状況がうかがえる。なお、飯石郡内に置かれた 3 つの径、波多径・須佐径・志都美径にはそれぞれ臨時の剣が置かれた。飯南町頬原に所在する門遺跡や森遺跡では、7~8世紀代の大型の掘立柱建物跡や竪穴住居などが出土しており、「志都美剣」の可能性が指摘されている（内田 1995a, 平野 1995）。

## 3 古代寺院と正倉

**古代寺院** 『風土記』に記載された寺院は、唯一寺名のわかる教吳寺（安来市野方町）と新造院 10 カ寺である。新造院は、地方の有力豪族の氏寺とみられ、権威を示すために交通の要衝に建てられることが多かった。意宇郡には新造院が 4 カ寺あり、意宇平野の神名樋野（茶臼山、標高 171 m）の南麓にある四王寺跡（松江市山代町）は、正西道の北約 200 m という立地である。

意宇郡以外では出雲郡と橋縫郡に各 1 カ寺、神門郡に 2 カ寺、大原郡に 3 カ寺ある。神門郡の朝山郷新造院と推定される神門寺境内廃寺（出雲市塙治町）は、正西道の推定ルートに近接している。また、橋縫郡の沼田郷新造院跡と推定される西西郷廢寺（出雲市西郷町）も、杠北道推定ルートを望む場所に立地する。大原郡斐伊郷の 2 カ寺は、礎石や瓦が出土した JR 木次駅構内（雲南省木次町里方）周辺と、雲南省木次町法花坊の正覚寺付近と推定されている。両新造院は、杠南道や東南道に近接する。大原郡屋裏郷新造院は先に記した旧大原郡家の西側とする説（雲南省大東町仁和寺）と東側にあたる馬田寺遺跡（雲南省大東町大東下分）とする説がある（島根県古代セン 2014）。前者であれば杠南道を、後者であれば東南道を望むこととなる。

**正倉** 『風土記』には、出雲国内各所の郷に正倉 15 カ所<sup>2)</sup> が置かれた、とある。

このうち、意宇郡山代郷の正倉は、その推定地から整然とした配置の大型倉庫群が発見され、また多量の炭化米も出土してその位置が確定した(島根県教委 1981)。正西道の北 500m という地点である。このほか、青木遺跡(出雲市東林木町)を出雲郡美談郷の正倉と関連させる考えがある(大橋 2016)。青木遺跡は枉北道の推定路線に近接する。残る 13 カ所の『風土記』記載正倉の位置は不明だが、正西道と枉北道との交差点に位置した出雲郡家にも附属する正倉跡があった(後谷遺跡、先述)。地域統治のために、郡家だけでなく郡内各所にも正倉が設置されたことが具体的にうかがえるのが古代出雲国特質であり、いずれの正倉も古代の道路路線の近傍に設置されていたことは推定に難くない。

以上、正西道をはじめとする出雲国内の主要道の路線と、それと密接な立地をとる諸施設について概観した。今後、『風土記』記載の諸施設の所在とその性格を解明し、推定される道路との関係を具体的に復元していく必要がある。

(宍道年弘)

## 註

- 1) 墓垣烽は、車山(安来市田頃)が推定地で、頂上が平坦地となり、円形土坑が見つかっている(内田 1995b)。
- 2) 意宇郡に 5 カ所(山国郷、舎人郷、山代郷、辯志郷、賀茂神戸)、島根郡に 1 カ所(手染郷)、出雲郡に 2 カ所(漆  
治郷、美談郷)、飯石郡に 3 カ所(三屋郷、須佐郷、来島郷)、仁多郡に 3 カ所(三沢郷、横田郷、漆仁兼湯)、大原  
郡に 1 カ所(屋代郷)が置かれたとある。

## 参考文献

- 出雲市教育委員会 1977『天神遺跡』国立島根医科大学教職員宿舎建設にかかる緊急発掘調査概報
- 出雲市教育委員会 1984『神門寺境内廐寺』第 2 次発掘調査概報
- 出雲市教育委員会 1985『神門寺境内廐寺』
- 出雲市教育委員会 2013『神門寺付近遺跡Ⅲ・高西遺跡』出雲都市計画道路医大前新町線 3 工区道路改良工事  
に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 3 出雲市の文化財報告 23
- 内田律雄 1995a『『出雲國風土記』「志都美刻推定地の調査」』『古代交通研究』第 4 号
- 内田律雄 1995b『『出雲國風土記』の五烽』『風土記の考古学』3 出雲國風土記の巻 同成社
- 雲南市教育委員会 2014『郡垣遺跡』Ⅲ 旧大原郡家範囲確認調査報告書 1 雲南市埋蔵文化財調査報告書 8
- 大橋泰夫 2016『出雲國誕生』歴史文化ライブラー 436 吉川弘文館
- 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著 2005『出雲國風土記』山川出版社
- 木本雅康 2011『出雲國西部の古代駅路』『古代官道の歴史地理』同成社
- 島根県教育委員会・建設省出雲工事事務所 1980『出雲・土塙治地域を中心とする埋蔵文化財調査報告書』
- 島根県教育委員会 1981『史跡出雲国山代郷正倉跡』
- 島根県教育委員会 1984『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書Ⅲ 小無田遺跡』

- 島根県教育委員会 1997『松木古墳群・大角山古墳群・すべりざこ古墳群』一般国道9号松江道路(西地区)建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書3
- 島根県教育委員会 2000『三田谷I遺跡』Vol.2 要伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅷ
- 島根県教育委員会 2001『熊谷遺跡・要害遺跡』中国横断自動車道尾道松江線建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書13
- 島根県教育委員会 2003『古志本郷遺跡』V 出雲国神門郡家閑連遺跡の調査 要伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書XVI
- 島根県教育委員会 2006『青木遺跡』II(弥生～平安時代編)第3分冊(奈良・平安時代) 国道431号道路改築事業(東林木バイパス)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書III
- 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター 2013『史跡出雲國府跡』9総括編 風土記の丘内地内遺跡発掘調査報告書22
- 島根県古代文化センター編 2014『解説 出雲国風土記』今井出版
- 宍道町教育委員会 1998『山陰道遺跡[宍道・佐々布下一荻田]発掘調査報告』『宍道町歴史叢書2』
- 関和彦 2006『出雲国風土記註論』明石書店
- 大社町教育委員会 2005『鹿藏山遺跡』大社町立大社小学校改築事業に伴う発掘調査報告書
- 中村太一 1992『「出雲国風土記」の方位・里程記載と古代道路』『出雲古代史研究』(第2号)出雲古代史研究会
- 中村太一 1996『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館
- 西尾克己・金築基・宍道年弘 1987『天寺平廃寺について』『八雲立つ風土記の丘』No.84 八雲立つ風土記の丘資料館
- 蓮岡法暉・西尾克己 1985『仁多・カネツキ免遺跡』『島根県埋蔵文化財調査報告書』第XI集 島根県教育委員会
- 花谷浩 2016『三井II遺跡の瓦窯と瓦について』『杉沢遺跡・杉沢II遺跡・杉沢横穴墓群』出雲斐川中央工業団地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 出雲市の文化財報告31 出雲市教育委員会
- 斐川町教育委員会 1993『出雲国出雲郡家正倉跡』斐川町文化財調査報告11
- 斐川町教育委員会 1996『後谷V遺跡』斐川町文化財調査報告15
- 斐川町教育委員会 1998『出雲郡家閑連遺跡群第6次発掘調査概報』斐川町文化財調査報告20
- 平田市教育委員会 1998『山根塙古墳・西西郷廃寺』平田市埋蔵文化財調査報告書第6集
- 平野卓治 1995『「出雲国風土記」の「剣」と「戌」「風土記の考古学』3 出雲国風土記の巻 同成社
- 松江市教育委員会 1989『芝原遺跡』
- 松江市史編纂委員会 2012『松江市史』史料編2 考古資料 松江市
- 松江市まちづくり文化財課 2016『魚見塚遺跡現地説明会資料』
- ### 図の出典
- 第6図 (島根県古代セン 2014)『出雲国風土記地図』を一部改変 / 第7図A, 8図A, 9図A, 10図A, 11図A, 12図A, 13図 国土地理院地形図を一部改変 / 第7図C, 8図C, 9図C, 10図B・C, 11図B・C・D, 12図B・C 出雲市が撮影 / 第7図B, 第8図B 中村(1996)を一部改変 / 第9図B 木本(2011)を一部改変 / 第13図 写真は松江市教育委員会提供 / 第14図 島根県古代セン(2014)を一部改変 / 第2章地図中の古代道路復元線は(島根県古代セン 2014)による

## 第3章 調査の成果

### 第1節 路線復元と遺跡の範囲

#### 第1項 測量成果と路線復元

第1回調査委員会での指導により、ルート復元のための測量調査を行った。

尾根上に想定される延長約1km、幅40mの間について3次元レーザー測量を行い、詳細な地形図を作成した(第16・17図)。測量に先立ち、広範囲に下草刈りを行った結果、古代山陰道造成に伴うと想定される切り通しや斜面等が見つかり、測量図の等高線にも表れた。

測量成果より想定される尾根上の古代山陰道のルートを確認すると、当時の技術者が東西につながる丘陵の尾根を巧みに利用し、直進性、水平性を最大限考慮しながらルート設定した状況がうかがえる。

また、この想定ルートは、尾根上ではほぼすべての距離で里道(幅1~2m)と、また西側の約450mの区間で旧村境とも重なっている。



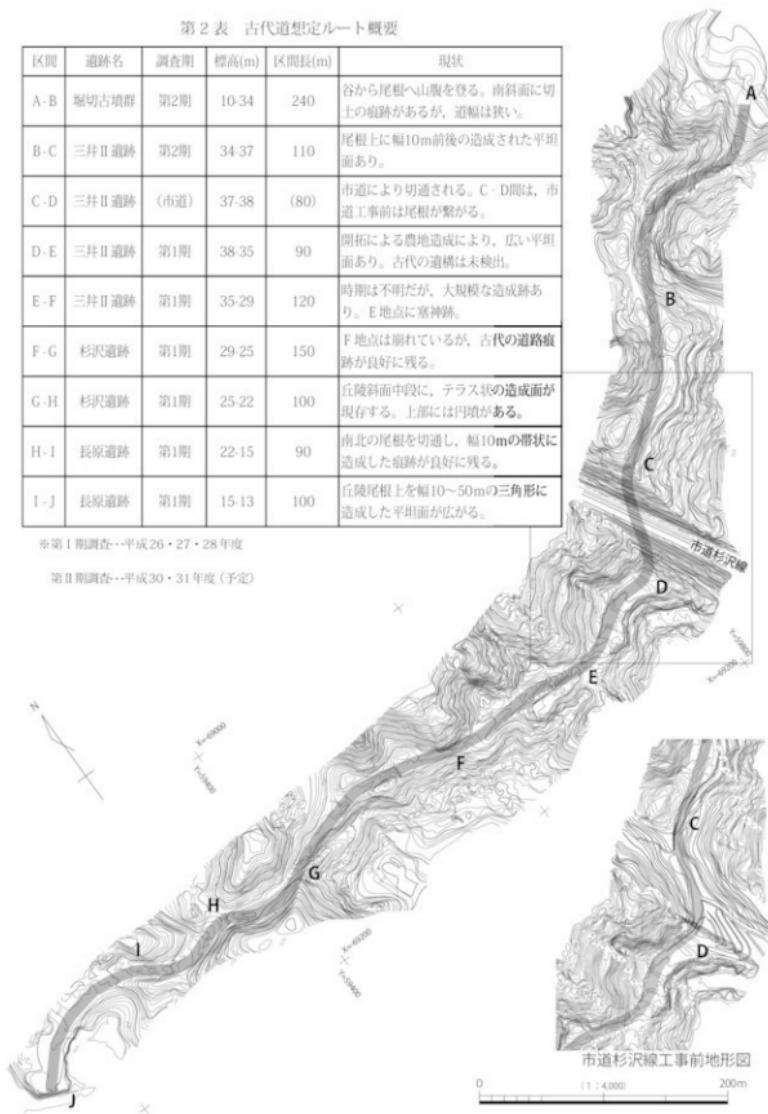
第15図 3次元レーザー測量 範囲図

第2表 古代道想定ルート概要

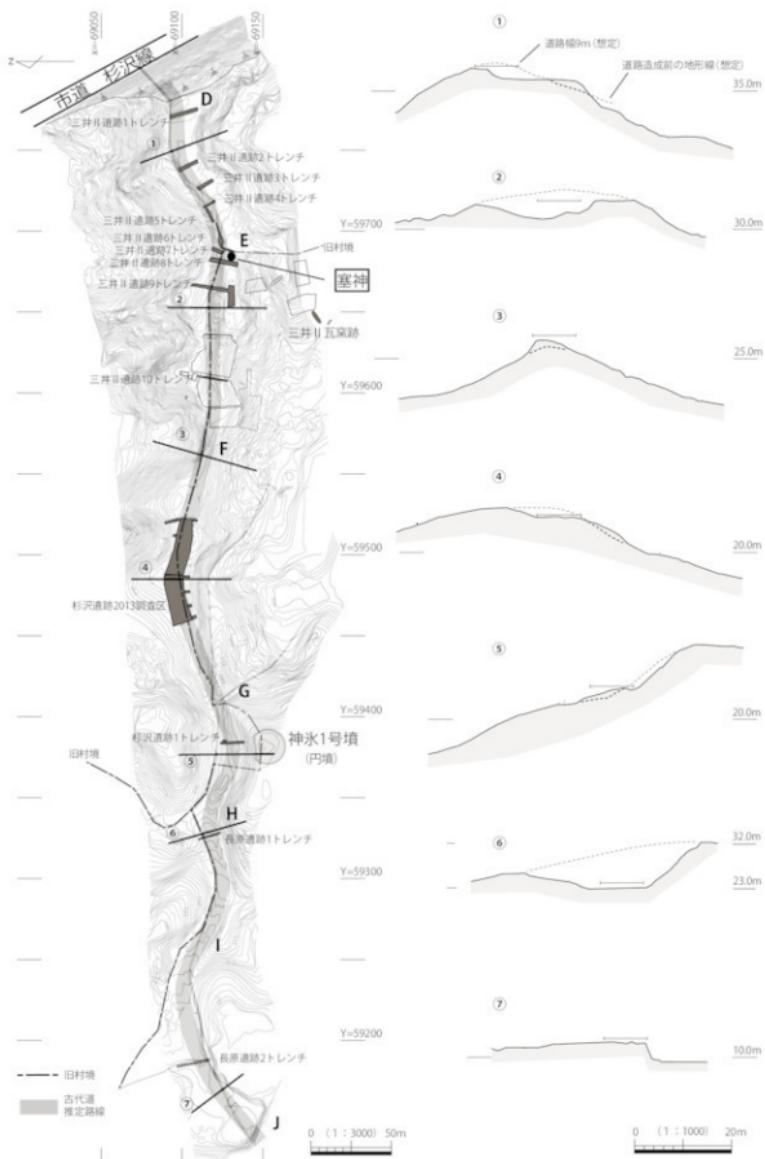
区間	遺跡名	調査期	標高(m)	区間長(m)	現状
A-B	堀切古墳群	第2期	10.34	240	谷から尾根へ山腹を登る。南斜面に切土の痕跡があるが、道幅は狭い。
B-C	三井Ⅱ遺跡	第2期	34.37	110	尾根上に幅10m前後の造成された平坦面あり。
C-D	三井Ⅱ遺跡	(市道)	37.38	(80)	市道により切通される。C-D間は、市道工事前は尾根が繋がる。
D-E	三井Ⅱ遺跡	第1期	38.35	90	開拓による農地造成により、広い平坦面あり。古代の遺構は未検出。
E-F	三井Ⅱ遺跡	第1期	35.29	120	時期は不明だが、大規模な造成跡あり。E地点に塞神跡。
F-G	杉沢遺跡	第1期	29.25	150	F地点は崩れているが、古代の道路痕跡が良好に残る。
G-H	杉沢遺跡	第1期	25.22	100	丘陵表面中段に、テラス状の造成面が現存する。上部には円墳がある。
H-I	長原遺跡	第1期	22.15	90	南北の尾根を切通し、幅10mの帯状に造成した痕跡が良好に残る。
I-J	長原遺跡	第1期	15.13	100	丘陵尾根上を幅10~50mの三角形に造成した平坦面が広がる。

※第1期調査…平成26・27・28年度

第II期調査…平成30・31年度(予定)

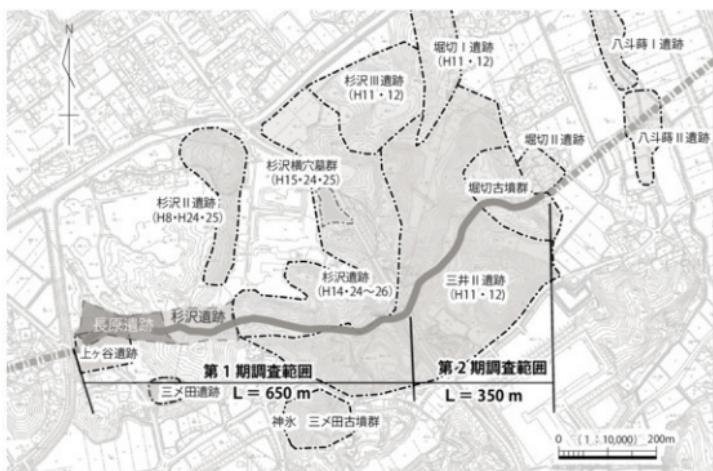


第16図 3次元レーザー測量成果と推定路線



第17図 第1期調査区 地形図

## 第2項 遺跡の範囲と地区割り（第18図）



第18図 周辺遺跡図

平成26年度に行った測量調査及び踏査により、杉沢遺跡2013調査区から西方への道路遺構の延長を確認したため、想定路線上の杉沢遺跡の範囲を拡張するとともに、新たに長原遺跡を包蔵地に追加した。第1期調査の範囲は、東から、三井II遺跡、杉沢遺跡、長原遺跡の3遺跡となる（第18図）。

## 第2節 三井II遺跡（平成11～15年度）

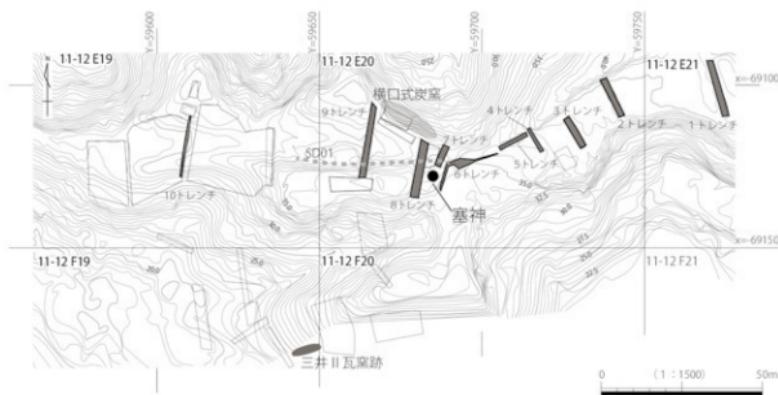
### 第1項 過去の調査（第19・22図 第3表 図版4）

三井II遺跡の尾根上の調査は、出雲市との合併前に斐川町教育委員会が行ったが、一部未報告の部分がある（第1章第2節）。

杉沢遺跡2013調査区で確認した尾根上の古代道路遺構は、東へ向かうと三井II遺跡の尾根部分と、高低差なくつながる（第17図）。また、平成11年度（1999）からの調査トレンチが現存していることから、壁面の再精査を行うとともに、既報告分と未報告分を併せて再検討した。

### 第2項 調査の概要

三井II遺跡では、尾根上に10本のトレンチが設定され調査が行われた（平成11～15年度）。このうち、5～8トレンチで版築状硬化層を確認している（第19図、第3表）。



第19図 三井II遺跡 トレンチ位置図

第3表 トレンチ調査概要

調査区	トレンチ	旧名称	規模	概要
三井II遺跡	1トレンチ	未報告	南北17.5m×幅2m	遺構:削平され遺構なし。 遺物:南側盛土部より石器が1点。
	2トレンチ	未報告	南北13m×幅2m	遺構:尾根上の平坦地で時期不明の溝状の遺構を断面で確認。北側に崖があり、開拓により現地盤まで削平。 遺物:なし。
	3トレンチ	未報告	南北10.5m×幅2m	遺構:尾根上の平坦地で時期不明の溝状の遺構を断面で確認。北側に崖があり、開拓により現地盤まで削平。 遺物:なし。
	4トレンチ	三井II遺跡00-4区 8トレンチ	南北8.5m×幅1.2m	遺構:トレンチ北側に版築状硬化層あり。 遺物:なし。
	5トレンチ	三井II遺跡00-4区 3トレンチ	東西9.5m×幅1.4m	遺構:版築状硬化面あり。 遺物:なし。
	6トレンチ	三井II遺跡00-4区 7トレンチ	東西30m 崖面	遺構:谷部へ盛土及び版築状硬化層を確認。版築状硬化層の施工間に溝SDO1を作り埋めた痕跡有。 遺物:弥生土器及び須恵器蓋片。
	7トレンチ	三井II遺跡00-4区 6トレンチ	南北7m×幅2.4m	遺構:谷部へ張り出す様に版築状硬化層を確認。版築状硬化層の施工間に溝SDO1を作り埋めた痕跡有。 遺物:なし。
	8トレンチ	三井II遺跡00-4区 2トレンチ	南北19m×幅2.5m	遺構:トレンチ北端部に奈良時代の横口式炭窯、中央部にV字形に掘り込まれた溝SDO1。古代道との関係は不明。 遺物:弥生土器が1点出土。
	9トレンチ	三井II遺跡00-4区 1トレンチ	南北28m×幅2m 南側に拡張部有	遺構:トレンチ南部の平坦面に弥生時代中期後半～後期の竪穴住居あり。この部分は古代から現在までの削平の影響を受けていない。 遺物:弥生土器が数点出土。
	10トレンチ	未報告	B調査区南北壁面	遺構:調査区の壁面。中央に深い溝あり。人為的に掘り込まれた痕跡。 遺物:須恵器片が1点出土。

7トレンチ南側の塞神<sup>セイジン</sup><sup>（さいじん）</sup>があった地点から西側の9トレンチでは、幅約20mの切通しがあり、南側には幅4mの平坦面が2段ある。上面には、竪穴住居SB01があり弥生時代中期後半～後期のものと考えられている。下面の上層は、切通しを行った際に盛られた土による造成と想定される。最下部には、地山をV字状に彫り込んだ溝SD01が存在する。

遺物は溝SD01底部から土師質土器細片と、埋土からは須恵器の破片が出土したが、いずれも時期は不明である。報告書（斐川24）において溝SD01は、6～9トレンチでつながるとしたが、8トレンチと同9トレンチの間で、距離17mに対し底の高さが3.2mも下がることから、その連続性については今後の調査が必要である。

塞神周辺の版築状の硬化土についても、須恵器の細片が混入しているが、年代は不明である。

この切通しの造成時期については、8トレンチの北側にある横口式炭焼窯2号窯の年代が鍵となる。炭窯はその上面が削平されていることと、その埋土に三井II遺跡瓦窯の布目平瓦が1点、2次的被熱を帯びて赤変した状態で見つかったことから、奈良時代前半以降の操業と推定される。よって、切通しが行われた時期は奈良時代前半以降であり、当初造成の古代道も影響を受けたと考えられる。

杉沢遺跡2013調査区で確認した道路遺構では、側溝と波板状凹凸面を伴う路盤を確認した。しかし、その東方の三井II遺跡内の各トレンチでは、それらは未確認である。この尾根上を古代道が通っていたことはほぼ間違いないが、道路痕跡の確認は今後の課題である。

また塞神東方には、幅10m以上の平坦面が広がるが、昭和30年代（1955～1964）にハウスブドウ栽培、その後茶畠として造成された平坦面であり、道路遺構は消滅したと考えられる。農地開拓で一部残された北側尾根が道路遺構であった可能性は残る。

三井II遺跡は、杉沢遺跡から続く尾根上にあり、古代道はここを通っていたと考えられる。今後、版築状の盛土についての調査及び面的広がりを確認する必要がある。

## 註

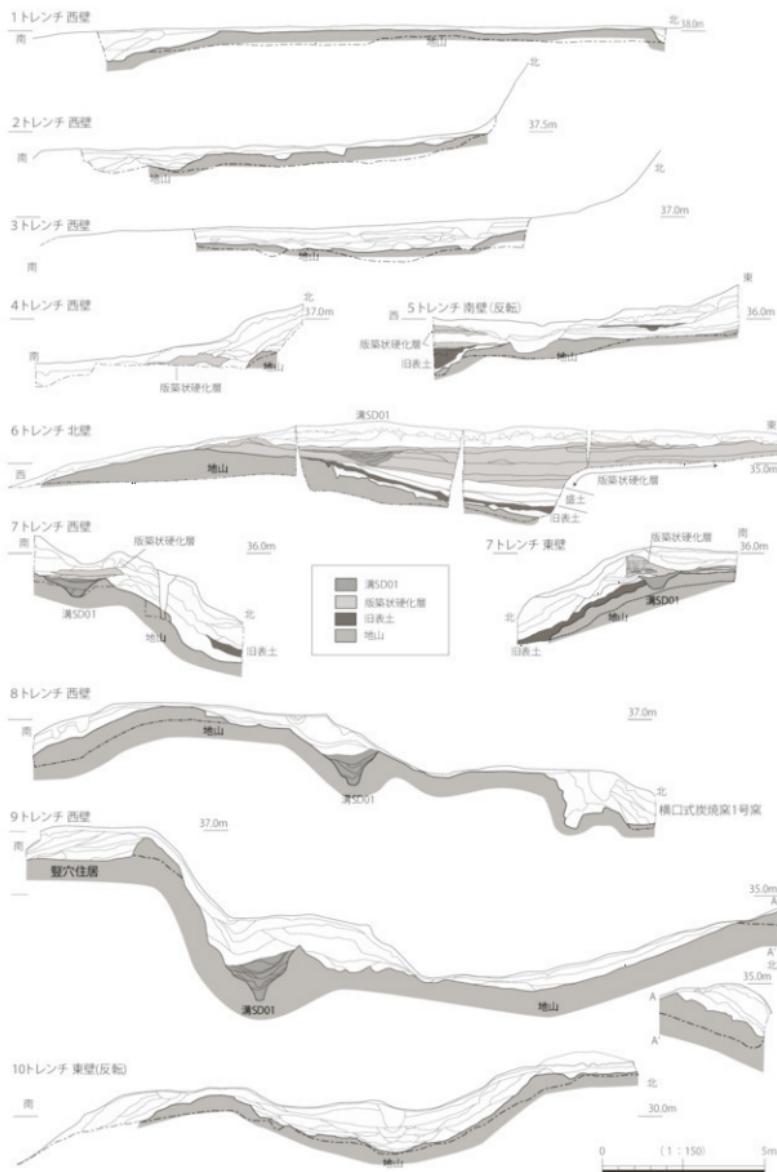
- 1) 塞神は三井II遺跡の尾根上にあった。昭和30年代の開拓の際に西側へ移設されたため、元の位置は不明。  
現在は北東200mの市道杉沢線沿いに再移設されている。



第20図 横口式炭焼窯2号窯 検出状況 西から



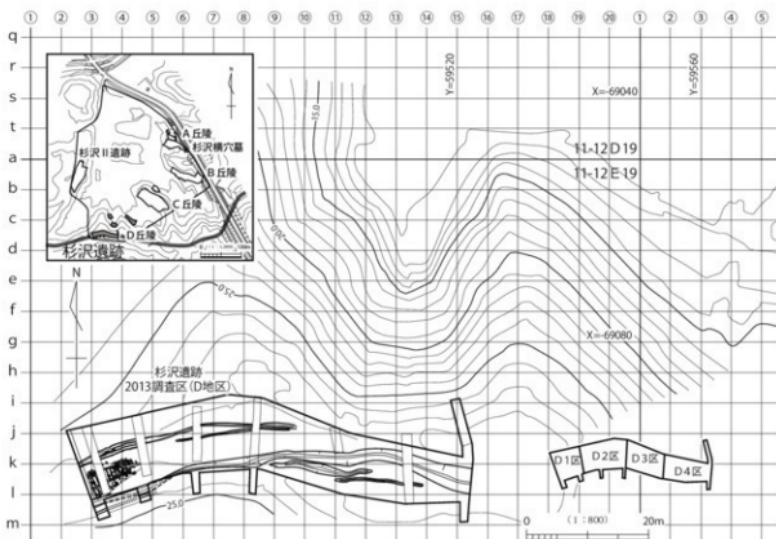
第21図 塞神 移設後 南から



第22図 三井II遺跡トレンチ土層図 (1:150)



### 第3節 杉沢遺跡2013調査区（平成24～26年度）



第23図 杉沢遺跡2013調査区全体図

杉沢遺跡2013調査区は、工業団地の造成工事に先立つ埋蔵文化財調査により尾根上を縦断する道路遺構が見つかった地区である。

この道路は、幅が狭く痩せた尾根上を切土・盛土工法により造成した平坦面に位置し、両側に側溝を備え、その心々間の距離は9mを測る。道路の中央部には、波板状凹凸面があり、地盤改良のために構築されたものと考えられる。なお、本節は既報告書（出雲31）の再掲であり、調査区名、遺構名等については、既報告書を踏襲する。

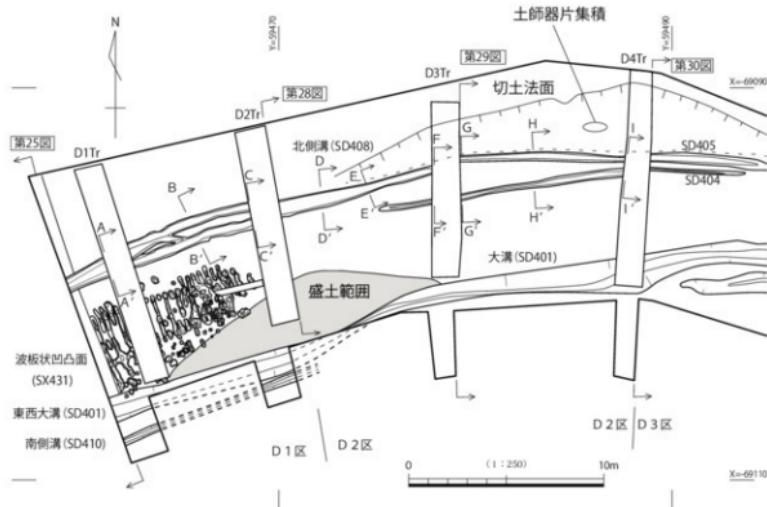
#### 第1項 遺構

##### (1) 丘陵尾根D1～D4区の遺構(第23図～38図 図版2,5～7)

両側に側溝を備え、側溝の心々間約9mを測る古代の道路遺構と、尾根上の調査区を貫く上面最大幅5mの大溝を検出した。

##### 道路遺構(第24～36図 図版5～7)

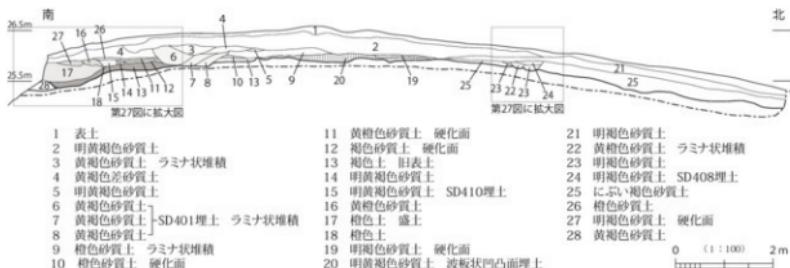
尾根上のD1区西壁からD3区までの約37mの区間で、東西方向に延びる道路遺構を確認した(第24・26図)。道路遺構は、東西方向に走る尾根の頂部を切土と盛土によって平坦に造成し、路面の南北に東西方向の側溝SD408・410を掘削している。さらに、D1区の東西幅約10mの範囲で路面



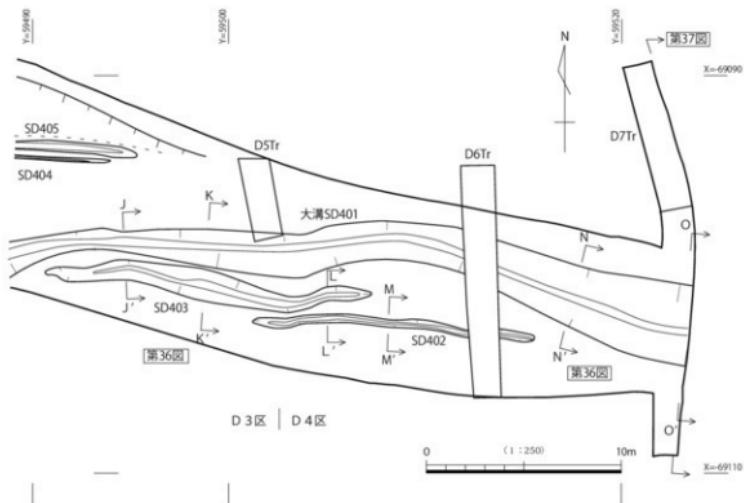
第24図 D1・D2区調査区全体図

上に波板状凹凸面 SX431 を検出した。道路は D 1 区・D 2 区では、西南西—東北東方向に走っているが、D 2 区から D 3 区北部にある切土法面のあたりから方位を変え、D 3 ・ D 4 区では、ほぼ西北西—東南東方向を向いているようである。ただし D 3 ・ D 4 区では、道路側溝を確定できていない。  
上層堆積の状況 まず、道路遺構の造成状況を断面によって述べる。

調査区西辺の D 1 区西壁では、旧地形とそれを埋めた盛土、およびその上に掘削された南北両側溝 SD408・SD410、さらに路面造成の波板状凹凸面 SX431 など道路遺構の構成要素を確認できる。南北両側溝 SD408 と SD410 は心々間距離が 9 m ある。南側溝 SD410 の下層には、旧表土層（第 13 層）と盛土層（第 17 層）がある。路面のほぼ中央には、幅約 3 m にわたって波板状凹凸面 SX431 の埋土（第



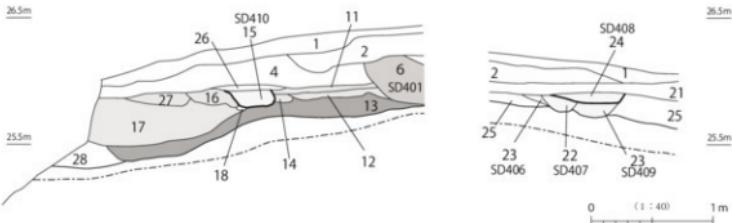
第25図 D1区西壁土層図



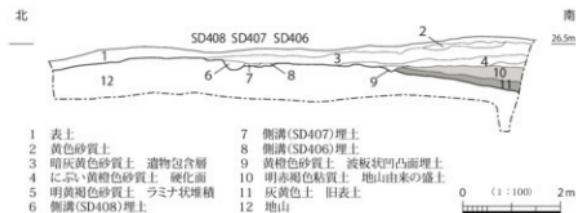
第26図 D3・D4区調査区全体図

20層)が広がっている。この上面には路面と推定される硬化面(第10～12・19・27層)を確認した。また、北側溝SD408の下層には3条の溝SD406・407・409があるが、これについては後述する。D1区東辺(D2トレーニング東壁)は、道路造成の盛土が一番厚い部分であり、盛土・旧表土の状態が明確にわかる(第34図)。地山の上に厚さ20cmの旧表土(第11層)があり、その上に明赤褐色粘質土の盛土(第10層)を積んでいる。トレーニング南端での厚さは約30cmである。盛土範囲の北辺、地山との境界部には、波板状凹凸面と同じ埋土を積んで路盤を強化している(第9層)。第6～8層は北側溝の断面であり、溝SD406～408に対応している。

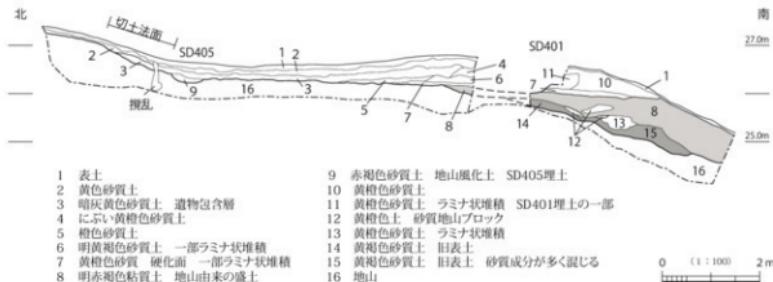
D2区中央部(D3トレーニング東壁と南抵張部)では、盛土部分と北側の切土法面をつなぐ形で堆積状況を確認した(第37図)。北側斜面は切通し面でその裾部に北側溝SD405が通る。南側は、旧表土(第



第27図 D1区西壁土層図 道路側溝部拡大図



第28図 D 2 トレーンチ東壁土層図



第29図 D 3 トレーンチ東壁・拡張部土層図

14・15層）上に地山赤土上の混じる盛土（第8・12・13層）が積まれ谷部へ造成されている。第7層は砂質土で、非常に固く締まっていることから、路面と想定されるが、北側溝SD405から南へ9mの地点では南側溝を検出していない。

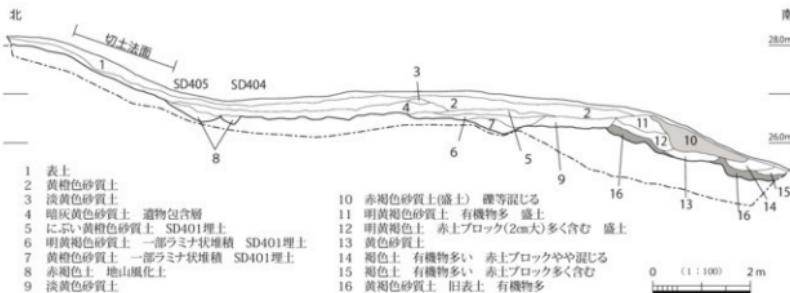
D 3区東辺（D 4 トレーンチ東壁）でも、北側斜面は切通し面で、南側は盛土により造成されている（第30図）。北側切土面の裾には、北側側溝2条（SD405・404）が並走しているが、対応する南側側溝は第10層盛土上にあると想定されたが確認できなかった。

以上の状況を踏まえて、以下、①道路の造成、②道路側溝、③波板状凹面にわけて述べる。

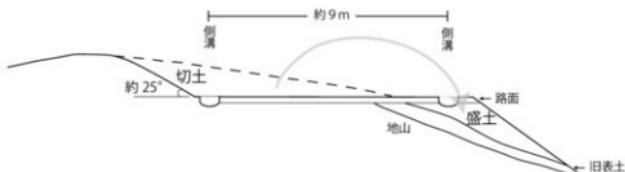
#### ①道路の造成 杉沢遺跡では道路造成にあたり、切土・盛土工法が用いられている（第31図）。

切土部分はD 2・D 3区の北側にあり、東西30mに及んでいる。法面の角度は25°前後で赤土の地山を掘削している。切土法面の裾部には法面排水及び道路北側の境を示すためと考えられる北側溝SD404・SD405が掘られている。D 3 トレーンチの掘削により不明な部分はあるが、SD405とSD408は一連となる可能性がある。なお、切土法面では、土師器片の集積を確認した（第24図）。

盛土範囲については、D 1・D 2区の南側に広がり、調査区内で確認できる規模は東西15m、南北3mであり、切土部の赤土と同様の土を盛り造成している（第29・30図）。盛土上面は固く締まっており、路面形成の際に締めたものと考えられる。



第30図 D 4トレーニング東壁土層図



第31図 道路遺構 切土・盛土工法模式図

D 1区南側拡張部では路面と想定される硬化面を検出した。層の厚さは約10cmで、砂質土と地山赤土を混合し締固めたものと考えられる。

側溝については、D 1区では複数の北側溝(SD406～SD409)と、1本の南側溝(SD410)を検出した。北側溝はいずれも深さは10cm～20cmと浅く、重複関係にある。それぞれの側溝が造られた時期は、年代を示す遺物がないため不明であるが、道路が使用された時期におさまるものと考えられる。

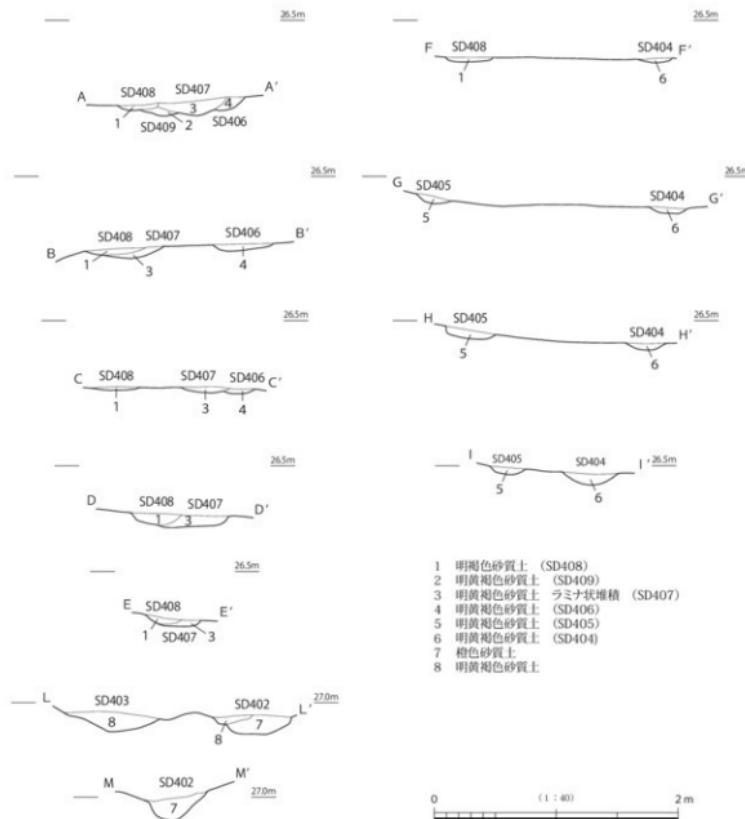
南側溝はD 1区南側拡張部の2ヵ所のトレーニングから検出し、トレーニング間隔が5m離れているが、位置等から同一のものと判断した。

②道路側溝（第121図） D 1～D 4区では、複数の溝を確認した。このうちSD404～SD410は道路遺構の側溝と考えられる。勾配は、すべて東が高く西へ下がる。

北側溝SD404 D 2～D 3区にあり、切土裾の地山に掘られ、幅0.4m、長さは19m。D 4トレーニング内で曲がり、SD405と並走する。

北側溝SD405 D 2～D 3区にあり、切土裾の地山に掘られ、幅0.5m、長さは17m。D 3トレーニング内で途切れているが、SD408へ繋がる可能性がある。

北側溝SD406 D 1区にあり、D 2トレーニング内に収束する。重複関係にあるSD407・SD408よりも古く、初期の側溝と考えられる。延長線上にSD404がありこれに繋がる可能性が高い。



第32図 道路側溝及び溝断面図

**北側溝SD407** D 1区～2区にあり、SD408と重複しそれより古い。幅0.4m、調査区内での長さ約18mを確認した。SD406～409で唯一水性堆積の埋土をもつ。直線でD 2区の切土面へ向かうが、D 3 トレンチ西側でSD408に重なる。

**北側溝SD408** D 1区～2区にあり、幅0.5～0.7m、深さ0.2m、SD406～SD409のいずれより新しい。D 3 トレンチによって分断されているがSD405につながる可能性がある。北側へ膨らみ、やや蛇行しているなど、他の北側溝と形状が異なる。

**北側溝SD409** D 1区にあるが、断面B-B'の東側でSD408に収束する。幅、深さともに不明。

北側溝SD406～409は、古い順に、SD409 < SD406 < SD407 < SD408 となる。

**南側溝SD410** D 1 区にあり、拡張トレンチ 2 カ所で検出し、南側側溝に想定される。幅 0.3 m、深さ 0.2 m で盛土上の硬化面に掘り込まれている。埋土は砂質土で締まりはない。D 2 区では延長上を調査したが確認できなかった。

**③波板状凹凸面SX431（第34・35図）** D 1 区の路面中央部にあり、西から約 10 m の範囲で検出した。道路の主軸と直交方向に浅い溝状の遺構が連なる。深さは一定ではなく、楕円形のピットを浅く細長い溝で連結したような形で掘削されている。D 1 区西側の一部では、道路主軸方向へも連結させているところがある。

埋土は、きめ細かい黄色の砂質土で、灰色のシルト成分と酸化した鉄分がマーブル状に混じる。

配置をみると、西側は整然とピットと波板状凹凸面が並んでいるのに対し、東側は、施工範囲が縮小するのにあわせピットの配列が乱れており、断面の形状にも違いがある。

#### 溝（第32図）

道路遺構に伴わない東西方向の溝が 2 条ある。

**溝SD402** D 3～D 4 区にあり、地山に掘られ、他の溝とは断面形状が異なり深い。上面 0.5 m、下幅 0.2 m、深さは 0.3 m あり、延長は 15 m である。前述の道路遺構とは時期の異なる道路側溝である可能性がある。

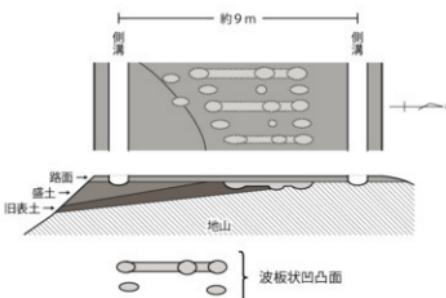
**溝SD403** D 3 区にあり、地山に掘られ、幅 0.6 m、延長は約 17 m で深さは浅い。蛇行していることから、自然流路の可能性もある。



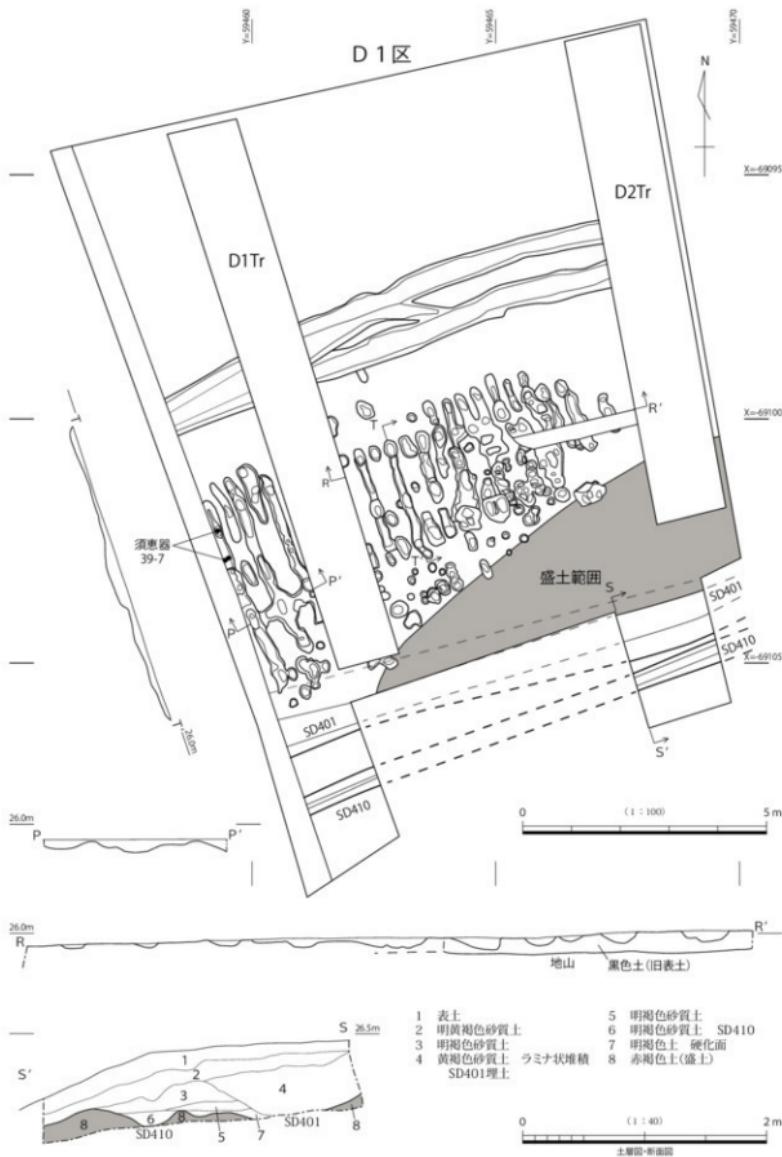
第33図 D 1 区 道路側溝（西から）

#### 東西大溝 SD401（第35・36図）

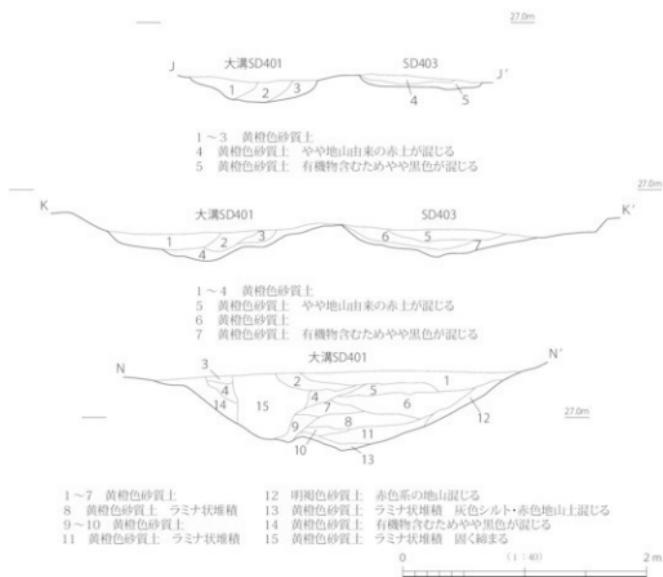
D 4 区から D 1 区の調査区を東から西へ貫く東西大溝 SD401 は、道路遺構と重複関係にあり、D 4 区東壁から北西へ向かい、約 15 m 先より西へ向きを変え、尾根の南側を D 1 区西壁まで途切ることなく続いている。上流部となる東端では地表から深さ 0.8 m、幅 4.0 m と大規



第34図 波板状凹凸面模式図



第35図 D1区 波板状凹凸面詳細図及び断面図・土層図



第36図 東西大溝 SD401・溝 SD403 土層図

模であるが、西端では深さ0.4m、幅1.6mである。勾配は東から西へ下がっており、完掘後の雨天時には、雨水が滞りなく流れた。D4区東壁付近は何度か掘り起こされ、上流（東側）からの勾配を確保するため、深く広く掘り込まれた形跡がある。溝底部の埋土は、地下水の影響か青灰色シルト質土が非常に固く締まっている。その上部の埋土は、砂粒の異なる層がレンズ状に堆積をしている（ラミナ状堆積）。放射性炭素年代測定では、溝底部の有機物より11世紀中頃～13世紀初頭の年代が示され（第4章）、路面との重複の関係から、道路廃絶後に造られたと考えられる。

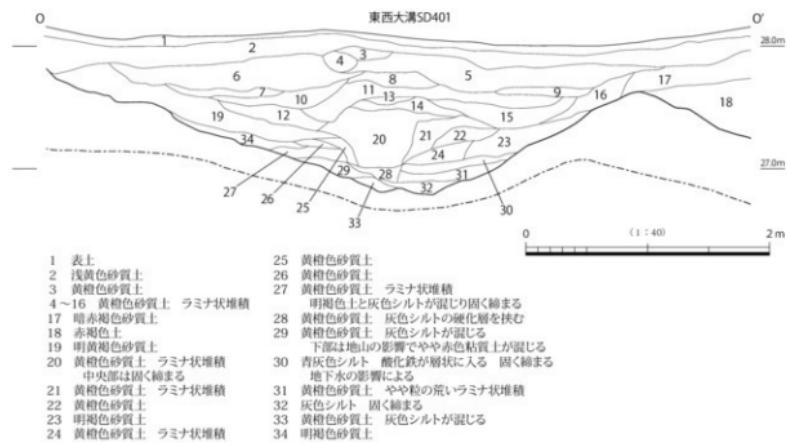
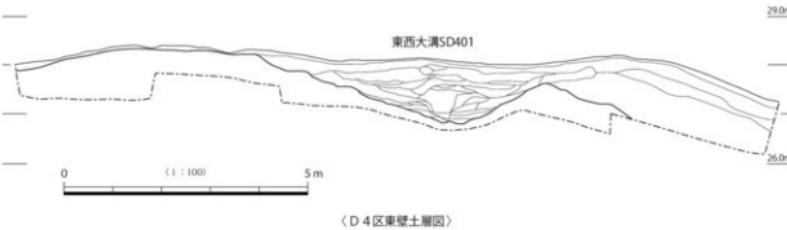
## 第2項 遺構出土遺物

### （1）丘陵尾根D1～D4区の遺構出土遺物（第39図 図版11）

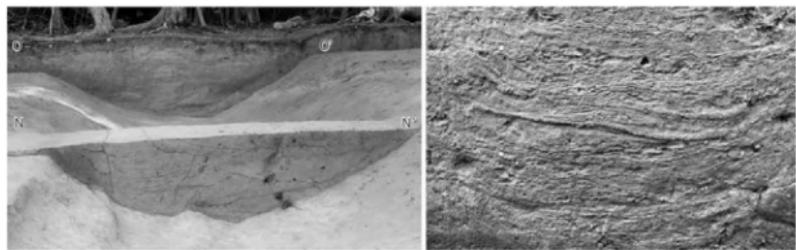
尾根上の調査区において、土地造成、道路構築に関する遺構から出土した遺物は少なく、図化できたのはいずれも小片である。以下、道路造成後の地山上面、盛土内、そして波板状凹凸面の順に、出土した遺物の概要を示す。なお、側溝からは遺物は出土しなかった。

#### <切土法面>

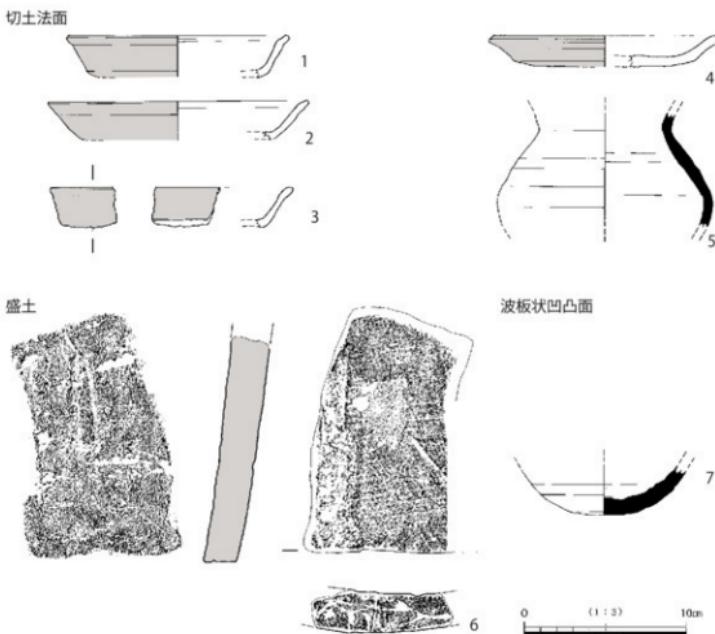
尾根頂部に平坦面を造成するために切り崩された切土法面で、土師器の破片が集積した状態で出土した。破片は極めて細かく、全形を復元できたものはなかったが、壺と皿の細片で、口縁部の形態から少なくとも10個体以上が集積されていたと考えられる。



第37図 D 4区東壁土層図(上)・拡大図(下)



第38図 東西大溝SD401 左：土層写真(東から) 右：ラミナ状堆積(20層)



第39図 D丘陵 遺構出土遺物

壺は3個体を図示した(1～3)。いずれも口縁部が外反ないし外傾して立ち上がり、端部はわずかに肥厚する。内外面ともナデ調整でヘラミガキは観察できない。全面に赤色顔料が塗られている。

皿(4)は、口縁端部に面取りがあり、また底部外面にヘラケズリ調整がある。これにも赤彩がある。

壺1～3が出雲国府第2型式(8世紀第1四半期)、皿4が出雲国府第3型式(8世紀第2四半期)に併行すると考えられる。

5は1～4と同じく切土斜面から出土した須恵器の壺である。全形は不明だが、くびれた頸部と丸く膨らんだ胴部をもつ直口壺だろう。両面ともに回転ナデで仕上げられている。出雲5期以降の資料と考えられる。

#### <盛土>

6はD3トレンチ南拡張部で、崩落した盛土とともに出土した平瓦である。広端部の破片で、凸面は格子目タタキのうちに補足的なタタキとナデ、凹面は広端部側にケズリが施される。また凹面には模骨痕、広端部にはワラ座痕が残る。隣接する三井II遺跡の瓦類と同様の特徴を示すことから、7世紀末～8世紀初頭の資料と考えられる。

## &lt;波板状門凸面&gt;

7は、鰐あるいは小型の壺と考えられる須恵器片である。波板上凹凸面の溝底にめり込むようにして出土した。丸みを帯びた底部で、外面は回転ヘラケズリ、内面は回転ナデで成形されている。底部に高台が付された様子はなく、出雲5期以降の資料であろう。

## 第3項 包含層出土遺物

## (1) 丘陵尾根D 1～D 4区の包含層出土遺物(第40図 図版11)

D 1～D 4区の遺構に伴わない遺物は、表土層とその下の黄色砂質土層、および旧表土中に含まれていた。この調査区では、包含層出土遺物についても道路遺構の造成・機能時期に密接にかかわる可能性があるため、関連する遺物を報告する。

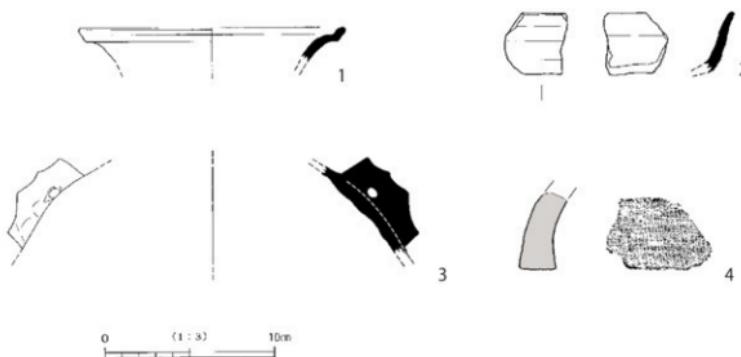
<黄色砂質土層> 古墳時代終末期から古代にかけての須恵器片が出土している。

須恵器 長頸壺(1)と坏(2)がある。1は外反する口縁部で、端部は上方に屈折する。2は、坏体部の小片である。口縁部の特徴から、古墳時代終末期から飛鳥時代の大谷編年出雲7期と考えられる。

<旧表土> 弥生時代中期から古代の土器、土製品、石器が出土した。

須恵器 3は双耳壺の肩部片である。耳は山形で、中央に円孔が穿たれる。9世紀と考えられる。

瓦 4は丸瓦の小片である。凸面は磨滅により調整は不明だが、凹面には布目が残る。側面はヘラケズリ調整、凹面に面取りの痕跡はない。南方の三井II遺跡の瓦窯では瓦が多数出土していることから、この瓦も同時期(7世紀末～8世紀初頭)のものと考えられる。



第40図 D 1～D 4区 包含層出土遺物

## 第4節 杉沢遺跡・長原遺跡（H27・28年度）

杉沢遺跡 2013 調査区より西側に 3 カ所のトレンチを設定し、路線位置と道路遺構の残存状況の確認を目的に調査を行った。その結果、盛土・切土工法、切通しなど大規模な土木技法が用いられ、道路側溝、版築状の盛土が良好な状態で残存していることが分かった。

### 第1項 杉沢遺跡 1 トレンチ（第42図、図版8）

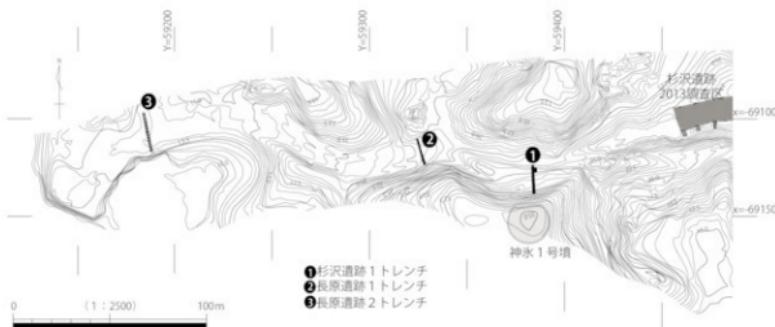
杉沢遺跡 1 トレンチは、平成 25 年に見つかった杉沢遺跡 D 地区の尾根上の道路遺構から西へ約 80 m、標高 26.5 m の位置に南北 15 m、東西 1.5 m に設定した。

このトレンチは、南北 5 m、東西約 30 m の平坦面に位置し、杉沢遺跡 D 地区とほぼ同じ標高である。この平坦面の南側には切上面と推定される斜面があり、その上部には神水 1 号墳（円墳）がある。この切土法面が、道路造成によるものかを確認するために調査を行った。

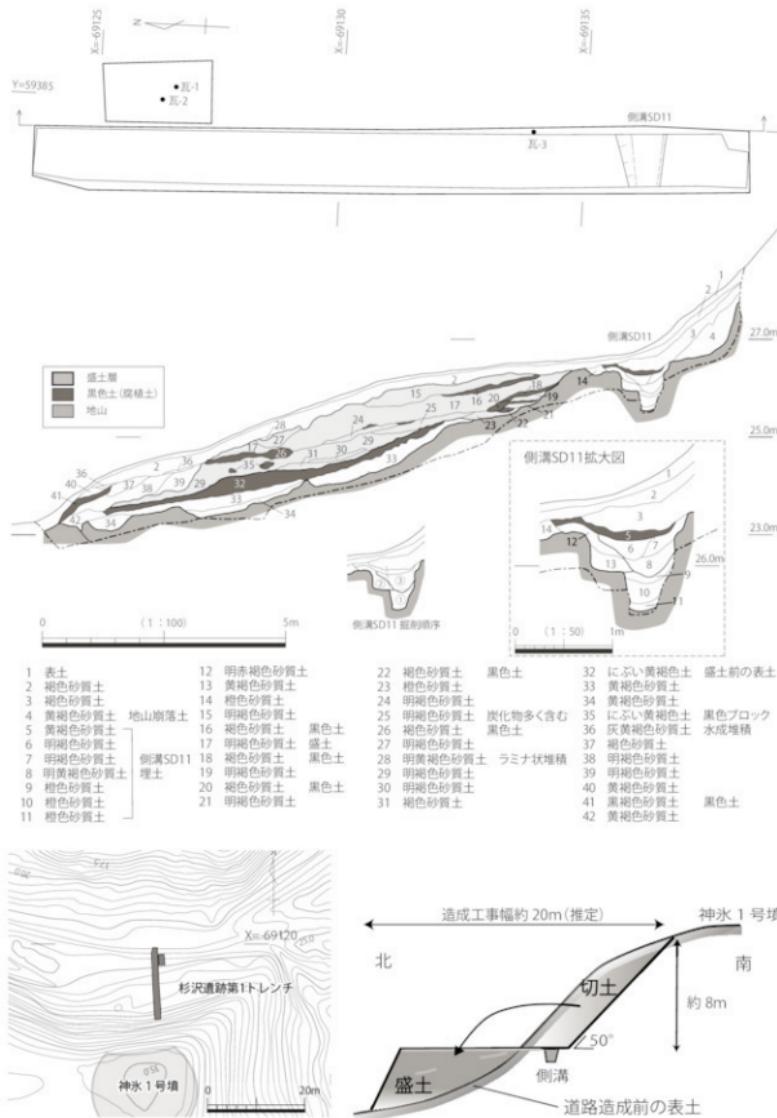
#### 遺構

道路側溝（SD11）と道路造成に伴う切土面と盛土を確認した。当初は、盛土ではなく、切土のみの工法と想定していたが、表土から 1 m 以上下がった層から、造成前の表土層（第 32 層）を確認した。

南側側溝と考えられる側溝 SD11 は幅 1.0 m、深さ 0.8 m であるが、溝の北側の肩が 2 段になっており、3 回以上の掘り直しが考えられる。幅が狭く深いものを第 1 期（第 42 図拡大図 以下同様）、幅が広く浅いものを第 2 期、埋まった後に掘り直されたものが第 3 期と考えられるが、各遺構の年代は不明である。また、側溝の南側の斜面裾部との間に、幅約 1 m の平坦面があるが、意図的に設置したのか、風化により崩れたものは今回の調査では確認できなかった。切土面は、道路側溝の南上面から約 50 度の角度で形成され、高さは 8 m を測る。地形図にもこの切土面の様子が明確に表れ、残存



第41図 杉沢遺跡・長原遺跡 トレンチ位置図



第42図 杉沢遺跡1トレンチ土層図・位置図・模式図

状況が非常に良い。また、盛土の黒色土層（第26、35層）の一部の状態から、土のう積工法などを想定し、堆積状況を精査したが、黒色ブロックが連続して重なる痕跡は見つからなかった。よって、ここでの工法は、南側斜面を切り崩した土を、北側の谷部へ水平を意識しながら、2m以上盛ったと考えられ、黒色土は、切り崩した部分の土質の違いによって生じた結果であると考えられる。

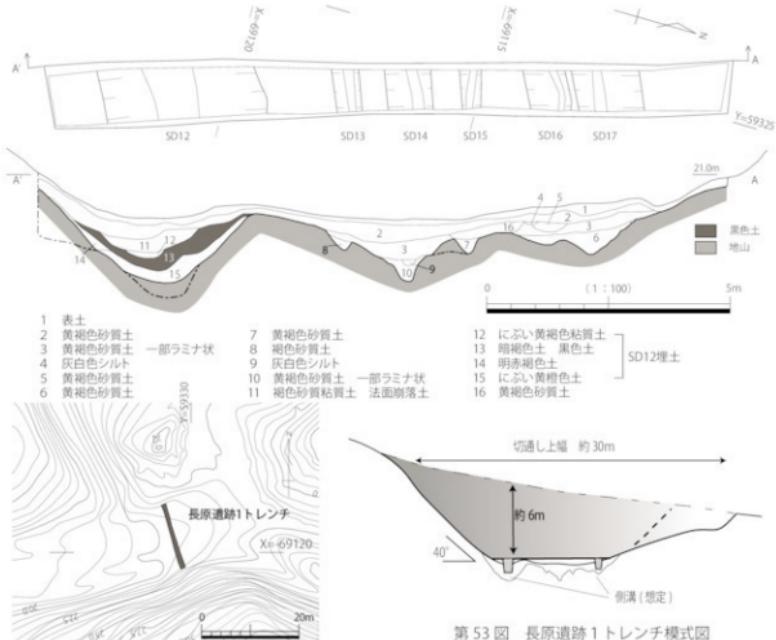
南側の側溝から幅9mの道路を復元した場合、造成前の表土面から盛土高は最大4mに達する。トレンチ南側の法面頂部付近には神氷1号墳があり、道路造成によって北側の一部が削平された可能性が考えられる。

### 遺物

遺物は表土直下より、平瓦が出土し、3点が接合した。布目と格子タタキ目、横骨痕がある平瓦で、三井II遺跡の瓦窯で造られたものと考えられるが、出土位置から推測すると、後世に運ばれてきたものと考えられる（第45図8～11）。

## 第2項 長原遺跡1トレンチ（第43図、図版9）

長原遺跡1トレンチは、杉沢遺跡1トレンチから西へ約60m、標高21mの位置に設定し、現状で



第43図 長原遺跡1トレンチ土層図・位置図・模式図

切通し地形が残ることから、その状態を確認するために調査を行った。トレンチの規模は南北14m、東西1.2mである。

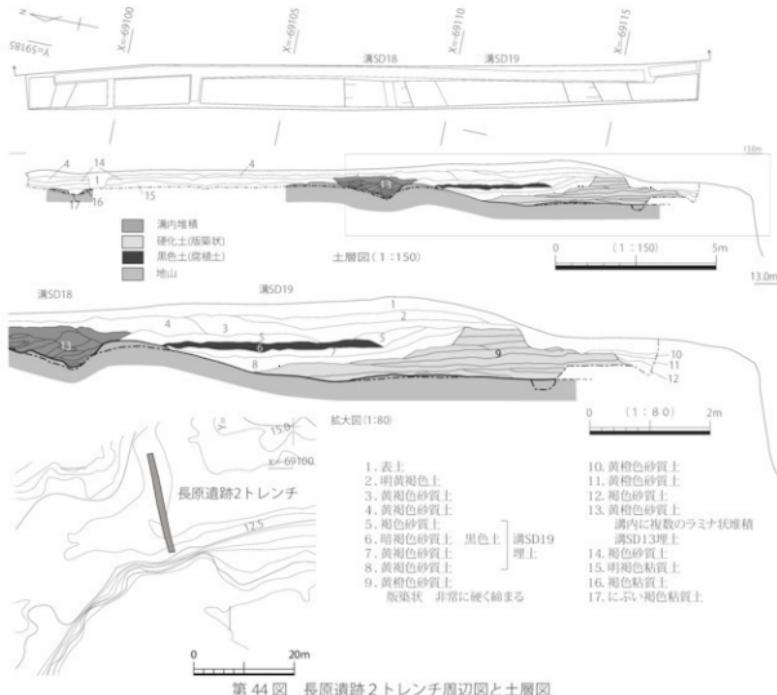
#### 遺構

大小6本の溝を確認した。溝SD12については、最大幅が約4mあり、掘り返され拡大していったと考えられる。この溝は現況の地形でも確認でき、杉沢遺跡1トレンチの西からはじまり、東から西へ約100m間続く。溝の最下部では湧水があり、灌漑用水路として機能した可能性もある。また、溝SD12と溝SD13の間には、地山の頂部があることから、古代道としての機能面は、この頂点より高い部分と考えられる。よって溝SD12～17についても、古代道が機能しなくなつてから人為的または雨水等の流水の作用により掘り込まれたと考えられる。古代道の幅9mを考えると、溝SD12と溝SD17が側溝の名残と考えることができるが、今回の調査では側溝の痕跡は見つからなかった。

また、俯瞰的にこの地点をみると、東西の道路をさえぎるように尾根が南北に伸びている部分であり、上面を幅30m、下方へ6m以上切通したと考えられる。

#### 遺物

遺物は、表土から須恵器片が1点見つかったが、小片で年代は不明であり流れ込みの可能性が高い。



### 第3項 長原遺跡2トレンチ（第44図、図版10）

長原遺跡2トレンチは長原遺跡1トレンチから西へ140m、新建川の東側50mの標高13mの尾根上に、南北21.5m、東西1.2mの規模で設定した。この尾根上には、南北の幅が最大30mの三角形状の平坦面が認められる。

#### 遺構

トレンチ南側に地山を水平に削平後、きめの細かい砂質土を厚さ約10cmごとに水平に締め固めた版築状の盛土を確認した（第44図9層）。土質は均質であるが、砂質土の間に黄褐色の鉄分の層と、灰色のシルト層が挟まれて互層状に見える。溝底部でみられるレンズ状の堆積はなく、水平に加工さ



第45図 トレンチ出土遺物

れた地山に並行して積まれている。このトレンチの南側にある崖面においては、版築状盛土が厚さ0.5 m、東西方向に約10 mにわたって露出している。このトレンチ及び崖面において、土質の異なる土を層状に棒などで突き固める痕跡は確認できなかった。

溝SD18は、上幅2.5 mであり、数回にわたり掘り直されている。埋土はほぼ均一な砂質土で硬く締まり、一部にはレンズ状のラミナ構造が確認できる。

溝SD19は、上幅約5 mで、北側の肩は赤土の地山、南側の肩は第9層の版築状盛土である。流水の痕跡はなく、道路として使用された可能性もあるが、このトレンチでは痕跡は確認できなかった。

版築状盛土は、溝SD19によって北側5 mを掘り込まれており、現時点で南北方向の幅は6 m以上、最も厚い箇所は約0.8 mである。この盛土が古代道路の路床である場合、路面はこの上にあったと想定できる。

#### 遺物

須恵器の甕（第45図1, 5～7）、土師器の鉢（2）、内側に漆の残る中世土師器片（4）が出土した。年代を示す遺物は少ない。漆の付着した土師器については、漆部分を赤外線スキャナにより確認したが、文字等は見つからなかった。

## 第5節 小結

杉沢遺跡等の第1期の調査範囲の成果を、ここでまとめてみたい。

### 三井II遺跡（第17図 D～F）

三井II遺跡の尾根上は、杉沢遺跡 2013 調査区の道路遺構の延長線上となることから、古代道路が通っていたことは間違いないが、側溝、波板状凹凸面などの明確な道路遺構は見つかっていない。

寒神付近では、4～7トレンチの間約30mで版築状の硬化層を確認した。版築状硬化層は、砂質土をほぼ水平に5～20cmの間隔で盛り、非常に硬く締まっている。また、版築状硬化層には溝SD01が掘り込まれ、さらにその上部にも版築状硬化層を確認した（第23図6,7トレンチ）。溝SD01は、7トレンチでは尾根の北端にあるが、8,9トレンチでは切通しの南側に位置し、8トレンチから西へは急こう配で下降している。その性格及び年代は不明であるが、道路側溝の可能性は低い。

### 杉沢遺跡（第17図 F～H）

杉沢遺跡では、2013調査区と、1トレンチから古代の道路遺構を発見した。2013調査区は、尾根頂部に起伏がなく幅広の空間を造成している。そして、両側側溝、側溝の心々間の幅9m、路盤に波板状凹凸面を施工しているなど、古代道の特徴を有している。

2013調査区から西へ80mの1トレンチは、斜面の中腹に幅約5mのテラス状の平坦面がある。トレンチ調査の結果、斜面を切り崩した土で平坦面を造成し、南側斜面裾部には深さ0.8mの側溝が掘られていたことから、道路遺構であると断定した。斜面は高さ約8m、幅約70mにわたり切り崩されている。斜面頂部には円墳（築造時期不明）があり、道路造成により北側の一部が削平されている。

### 長原遺跡（第17図 H～J）

長原遺跡では、2カ所のトレンチを調査し、切通し遺構と、道路の下部構造と考えられる版築状の盛土が見つかった。切通しの痕跡を確認するため1トレンチを設定した。高さ6m、上端の幅約30mの切通しの痕跡と複数の溝が見つかり、切通し底部では両端の溝SD12と溝SD17の心々間は約9mあり、西方に向けて帯状に続くことから、東方の杉沢遺跡から続く道路遺構であると確認した。1トレンチ付近から西へ約100mの間は道路の形状の残りが良く地形図でも確認ができる。

2トレンチでは、版築状の盛土により造成された道路路盤を確認した。地山を水平に削平し、きめ細かい砂質土を互層状に締め固めている。トレンチ内で確認できた幅は約6mで、南側の崖面では東西方向に約20m続くことが確認できる。溝SD18を北側側溝と想定すると、道路幅9mは確保できるが、南側側溝付近は崖のため未確認である。

（江角 健）

第4表 遺物観察表

探査番号	回収番号	出土位置	器種種別	法量(cm)			調整	備考			
				地区	遺構	層	口径	幅	底径	器高	
第39回	1	D2区	切土法面	切土上面	杯 (土師器)	13.6	~	(2.5)	外面 ナデ	内外面赤彩	
第39回	2	D2区	切土法面	切土上面	杯 (土師器)	15.8	~	(2.3)	外面 ナデ	内外面赤彩	
第39回	3	D2区	切土法面	切土上面	杯 (土師器)	~	~	(2.4)	外面 ナデ	内外面赤彩	
第39回	4	D2区	切土法面	切土上面	杯 (土師器)	13.4	~	(0.9)	外面 ナデ	底部回転無切り	内外面赤彩
第39回	5	D1区	切土法面	切土上面	壺 (土師器)	~	~	(8.8)	外面 回転ナデ		
第39回	7	D1区	波板状 凹凸面	埋土	壺 (土師器)	~	10.0	(3.7)	外面 回転ヘラクズリのも回転ナデ		
第40回	1	D4区	~	黄色炒質土	長颈壺 (土師器)	15.6	~	(3.0)	外面 回転ナデ	内面に自然跡付差	
第40回	2	D4区	~	黄褐色土	絆舟 (土師器)	~	~	(3.5)	外面 回転ナデ	内面 回転ナデ	
第40回	3	D3-D4区	~	黑色土・ 灰土	豆耳壺 (土師器)	~	~	(3.5)	外面 オサエ ナデ	把手に円孔1カ所	

長原遺跡出土遺物(土器)

探査番号	回収番号	出土位置	器種種別	法量(cm)			調整	備考				
				地区	遺構	層	口径	幅	底径	器高		
第45回	1	11	長原遺跡 2トレンチ	~	14層	壺 (土師器)	23.2	~	(6.5)	外面 回転ナデ	内面 回転ナデ	自然跡付差
第45回	2	~	長原遺跡 2トレンチ	~	14層	鉢 (土師器)	29.3	~	(7.0)	外面 ナデ	ハケメ	ナデ ハケメ
第45回	3	~	長原遺跡 2トレンチ	~	9層	甕 (土師器)	~	(16.0)	(9.0)	外面 ナデ	カキ目	ナデ
第45回	4	~	長原遺跡 2トレンチ	~	5層	甕 (中空土師器)	~	~	(1.9)	外面 ナデ	ナデ	漆付差 緑・文字なし
第45回	5	~	長原遺跡 2トレンチ	~	6層	甕 (土師器)	~	~	~	外面 平行タタキ	円弧状タタキ	
第45回	6	~	長原遺跡 2トレンチ	~	9層	甕 (土師器)	~	~	~	外面 平行タタキ	円弧状タタキ	
第45回	7	~	長原遺跡 2トレンチ	~	9層	甕 (土師器)	~	~	~	外面 布目	円弧状タタキ	

杉沢遺跡2013調査区出土遺物(瓦)

探査番号	回収番号	器種種別	出土位置	法量			調整手法	備考	
				地区	層	厚 浮き(cm)	重量(g)		
第39回	6	11	平瓦	D2区	赤色土	3.0	454.83	四面 布目 横脊張 凸面 斧子タタキ ナデ 埋立タタキ	広場ヘラケズリ ウラ座痕
第40回	4	丸瓦	D4区	黒色土	1.7	61.54	四面 布目 白面 壁減により不明	広場ヘラケズリ (面取りなし)	

杉沢遺跡出土遺物(瓦)

探査番号	回収番号	器種種別	出土位置	法量			調整手法	備考	
				地区	層	厚 浮き(cm)	重量(g)		
第45回	8	11	平瓦	杉沢遺跡 1トレンチ	表土下	2.3	314.23	四面 布目 横脊張 凸面 タタキ	側面調整a
第45回	9	~	平瓦	杉沢遺跡 1トレンチ	表土下	2.7	197.01	四面 布目 一部タタナ 凸面 斧子タタキ	側面調整a
第45回	10	~	平瓦	杉沢遺跡 1トレンチ	表土下	2.0	60.38	四面 布目 凸面 斧子タタキ	
第45回	11	~	平瓦	杉沢遺跡 1トレンチ	表土下	2.3	88.33	四面 布目 横脊張 凸面 斧子タタキ	側面調整a

## 第4章 自然科学分析

### 杉沢遺跡・長原遺跡における放射性炭素年代測定

渡辺正巳（文化財調査コンサルタント株式会社）

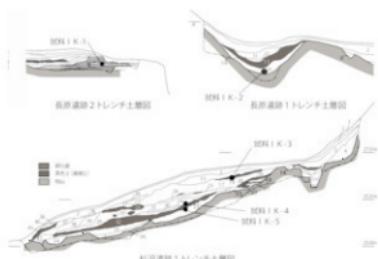
#### はじめに

杉沢遺跡・長原遺跡は、島根県東部、出雲市斐川町直江・神氷に立地する遺跡である。

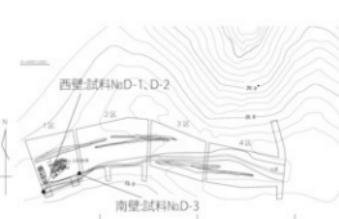
本報告は、文化財調査コンサルタント株式会社が、古代道の造成時期を明らかにする目的で、出雲市（市民文化部文化財課）からの委託を受け実施・報告した放射性炭素年代測定報告書を再編集したものである。

#### 1 分析試料について

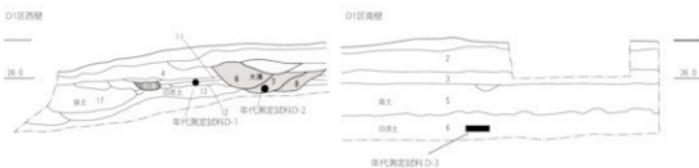
第5表に、年代測定試料の詳細を示す。試料採取地の断面図を第46・48図に示すと共に、第47図の平面図に杉沢遺跡2013調査区の3試料採取地点を示す。また、長原遺跡1, 2トレンチ及び杉沢遺跡1トレンチの位置は、本文（41頁）を参照されたい。



第46図 試料採取地点断面図



第47図 試料採取地点図（杉沢遺跡 2013調査区）



第48図 試料採取地点断面図（杉沢遺跡 2013調査区）

## 2 放射性炭素年代測定方法と結果

前処理方法を、第5表に示す。前処理後、二酸化炭素を生成、精製し、グラファイトに調整した。 $^{14}\text{C}$ 濃度の測定にはタンデム型イオン加速器を用い、半減期：5568年で年代計算を行った。暦年代較正にはOxCal ver. 4.2.4 (Bronk Ramsey, 2009) を用い、IntCal13 (Reymer et al., 2013) を利用した。

年代測定結果を第5表及び第49図に示す。第49図には、OxCal ver. 4.2 (Ramsey, 2009) による試料ごとの暦年較正図を示した。第5表には、試料の詳細、前処理方法、 $\delta^{13}\text{C}$ 値と4種類の年代を示している。

## 3 較正年代値と古代道の造成時期

第50図に、較正年代値の分布を示す。較正年代が、AD1000頃 (IK-2, D-2), AD700頃 (IK-1,3) AD400頃 (IK-4, 5, D-1, D-3) の3グループに分かれることが分かる。

### 1) 長原遺跡・杉沢遺跡

これらの中、IK-4とIK-5は上下関係が明らかなことから、Phase → Contiguous モデル (Ramsey, 2008) を用いて、年代の再計算を行った。この結果、杉沢遺跡1トレンチで観察された古土壤上位のIK-4にはAD381 – 427年 (2σ) の年代が与えられ (第51図)、古土壤が4世紀後半～5世紀前半までに形成されたと推定できる。

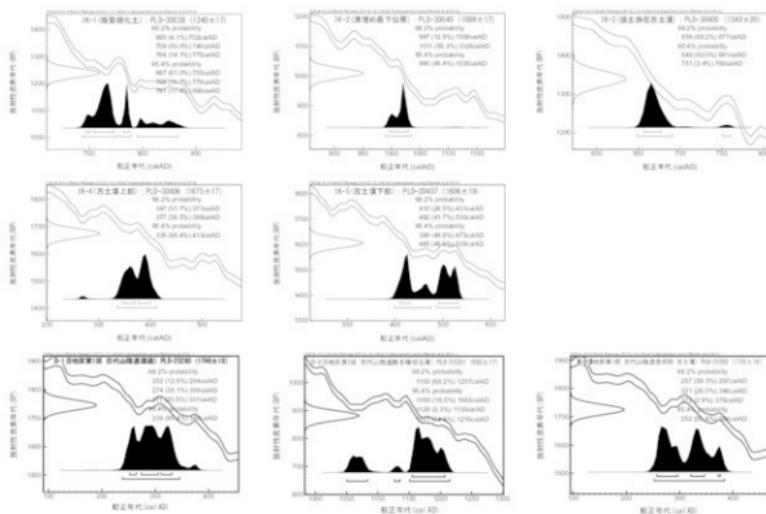
IK-4, IK-5は古代道造成以前の古土壤の年代値であり、古代道造成土との間に数層の「崩落土」が認められ、造成時期とはそれなりの差が存在したと考えられる。造成土そのものから得られたIK-1とIK-3の値には重なりがあるものの、その範囲は狭い。また、IK-3は造営時に取り込まれた古土壤で、

第5表 試料の詳細、前処理と年代測定結果

試料名	測定年 (西暦)	種別	試料名 (位置/測定部位 /試料/測定部位)	重量(g)	前処理	測定年代 <sup>a</sup> ( $\pm 1\sigma$ )	$\delta^{13}\text{C}$ (‰)	暦年較正年代 <sup>b</sup> ( $\pm 1\sigma$ )	補正年代 <sup>c</sup> ( $\pm 1\sigma$ )	暦年較正年代		測定年 (西暦)		
										1(1 暦年範囲)	2(2 暦年範囲)			
長原	8.06		2(レシナ西北側面 V形削面 sondage上)	0.0308	放射性炭素 測定 試料：アルカリ洗浄 溶解：HCl 酸化：HNO <sub>3</sub> 燃焼：1000℃	1217±17	-23.57±0.21	1240±17	1240±15	AD695 – 702 (4.7%)	AD675 – 752 (41.8%)			
						1060±20	-20.51±0.24	1098±17	1010±15	AD709 – 746 (50.9%)	AD710 – 791 (41.7%)	AD764 – 775 (14.7%)	AD791 – 888 (11.8%)	30038
IK-2	8.06		2(レシナ西北側面 V形削面 sondage下)	0.2308	放射性炭素 測定 試料：アルカリ洗浄 溶解：HCl 酸化：HNO <sub>3</sub> 燃焼：1000℃	1060±20	-20.51±0.24	1098±17	1010±15	AD997 – 1006 (12.9%)	AD997 – 1029 (53.2%)			
						1337±20	-24.76±0.26	1340±20	1340±20	AD656 – 677 (68.2%)	AD640 – 691 (32.8%)	AD719 – 780 (2.4%)		30405
杉沢	8.06		3(レシナ西壁 V形削面 sondage上)	519	放射性炭素 測定 試料：アルカリ洗浄 溶解：HCl 酸化：HNO <sub>3</sub> 燃焼：1000℃	1036±18	-23.94±0.15	1070±17	1075±15	A0347 – 371 (21.7%)	A0347 – 388 (26.9%)			
						1020±19	-24.79±0.19	1068±19	1065±20	A0410 – 421 (26.5%)	A0402 – 530 (40.7%)	A0405 – 535 (46.4%)		30407
D-1	古土壤	2(地盤裏・底 古代山陰道直面下)	324(頭込)	放射性炭素 測定 試料：アルカリ洗浄 溶解：HCl 酸化：HNO <sub>3</sub> 燃焼：1000℃	1706±18	-23.14±0.29	1740±18	1745±20	A0252 – 264 (12.8%)	A0252 – 277 (20.3%)				
						1666±17	-24.02±0.23	1622±17	1630±15	A0311 – 321 (20.3%)	A0311 – 333 (20.3%)			32289
						1666±17	-24.02±0.23	1622±17	1630±15	A0155 – 1207 (68.2%)	A0155 – 1251 (2.2%)	A0155 – 1259 (14.4%)		32289
D-2	古土壤	2(地盤裏・底 古代山陰道直面下)	411(頭込)	放射性炭素 測定 試料：アルカリ洗浄 溶解：HCl 酸化：HNO <sub>3</sub> 燃焼：1000℃	1796±18	-23.78±0.27	1725±18	1725±20	A0257 – 297 (28.9%)	A0321 – 346 (26.9%)	A0327 – 276 (2.9%)			
D-3	古土壤	2(地盤裏・底 古代山陰道直面下)	402(頭込)	放射性炭素 測定 試料：アルカリ洗浄 溶解：HCl 酸化：HNO <sub>3</sub> 燃焼：1000℃	1796±18	-23.78±0.27	1725±18	1725±20	A0322 – 384 (35.4%)	A0322 – 384 (35.4%)			32289	

<sup>a</sup> ± 1σ C補正年代

<sup>b</sup> ± 1σ C暦年較正年代

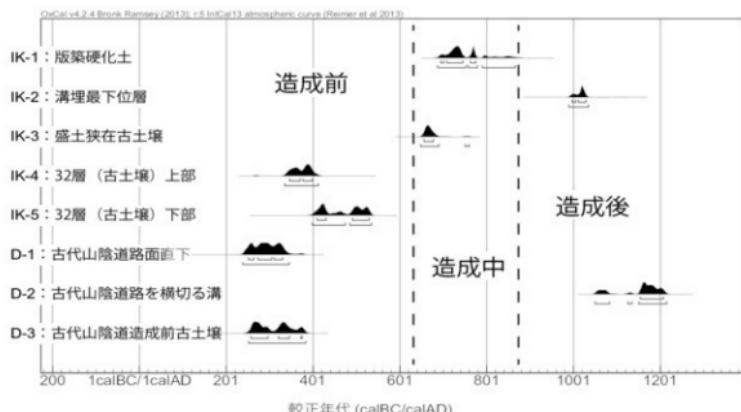


第49図 历年較正結果

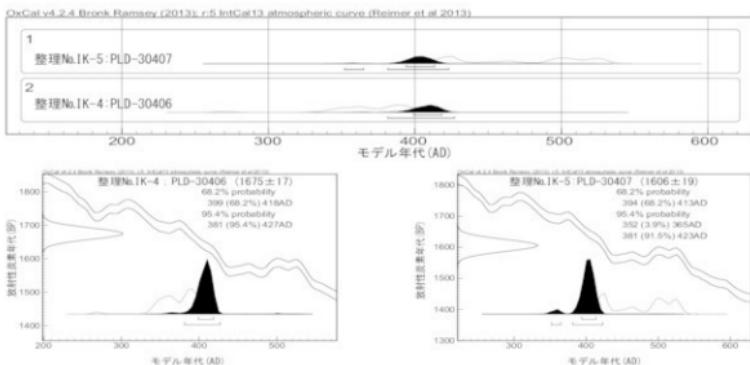
造成時期を示さない可能性も指摘できる。したがって今回の結果から、IK-1で得られた7世紀後半～9世紀中頃に古代道が造成されたと考えられる。

## 2) 杉沢遺跡 2013 調査区 D 1 区

杉沢遺跡 2013 調査区 D 1 区（古代山陰道） 遺構下位（試料 No.D-1, D-3）から得られた年代は、



第50図 历年較正年代の分布



第51図 Phase→Contiguous モデルによる暦年較正年代の再計算結果分布

いずれも3世紀中頃～4世紀中頃（弥生時代末～古墳時代前期）を示した。一方、上位の溝埋土（試料No.D-2）からは11世紀中頃～13世紀初頭（平安時代後半～鎌倉時代初頭）の年代値が得られた。試料No.D-1の位置付けに問題が残るが、遺構下位の古土壤（D-3）とほぼ同じ年代を示すことから、造成時に混入した可能性も指摘できる。したがって、古代道はおおよそ古墳時代前期から平安時代後期の間に造成されたものと考えられる。

#### 4まとめ

杉沢遺跡D地区第1区で推定される古代道の造成時期に、長原遺跡、杉沢遺跡で推定される時期が含まれる結果となった。したがって、7世紀後半～9世紀中頃に、古代道造成時期が絞り込める。

#### 参考文献

- Bronk Ramsey, C. (2008). Deposition models for chronological records. Quaternary Science Reviews, 27(1-2), 42-60.
- Bronk Ramsey, C. (2009). Bayesian analysis of radiocarbon dates. Radiocarbon, 51(1), 337-360.
- Reimer, P.J., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J.W., Blackwell, P.G., Bronk Ramsey, C., Buck, C.E., Cheng, H., Edwards, R.L., Friedrich, M., Grootes, P.M., Guilderson, T.P., Haflidason, H., Hajdas, I., Hatte, C., Heaton, T.J., Hoffmann, D.L., Hogg, A.G., Hughen, K.A., Kaiser, K.F., Kromer, B., Manning, S.W., Niu, M., Reimer, R.W., Richards, D.A., Scott, E.M., Southon, J.R., Staff, R.A., Turney, C.S.M., and van der Plicht, J. (2013) IntCal13 and Marine13 Radiocarbon Age Calibration Curves 0-50.000 Years cal BP. Radiocarbon, 55(4), 1869-1887.

## 第5章 総括

### 第1節 発掘調査成果からみた道路遺構発見の意義

杉沢遺跡等で発見した道路遺構は、丘陵の尾根上を約1kmにわたって縦走し、多様な土木工法により道路が構築されていたことが判明した。また、丘陵尾根上における古代の道路構築法を具体的に明らかにした点において、大きな成果を得た。

#### 1 尾根上で道路遺構を発見

杉沢遺跡2013調査区で確認した道路遺構は、標高25mの尾根上の平坦面において、南北両側に側溝を備え、かつ側溝の心々間距離9mを測る大規模な道路である。この側溝は浅いが、調査区内では途切れることなく、埋土の状況から道として区画を示すだけではなく、路面の排水機能も兼ねていたことが分かった。

また、道路遺構の一部区間で、軟弱な路盤の改良痕跡と推定される波板状凹凸面を発見した。尾根上の平坦面という立地においても、波板状凹凸面が施工されることが明らかとなった。

さらに、尾根上という幅の狭い地形に道路を通すため、切土と盛土を組み合わせて道路幅を確保し、切通しにより道路の起伏や傾斜を最小限にすることで直進性を志向していることも明らかとなった。盛土工法の一部には、版築状に薄く土を締め固め、強固な路盤を形成している。

丘陵の尾根上において大規模な造成を伴う道路遺構が発見された今回の調査は、今後の古代道路を研究する上で重要な成果を残すこととなった。

#### 2 尾根上1km以上にわたる道路痕跡

この道路の痕跡は、江戸時代の絵図に記された「筑紫街道」の想定ルートや現在の里道、旧村境および旧地形から推察することができ、杉沢遺跡等を含め東西1km以上にわたって尾根上を中心にはりついている点が、最大の特徴である。

道路の想定ルートの残存状況を確認するため、杉沢遺跡2013調査区の西側300mの間に3ヵ所のトレンチを設定し遺構の残存状況等を調査した。その結果、大規模な切土・盛土や道路側溝、幅約10mの切通しや版築状盛土など多様な土木工法を用いた道路の造成痕跡を確認した（第3章第4節）。

一方、杉沢遺跡2013調査区の東側300mの間（市道杉沢線まで）の間は三井II遺跡となり、この間については、旧トレンチの再精査、現地踏査および地形図により、古代の道路が通っていたことは間違いないと判断した。

以上、調査を行った三井II遺跡、杉沢遺跡、長原遺跡すべてにおいて道路痕跡をたどることが可能で、その痕跡を繋ぐと約650mを測る。また、市道杉沢線以東では、尾根上に幅約10mの平坦面や低い切土の痕跡が続き、山腹を平坦地へ下り、民家の庭先へと続く。この間約350mである。

このように、今回の発掘調査成果や痕跡から道路が尾根上を1km以上にわたって縦断する形で残されていることは、全国でも例がなく貴重な発見である。

### 3 出土遺物からみた道路の時期

道路の構築時期は直接的にはわからないが、波板状凹凸面の埋土から7世紀後半以降の須恵器が出土したことや、切土法面から7世紀末～8世紀前半の土師器が出土したことによって推定することができ、遅くとも8世紀前半頃には道路が機能していたと考えられる。

また、廃絶時期であるが、杉沢遺跡2013調査区を縦断する大溝SD401は、道路遺構と重複関係にある。時期を明示する出土遺物はなかったが、大溝埋土の放射性炭素年代測定から11世紀中頃～13世紀初頭の年代値が得られたことにより、11世紀中頃には官道としての機能は終焉していたと考えられる。

### 4 まとめ

今回の発掘調査成果から、道路遺構の規模、構造、時期を確認したが、全国でもこのような丘陵尾根上を通る道路の調査は例をみない。さらに、今回想定した古代道のルートは、歴史地理学で推定されている『風土記』の「正西道」ルートと合致したことから、律令期に造成された山陰道駿路と考えられる。発掘調査で、『風土記』にある道が、考古学的に証明されたことは大きな成果であった。

(江角 健)

### 参考文献

- 木本雅康 2001 「出雲国穴道・狭結駅間の古代駿路」『杉沢Ⅲ・堀切Ⅰ・三井Ⅱ遺跡発掘調査報告書』 芙川町  
文化財調査報告24 芙川町教育委員会
- 木本雅康 2011 『古代官道の歴史地理』同成社
- 島根県教育委員会 1997 『松本古墳群 大角山古墳群 すべりざご古墳群』一般国道9号松江道路(西地区)建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書
- 島根県古代文化センター編 2014 『解説出雲国風土記』

## 第2節 島根・鳥取両県における山陰道駅路跡について

### はじめに

駅路としての山陰道は、都を起点とし山陰道の各国府を経由して、石見国府へと至る古代官道である。東から山背・丹波・但馬・因幡・伯耆を経て、出雲・石見とつながる。山陰道駅路の復元路線については、これまでに中村太一、勝部昭、木本雅康など歴史地理学の立場から、地名や地割などを手がかりとして、さらに現地踏査を踏まえた精密な研究がなされてきた（中村 1992、勝部 1993、木本 2011）。

しかし、これまで考古学的な遺跡の発見が少なかったため、駅路の規模や構造などの実態を把握することができなかつた。それでも最近わざかながら事例が増えてきたので、本節では、島根・鳥取両県に焦点を絞って、山陰道駅路跡を整理することとしたい。

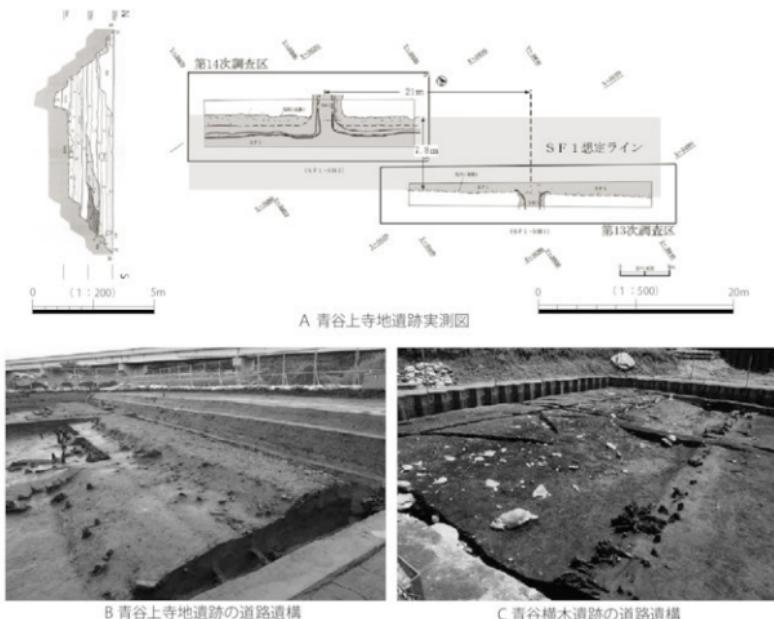
### 1 因幡・伯耆国の駅路跡

因幡国は、巨濃・法美・邑美・高草・気多・八上・智頭の7郡からなり、国府は法美郡に置かれた。東は但馬国、西は伯耆国に接している。

せんかい 千代川西岸にあたる因幡国高草郡では、本高弓ノ木遺跡（第6表1）から古墳時代後期以降の道路側溝とみられる6号溝・99号溝と土坑群（波板状凹凸面）が発見された。側溝の心々間距離は5～7mが想定される。湖山池南岸ではなく、そこから南へ約1.5kmの谷を走るルートである（坂本 2016）。



第52図 島根・鳥取両県の山陰道駅路跡と想定ルート



第53図 因幡国の道路遺構

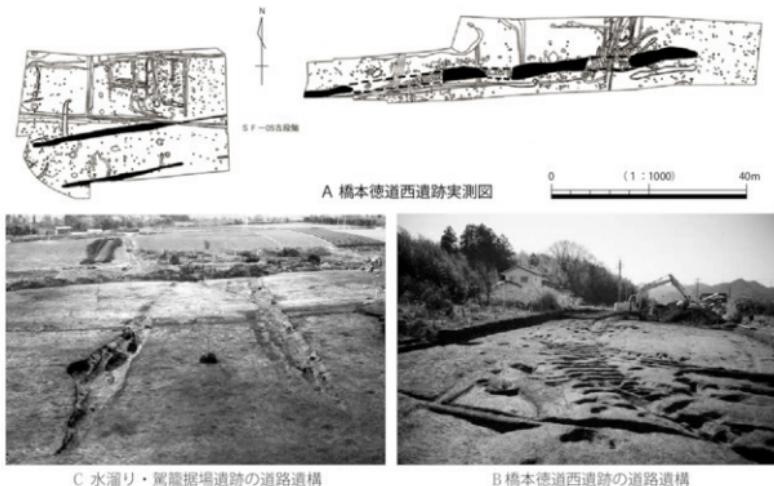
気多郡の会下・郡家遺跡（第6表2）からも、古代の道路側溝の可能性がある溝跡が検出され、駅路と考えられている（木本2014）。

鳥取市青谷町の青谷平野は、丘陵に囲まれた狭小な沖積地で、平野東辺の丘陵裾部にある青谷横木遺跡（第6表3）や北西に約1.5km離れた低湿地に立地する青谷上寺地遺跡（第6表4）から道路遺構が発見された。両遺跡とも盛土工法により道路が構築され、盛土下部には、地盤補強のために敷粗朶を施工している。

青谷横木遺跡の道路遺構は、7世紀後半以降の構築で、路面の礫敷き部分で最大6～7mの道路幅があり、側溝は山側（東側）のみで確認された。また、青谷上寺地遺跡は8世紀前半以降の構築で、道路幅は礫敷きの路面で約4m、盛土の基底部で7.8mが確認されたが、側溝は発見されていない。これらの道路幅は、当初の規模とは考えにくく、8世紀後半以降の道路縮小後の規模とみられている（坂本2016）。

伯耆国は、河村・久米・八橋・宍戸・会見・日野の6郡からなり、国府は久米郡に置かれた。西は出雲国に接している。

これまで、確実な山陰道駅家跡の発見例はないが、因幡国と国境を接する河村郡の石脇第3遺跡（第



第54図 伯耆国のある道路遺構

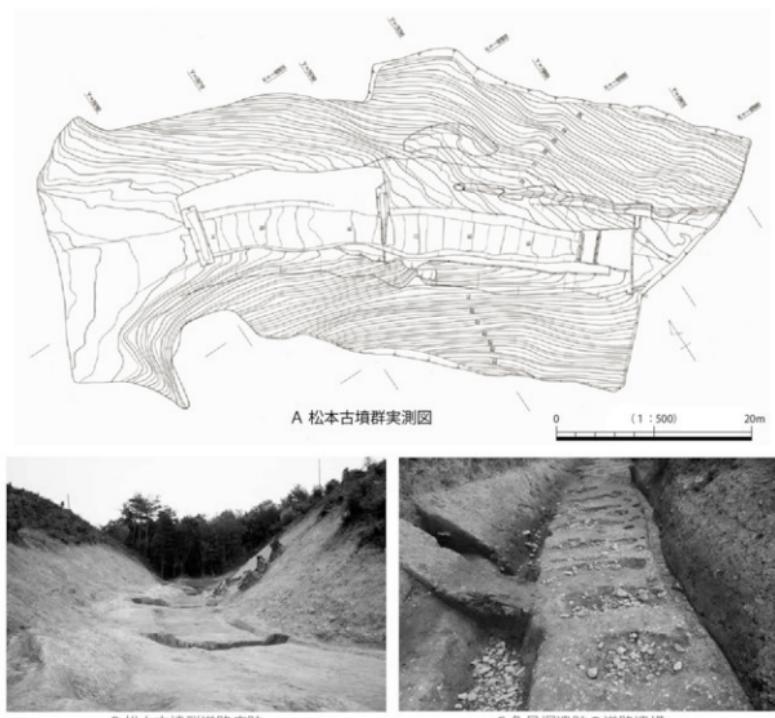
6表5)では、駅家の可能性のある遺構が確認された。古代山陰道の推定ルートを見下ろす丘陵斜面に立地する、瓦葺の塀で囲まれた一辺約45mの方形区画と掘立柱建物である。因幡国河村郡<sup>くわら</sup>笏賀郷に属する「笏賀駅」と考える説がある(鳥取県埋文センター2013)。

中国地方最高峰の大山北麓にあたる八橋郡では、水溜り・駕籠据場遺跡(第6表6)で側溝の心々間距離8mの道路遺構が135mにわたって確認された。南東から北西方向に直線的に延びている。また、そこから北西1.5kmにある下伊勢第1遺跡(第6表7)でも、ほぼ南北方向に走行する溝と波板状凹凸面があり、側溝の心々間距離7.2mを測る。両遺跡の間に郡家の正倉とみられる大高野遺跡や白鳳寺院の斎尾庵寺が存在し、駅路との関係を考える上で重要である(下江2016)。

大山の西北麓にあたる汗入郡の名和下菖蒲谷遺跡(第6表9)と西坪三軒家遺跡(第6表8)では、側溝と波板状凹凸面が一部発見され、側溝の心々間距離9.2mが推定されている。会見郡の橋本徳道西遺跡(第6表10)でも、丘陵緩斜面で両側溝を持つ道路遺構や波板状凹凸面が発見された。道路遺構は全長39.4m、側溝の心々間距離9.2mを測る。なお、会見郡と汗入郡で確認された道路遺構は、いずれも波板状凹凸面を形成する土坑内に小砾や砂を混ぜ叩き締めており、共通した道路構築法を探用している点が注目される。

## 2 出雲・石見国の駅跡

奈良時代の出雲国は、意宇・島根・秋鹿・橘縫・出雲・神門・飯石・仁多・大原の9郡で構成され、国府は意宇郡に置かれた。西は石見国に接している。



第55図 出雲国の道路遺構

出雲国東部、中海と宍道湖の南にあたる意宇郡では、出雲国府から西約2kmの低丘陵上にある外屋敷遺跡（第6表12）において、8世紀中頃～後半の東西方向に延びる道路遺構が発見された。両側に連続土坑状の掘方をもつ側溝を備えるが、波板状凹凸面は確認されていない。道路遺構は全長45m、側溝の心々間距離6.6mを測る。正西道とするには規模が小さいことから、正西道に並走する道と考えられている。しかし、これまで歴史地理学の立場から想定されていた山陰道駿路ルートにはあたる（中村1996）ことから、駿路を視野に入れた検討も必要である。

国府から西約4.3kmの丘陵上で、深田遺跡や隣接する搭松遺跡、勝負谷遺跡（第6表13）が発掘調査され、8世紀代の溝状遺構や波板状凹凸面が発見された。この溝状遺構は最下層がよく締まっていて踏み固められた可能性があることから、「本来は側溝の役割であったが、後に側溝の中を歩くようになったのではないか」（木本2001）と考えられている。また、国府から西約6kmの標高30mの丘陵上にある松本古墳群（第6表14）では、谷筋を切通し状に整形して造られた幅8～10mの道路遺構が38mにわたって確認された。側溝や波板状凹凸面は発見されていない。深田遺跡や松本古墳群

も歴史地理学により想定される山陰道駅路のルート上にあり、ほぼ正西道と推定できる。

さて、出雲国府の北にあたる十字街で、正西道から北へ分岐すると枉北道となる。大橋川の北岸、魚見塚古墳（前方後円墳、6世紀後半）のすぐ東側にある魚見塚遺跡（第6表11）は、丘陵を南北方向に切通した現道下で道路遺構が確認された。西側の道路側溝や波板状凹凸面が発見され、現段階では道幅7.5mを測るが、切通しが近世以降に削平された可能性があり、今後の調査に期待がかかる<sup>1)</sup>。南北方向に直線的に走る切通しの北には『風土記』の女岳山（和久羅山）、南には神名権野（茶臼山）を望むことから、道路敷設時に方向の基準となった可能性が高いと考えられる。

宍道湖の西にあたる出雲郡では、三井II遺跡、杉沢遺跡、長原遺跡（第6表15）で7世紀後半～8世紀代の道路遺構を確認した。杉沢遺跡等は、丘陵尾根部に立地し、側溝の心々間距離9m、路盤改良のための波板状凹凸面を発見した。尾根上で1km以上にわたり直進性を意識した道路痕跡を良好に見ることができる（第3章）。

石見国は、安濃・邇摩・那賀・邑智・美濃・鹿足の6郡からなり、国府は那賀郡に置かれた。西は長門国に接している。

石見国ではこれまで古代道路遺構に関して考古学的な発見事例はないが、歴史地理学によって山陰道駅路ルートが推定されている（神2010、関2015）。なお、大田市温泉津町の中祖遺跡（第6表16）からは、2間×2間の瓦積み熨斗棟の建物が確認され、山陰道樟道駅関連の施設の可能性があると指摘されている（島根県教委2008）。

#### 4 まとめ

以上、島根・鳥取両県における道路遺構（因幡国4例・伯耆国5例・出雲国9例）と、駅家の可能性がある遺跡（因幡国1例・石見国1例）をみてきた。最後に道路遺構の立地、道路幅、時期にふれて、まとめとしたい。

まず立地は、大きく平地、丘陵緩斜面、丘陵に分けられる。青谷平野のように古代において潟湖が広がる湿地状の環境の中、青谷横木遺跡や青谷上寺地遺跡では山裾を最短距離で通過し、道路も盛土により構築され、地盤強化のために敷粗朶が採用される。他方、丘陵緩斜面の橋本徳道西遺跡などでは、両側溝を備え、波板状凹凸面がみられる。丘陵では松本古墳群において大規模な切通しが、杉沢遺跡等においては切土・盛土の組み合わせによる工法で道路が構築される。丘陵部という条件に制約されながら多様な造成工事により直進的に道路を通そうとする工夫がうかがわれる。

つぎに道路の幅であるが、側溝の心々間距離が確認できる遺跡は、鳥取県の水溜り・駕籠据場遺跡、下伊勢第I遺跡、名和下菖蒲谷遺跡、西坪三軒家遺跡、橋本徳道西遺跡、それに島根県で唯一、杉沢遺跡等がある。その規模は、最小で7.2m、最大で9.2mである。『風土記』に記された橋の幅の最大は、野城橋2丈6尺（約7.7m）を考慮すると、山陰道駅路の幅は、8～9mであった可能性が高い。

道路の敷設時期については、道路という性格上、あまり遺物が出土しないため、正確に時期を把握することができない。青谷横木遺跡や橋本徳道西遺跡、杉沢遺跡等において7世紀後半から8世紀前半の遺物が出土したことは、「現状では、直線的で大規模な正西道（山陰道）の建設は、出雲国庁が

成立する時期とほぼ同じ頃のようである」(大橋 2016) とする考えに矛盾しない結果で、国府整備と一体的に設置されたと考えられる。

青谷横木遺跡や青谷上寺地遺跡の道路遺構は、8世紀後半以降に規模が縮小されているが、道路の廃絶時期を知る手がかりは今のところない。杉沢遺跡においては、11世紀中頃から13世紀初頭の大溝と道路遺構とが重複することから、それ以前に廃絶したものと考えられる。

なお、出雲国の場合、これまで『風土記』による多くの情報や歴史地理学の詳細な研究により、山陰道駿路（正西道）のルートが示されてきた。一方で、近年の発掘調査による道路遺構の事例も増加した。結果として、想定ルート上を調査した杉沢遺跡等において、道幅約9mの道路遺構を確認することができた。この道路遺構はまぎれもなく『風土記』の正西道と考えられ、考古学的成果と歴史地理学の成果が一致したことになり、今後の全国的な古代官道研究に大きな役割を果たしたといえる。

(穴道年弘)

## 参考文献

- 出雲市 2016『シンポジウム記録集「古代山陰道」を考える—杉沢遺跡道路遺構発見の意義』出雲市の文化財報告告 30
- 出雲市教育委員会 2016『杉沢遺跡・杉沢Ⅱ遺跡・杉沢横穴墓群』出雲斐川中央工業団地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 出雲市の文化財報告 31
- 大橋泰夫 2016『出雲國誕生』吉川弘文館
- 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著 2005『出雲國風土記』山川出版社
- 神英雄 2010『柿本人麻呂の石見』自照社出版
- 勝部昭 1993「正西道の検討」『出雲古代史研究』3 出雲古代史研究会
- 木本雅康 2011「出雲國西部の古代駿路」「古代官道の歴史地理」同成社
- 木本雅康 2014「因幡國気多郡の古代官道について」『青谷上寺地遺跡 13』第13次・第14次発掘調査報告書  
鳥取県埋蔵文化財センター調査報告 59
- 坂本嘉和 2016「因幡國の古代道路—青谷横木遺跡と青谷上寺地遺跡を中心に—」『第44回山陰考古学研究集会資料集 山陰の古代道』山陰考古学研究集会事務局
- 山陰考古学研究集会事務局 2016『第44回山陰考古学研究集会資料集 山陰の古代道』
- 島根県教育委員会 2008『中曾遺跡・ナメラ追遺跡』一般国道9号仁摩温泉津道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書 1
- 下江健太 2016「鳥取県西部（伯耆国）」『第44回山陰考古学研究集会資料集 山陰の古代道』山陰考古学研究集会事務局
- 関和彦 2015『古代石見の誘い道』今井印刷
- 鳥取県埋蔵文化財センター 2013『鳥取県の考古学』第6巻（古代・中世・近世 社会と暮らし）
- 中村太一 1992「『出雲國風土記』の方位・里程記載と古代道路」『出雲古代史研究』第2号 出雲古代史研究会
- 中村太一 1996『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館

第6表 道路遺構一覧

国名	番号	道路名	所在地	立地	遺構名	横幅(m)		構成施設	時期	御満の心々開拓 経	参考文献	
						株出長	最大幅					
因幡	1	本高丹ノ木道跡(5区)	鳥取市本高	平地	6溝+9側溝+土坑群	50	5~7	側溝?	波板状凹凸面	古墳後期~	-	1
	2	金下・郡家道路	鳥取市気高町	平地	SD01~04	-	-	側溝?	古代~中世	-	2	
	3	青谷横木道路	鳥取市青谷町 裡	平地、丘陵 裡	道路遺構	90	5~8	側溝、盛土(一部)	平安	-		
	4	青谷上寺地道路	鳥取市青谷町	平地	SF1	45	4	石敷、盛土、杭列	9世紀前半~12世紀	-	3	
伯耆	5	石船第2道路	湯梨浜町	丘陵斜面	SB01(孤立柱建物跡) SD01~06(溝状遺構)	-	-	駆家推定、瓦出土	奈良~中世	-	5	
	6	水溜V・箕輪振塙道路	東伯町	丘陵緩斜面	溝4~5	135.2	8	両側溝?	奈良後半~平安前半	8	6	
	7	下伊勢第1道路	那浦町	平地	SD23~27	16	7.2	両側溝?	波板状凹凸面	平安	72	7
	8	西坪三軒家道路	大山村	丘陵緩斜面	道路遺構	1.8	9.2	両側溝	波板状凹凸面	古代?	9	
	9	名和下轟蒲谷道路	大山村	丘陵緩斜面	道路遺構	100	10	両側溝	波板状凹凸面	古代?		
	10	橋本宿道西道路	米子市橋本	丘陵緩斜面	SF-0(道路遺構)	60	2.7	溝	波板状凹凸面	-		
					SF-02(道路遺構)	17.8	1.8	溝	波板状凹凸面	-		
					SF-03(SF-05の補修)	45.4+α	0.6	波板状凹凸面	7世紀後半~9世紀	-		
					SF-04(道路遺構)	39	2.8	溝	波板状凹凸面	-		
					SF-05吉(道路遺構)	40	9.2	両側溝	-	92		
出雲	11	龜見塚遺跡	松江市西尾町	丘陵緩斜面	道路遺構	-	7.5	側溝、波板状凹凸面	奈良	-	10	
	12	外屋敷遺跡	松江市大庭町	低丘陵	道路遺構(SF01)	54.8	4	側溝(連続土坑墓)	8世紀中頃~後半	-		
	深田遺跡	松江市大庭町	丘陵		溝状遺構(SD-01)	15	1.2	溝	-	11		
					溝状遺構(SD-02~04)	24.5	0.55~1.4	溝	波板状凹凸面			
					溝状遺構(SD-06)	3	0.5	溝	波板状凹凸面			
	椎松遺跡	松江市大庭町	丘陵		道路遺構	20.4	0.75~2.1	側溝	-			
					溝状遺構(SD-15)	-	-	-	-			
					溝状遺構(SD-26)	58	16.5	溝	8世紀代			
	勝負谷遺跡	松江市大庭町	丘陵		溝状遺構(SD-33)	23.75	3.7	溝	波板状凹凸面	12		
					溝状遺構(SD-01)	60	1.3~3.7	溝	8世紀代			
					溝状遺構(SD-02)	-	1~2	溝	-			
石見	14	松本古墳群	松江市木方富	丘陵斜面	道路遺構	38	8~10 (整形幅)	切通し	古代	-	12	
	三井Ⅱ遺跡	出雲市斐川町	丘陵		-	-	-	板条状盛土	-	9		
					道遺構	-	9	粘土・盛土、切通し、波板状凹凸面	7世紀後半~8世紀初半			
					長原遺跡	-	-	板条状盛土	-			
	16	中祖遺跡	大田市温泉津町	丘陵裡	礎石建物跡	-	-	駆家推定、瓦出土	8世紀後半~10世紀前後	-	14	

### 一覧表の参考文献

- 1 烏取県教育委員会 2013『本高弓ノ木遺跡（5区）I』第1分冊【遺構調査（本文）編】一般国道9号（鳥取西道路）の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書VII
- 2 気高町教育委員会 1982『今下・郡家遺跡』
- 3 坂本嘉和 2016「因幡国の古代道路—青谷横木遺跡と青谷上寺地遺跡を中心に—」『第44回山陰考古学研究集会資料集 山陰の古代道』山陰考古学研究集会事務局
- 4 烏取県埋蔵文化財センター 2014『青谷上寺地遺跡13』第13次・第14次発掘調査報告書 烏取県埋蔵文化財センター調査報告書59
- 5 財団法人鳥取県教育文化財団 1998『石脇第3遺跡—森末地区・操り地区— 石脇8・9号古墳 寺戸第1遺跡 寺戸第2遺跡 石脇第1遺跡』一般国道9号（青谷・羽合道路）改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書1 鳥取県教育文化財団調査報告書54
- 6 東伯町教育委員会 1988『水溜り・駕籠据場遺跡、森藤第3遺跡発掘調査報告書』鳥取県営畑地帯総合土地改良事業に伴う発掘調査報告3 東伯町文化財発掘調査報告書第13集
- 7 琴浦町教育委員会 2015『下伊勢第1遺跡発掘調査報告書』（県道東伯野添線改良工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書） 琴浦町埋蔵文化財発掘調査11集
- 8 大山町教育委員会 2010『町内遺跡発掘調査報告書』II（平成19年度・平成20年度実施分）大山町文化財調査報告書第9集
- 9 財団法人米子市教育文化事業団 2003『吉谷龜尾ノ上遺跡 橋本徳道西遺跡』第1次～第3次調査 嘉米子市教育文化事業団文化財発掘調査報告書43
- 10 松江市まちづくり文化財課 2016『魚見塚遺跡現地説明会資料』
- 11 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団 2006『渋ヶ谷遺跡群発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第103集
- 12 島根県教育委員会 1997『松本古墳群 大角山古墳群 すべりざこ古墳群』一般国道9号松江道路（西地区）建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書3
- 13 出雲市教育委員会 2016『杉沢遺跡・杉沢Ⅱ遺跡・杉沢横穴墓群』出雲斐川中央工業団地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 出雲市の文化財報告31
- 14 島根県教育委員会 2008『中祖遺跡 ナメラ追遺跡』一般国道9号仁摩温泉津道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書1

### 図の出典

- 第53図 烏取県埋蔵文化財センター提供
- 第54図A, B 米子市教育委員会提供
- 第54図C 琴浦町教育委員会提供
- 第55図A, B 島根県埋蔵文化財調査センター提供
- 第55図C 松江市教育委員会提供

大橋 泰夫（島根大学法文学部）

## はじめに

発掘調査によって、道路構造は各地で確認されており、古くは縄文時代に遡り、弥生・古墳時代の例も調査事例が増えているが、道幅はそれほど広くなく地形に左右されていることが一般的である。一方、古代において、律令国家によって全国的な幹線道路として建設された駅路は、幅が6から12mある大規模な道路であった。古代の駅路は、低地では盛土を行い丘陵は切り通しとするなど、直進性を強く志向する特徴を持つ。

杉沢遺跡等も、尾根上に切り通しを行い、地形に応じて大規模な盛土をして、幅9m程度の幅員を維持していた。ここでは杉沢遺跡等の道路構造について、各地でみつかっている古代道路の構造と比較検討して、その特徴を把握する。

### 1 古代道路の構造

道路は、人や車が通る面を路面・基礎構造の路盤・路床からなる（文化庁2013）。

道路には、排水や道幅を画定する役割のために両側に側溝を設けることが一般的であり、後世の搅乱などのために路面が消失していても発掘調査では平行する2本の側溝だけが検出され、道路として認定されることが多い。

道路の基礎構造としては、低地部では盛土、丘陵を横断する場合は切り通しを行うことが多く、とくに都と地方を結ぶ官道の駅路が直進性を志向していることとも関わる。山陰道駅路では、松江市松本古墳群の発掘調査で、丘陵を大規模に切り通した道路がみつかっている。

道路に特徴的な構造として、古代に限定されないが、路床に溝状や円形・楕円形の土坑が一定間隔で並ぶ、波板状凹凸面とよばれる遺構が設けられることがある。その性格については、枕木やコロの痕跡、路床の改良、牛馬の歩行痕跡などの説が提示されてきた。杉沢遺跡でも、道路の両側に溝が設けられ、路床に円形・楕円形の波板状凹凸面がみつかった部分があり、路面そのものは残っていなかつたが、地盤改良に関わって設けられたものと推定される。

### 2 杉沢遺跡等の道路

杉沢遺跡等でみつかった道路の特徴は、次のようにまとめることができる。

1点目は、約9mの大規模な道路幅で、尾根上の地形を活かしながら直進性を持ち、延長約1kmにわたる大規模なことである。2点目としては、尾根上において丘陵を削り谷部を埋めて平坦面の造成を行い、波板状凹凸面による地盤改良など、大規模な土木工事を行っていることである。3点目は、短い区間に多様な工法が見られるのも特徴である。単に尾根の頂上部付近をカットして広げただけではなく、中腹部の傾斜面をカットして水平な道を造り出したり、切り通し状にするなども特徴である。

杉沢遺跡では、調査例が少ない尾根上においても、道路の構造として特徴的にみられる側溝が道路

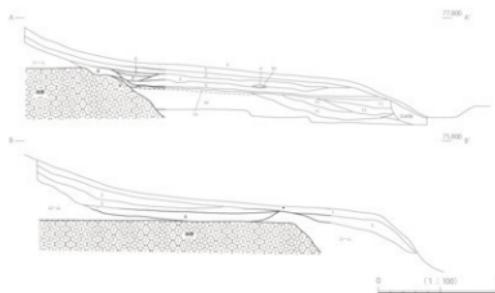
幅9mの両側に設けられている点、波板状凹凸面による地盤改良が確認されたことは大きな成果である。道幅が9mある点については、山陰道とされている鳥取県米子市橋本徳道西遺跡、大山町名和下菖蒲谷遺跡・西坪三軒家遺跡とほぼ同一規模である（大山町教委2010）。道幅9m程度が、山陰道の標準的な規模とみられる。

杉沢遺跡等では、作道の工法として、尾根の一番高いところではなく少し下の部分を切って、その掘った土を谷の方に張り出すように埋めており、尾根上の道路構築法を具体的に知る上で貴重なデータとなっている。

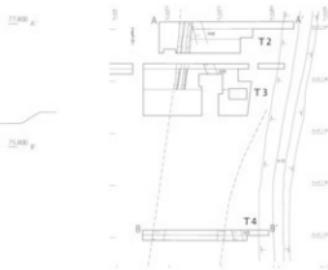
加えて注目される点は、谷部において確認された盛土による工法である（杉沢遺跡1トレンチ、本書42頁）。丘陵斜面を大規模に削り、低い部分に盛土を行っていた。もっとも低い部分でみると、厚さ約3mに及ぶ造成土を数回にわけておおむね水平に盛っており、大規模な盛土となっている。これは谷部においても道路の幅をできる限り広く維持するための工夫であろう。こうした大規模な造営を伴う、幅が広い道路は官道の特徴の一つであり、杉沢遺跡等も山陰道駅路であった一端を示すものである。類似した発掘調査の事例としては、栃木県上神主・茂原官衙遺跡でみつかった東山道とみられる道路遺構があげられる。杉沢遺跡等の例ほど大規模ではないが、丘陵を削り低い部分を埋めて、8.5mほどの道幅を確保している（上三



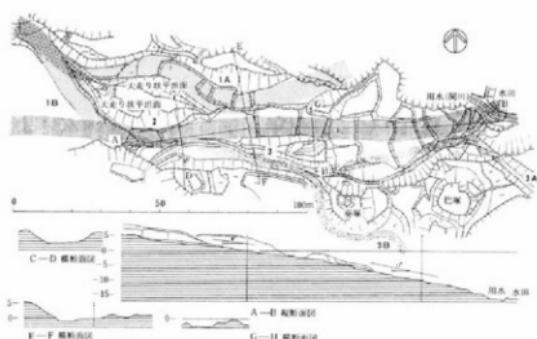
第56図 上神主・茂原官衙遺跡遺構配図



第57図 上神主・茂原官衙遺跡道路跡トレンチ断面図



第58図 上神主・茂原官衙遺跡道路跡平面図



第59図 俱利伽羅峠古道測量図 萩塚・巴塚付近

府の兵部省が管轄している点から、駿路は軍事道路的な意味が強いと考えられている（木下 1991）。

発掘調査は行われていないが、北陸道の俱利伽羅峠では、幅約6～7mの掘り込み状の道路が約4kmにわたっている（西井 1997）。平野部で古代道路が大規模であることは知られていたが、尾根道の調査例は少ない。その中で、尾根道を1kmほど発掘調査した杉沢遺跡等は希有な事例で、古代道路の実態を知る上で価値が高い。これまで全国各地で駿路とみられる道路が発掘調査されてきた。平坦な場所に設けられた例が多いが、杉沢遺跡等では尾根道の調査によって、丘陵を削り低地部に盛土を行う工法を基本とする一方で、尾根の地形に応じて多様な工法がとられていましたことが明らかにされている。

杉沢遺跡の道路構造を考える上で参考となる調査例としては、栃木県鹿久保遺跡の東山道駿路が参考になる（木下 1991、中山 1989）。低地から丘陵上の各所で、約2km近くにわたって東山道駿路の発掘調査が行われており、低地部では盛土し丘陵部では両側溝を備えた道路が確認されている。ここでは、当初は約9mの道幅を持つ道路として構築された後、その後に約6mに縮小されていることに加えて、地形によって道路の構造が異なることが明らかとなっている。杉沢遺跡等でも、丘陵斜面においては高い部分を切り落として作道し地形に応じて盛土を行い、丘陵をカットするという特徴は共通している。

一方で、杉沢遺跡等が各地で調査されている駿路と異なる点は、道幅の変化である。各地の発掘例では、当初、9m～12mと道幅が広く作道された後、9世紀以降には6m程度に狭まる傾向があり、駿路の再編との関わりが考えられている。杉沢遺跡の調査では、そうした道幅の変化は明確には確認されていない。これは杉沢遺跡等の駿路としての機能の廃絶時期にも関わる問題であろう。杉沢遺跡等の道路は8世紀前半に機能し、11世紀中頃までには大規模な道路として機能していなかったことが明らかになっている一方で、いつ頃まで駿路として機能していたかはわかつておらず、駿路としての廃絶時期が課題となっている。

川町・宇都宮市教委 2003)。

杉沢遺跡等では、とくに尾根上に立地している点が注目される。高所である尾根上を1kmにわたって通しておらず、眺望が良い。高所を通す尾根道は、駿路に一般的にみられる特徴の一つであり、挾撃される恐れのある谷間の道を避けるという、軍事的な機能との関わりも想定されている。もともと道路は中央官

なお、駅路の維持・管理は制度上、民部省の管轄であるが、実際には駅路の作道や管理は国司・郡司が行っていたと推定されている（近江 2008）。山陰道の維持・管理の実態は不明であるが、出雲國內の山陰道駅路においては、出雲郡内の杉沢遺跡の他に、意宇郡にあたる松江市松本古墳群、深田遺跡、勝負谷遺跡などで道路が確認されている。今後、山陰道の調査事例が増えることによって、国や郡と作道の関係について考古学的検討が可能となるだろう。そうした古代道路の作道や維持・管理を復元する上でも、杉沢遺跡等の調査成果は貴重である。

### 3　まとめ

杉沢遺跡等では、尾根上の地形を活かして高い部分を削り低い谷部に盛土を行い、大規模な造成工事によって、幅9mの道路を構築している実態が発掘調査によって明らかになったという点で大きな成果を挙げている。こうした大規模な古代道路は、全国各地で調査されている七道の駅路に共通する特徴である。したがって、杉沢遺跡等の古代道路は、『出雲國風土記』に正西道と記された、官道の山陰道である可能性がきわめて高いと判断されよう。

『出雲國風土記』によれば、天平5年（733）時点において正西道と記された山陰道は、出雲国庁と意宇郡家の北側で柱北道と交差し、十字街を形成していた。ここから山陰道は穴道湖南側をまっすぐに入り、出雲郡家近くで穴道湖北側を通ってきた柱北道と接続する。杉沢遺跡等は、その交差点の東方にあたる尾根上でみつかった山陰道と考えることができる。

これまで『出雲國風土記』によってルートは推定されてきたが、杉沢遺跡等の発掘調査によって山陰道のルートが確認されたことに加えて、尾根上における道路構築の工法が明らかにされた調査成果は、古代道路の研究上において大きな意義がある。

### 参考文献

- 近江俊秀 2008 「発掘された駅路」『道路誕生－考古学からみた道づくり』青木書店
- 上三川町・宇都宮市教育委員会 2003 『上神主・茂原官衙遺跡』
- 木下実 2006 「東山道駅路の発掘調査－最近の下野国内の調査例から－」『あづまのやまのみち』栃木県立なす風土記の丘資料館展示図録第15冊
- 木下良 1991 「古代官道の軍用的性格－通過地形の考察から－」『社会科学』47
- 大山町教育委員会 2010 『町内遺跡発掘調査報告書II』
- 中山晋 1989 「付録鴻野山地区推定東山道確認調査概要」『栃木県埋蔵文化財保護行政年報（昭和63年度）』栃木県教育委員会
- 西井龍儀 1997 「俱利伽羅峠の古道」『古代交通研究』第7号
- 文化庁 2013 「道路・交通関連遺跡」『発掘調査のてびき 各種遺跡調査編』

## 第4節 『出雲國風土記』の交通路と杉沢遺跡

大日方 克己（島根大学法文学部）

### はじめに

杉沢遺跡は古代道路遺構である杉沢遺跡の位置づけを考えるために、古代の交通制度と道路体系の中での位置づけを検討する。ここでは文献史料からの考察が中心となる。とくに大宝・養老律令や延喜式からみる制度、『出雲國風土記』の体系的な交通路の記述、山陰道の交通の実態をとりあげて、杉沢遺跡の意義を明らかにしたい。

### 1 律令国家の道路・交通制度

古代日本の律令国家はその支配の根幹として全国的な交通システムを構築した。都から放射状に、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道を、九州に西海道を設定した。そしてこの道路＝官道上に駅伝制という交通システムを構築した。一定区間にごとに駅を設置し、緊急かつ重要な任務を帯びた駅使や情報が駅ごとに駅馬を乗り継いで通送されていくシステムであった。

出雲国は山陰道に属し国内を東西に山陰道が貫いた。10世紀の『延喜式』兵部省諸国駅伝条には全国の駅と駅馬の一覧が記されている。出雲国には野城、黒田、完道、狹結、多伎、千酌の6駅、駅馬各5疋が規定されている。『出雲國風土記』でも、意宇郡に野城、黒田、穴道、島根郡に千酌、神門郡に狹結、多伎の各駅が記されており、8世紀前半天平年間と10世紀延喜式段階では同じだったことが知られる。

駅制とは別に、各郡に伝馬5疋が置かれ郡と郡を結ぶ交通に供された。天平期の諸国正税帳にも、駅使以外の多くの公的交通一赴任する国司、一般的な公的使者、行政文書の伝達などにおいて各郡で食料の供給を受けていたことが記されている。彼らの多くは、伝馬などによって郡ごとに通送されていた<sup>1)</sup>。このことは、郡と郡を結ぶ道路も整備され、公的交通に供されていたことを示している。この郡と郡を結ぶ道路は、駅路と一致する場合もあれば、駅路とは別の道路である場合も考えられる。

駅伝馬と駅伝制の交通システム全体は、養老職員令によると兵部省の管轄とされ、延喜式でも駅伝制関係の細則は兵部省のなかに集められている。一方、道路自体は民部省の管轄になる。養老職員令の民部省の職掌に「橋道」が規定されるが、『令義解』は当該箇所に、民部省は地図で把握するだけで現地の実質には関与しないという注を付している。道路の維持管理は養老營繕令12津橋道路条に「凡津橋道路。毎年起九月半。当界修理。十月使訖。其要路陥壞。停永。交廐行旅者。不拘時月。量差人夫修理。非当司能弁者。申請」と規定している。「当界」について『令集解』朱説は「当郡」のこととし、「当司」は『令義解』と『令集解』糺説は「当國之司」=国司としている。つまり、津、橋、道路の維持、修理は国司の管下で郡が行い、国司の手に余るときは国家的対応を申請することが想定されていた。この營繕令の規定に準拠して、道路建設も国郡によって行われていたと推測され、そのことが各地の道路遺構、工法に地域差が見られることに関係していると考えられる。

したがって杉沢遺跡の道路は、出雲国司の管下で、出雲郡司により郡内の百姓が徵發されて、建設、

維持管理をしていたと考えられる。しかし道路の維持管理や交通労働のための律令制的負担体系は9世紀以降大きく変容し、郡司の機能も変わっていく。駅伝制自体も再編と変質をくりかえし、10世紀以降は消滅する駅家が少なくなく、国郡のもとで駅にこだわらない交通へと再編されていく<sup>2)</sup>。こうした変化が、直線状で大規模な官道、道路の統一的維持を困難にさせ、地域の実情に応じた形態への変化につながっていくと考えられる。杉沢遺跡の道路が維持されなくなっていくのも、こうした変化と関係すると考えられる。

## 2 『出雲国風土記』の道

前節のような法的、制度的な交通と道路に対して、実態はどのようなものであったか。文献史料からは不明な点が多い。『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条からは10世紀段階の全国の駅名とそれぞれの駅馬設置数、伝馬の設置都と伝馬数が一覧されるが、それぞれの駅と駅を結ぶ駅路や、伝馬の置かれた郡と郡の間の道路、ルートについては何も語っていない。そのなかで、ある程度、道を体系的に記述し、実態をうかがわせる数少ない史料の一つが天平5年(733)に撰上された『出雲国風土記』である。以下に『出雲国風土記』の道の記述を掲げる<sup>3)</sup>。

### A 意宇郡

道。通\_国東堺手間割\_、卅一里一百八十步。通\_大原郡堺林垣峯\_、卅二里二百步。通\_出雲郡堺佐雜塙\_、卅二里卅步。通\_島根郡堺朝駒渡\_、四里二百六十步。

### B 島根郡

通道。通\_意宇郡朝駒渡\_、一十一里二百廿步之中、海八十步。通\_秋鹿堺佐太橋\_、一十五里八十五步。通\_鶴岐渡千鈴駅家湊\_、一十一里一百八十步。

### C 秋鹿郡

通道。通\_島根郡佐太橋\_、八里二百歩。通\_楯縫郡堺伊農橋\_、一十五里一步。

### D 横縫郡

通道。秋鹿郡堺伊農川、八里二百六十四步。出雲郡堺宇加川、七里一百六十步。

### E 出雲郡

通道。通\_意宇郡堺佐雜村\_、一十三里六十四步。神門郡堺出雲大河辺、二里六十步。通\_大原郡堺多義村\_、一十五里卅八步。通\_楯縫郡堺宇加川\_、一十四里二百廿步。

### F 神門郡

通道。出雲郡堺出雲河辺、七里廿五步。通\_飯石郡堺塙坂山\_、一十九里。通\_同郡堺与曾紀村\_、廿五里一百七十四步。通\_石見国安農郡堺多伎々山\_、卅三里。路、常有、机。通\_同安農郡川相郷\_、卅六里。径常刻不有。但当\_有、政時\_、權置耳。

## G 飯石郡

通道、通\_大原郡堺斐伊河辺\_、廿九里一百八十步。通\_仁多郡堺温泉河辺\_、廿二里。通\_神門郡堺与曾紀村\_、卅八里六十步。通\_同郡堀坂山\_、卅一里。通\_備後国恵宗郡堺荒鹿坂\_、卅九里二百步。日本書紀 通道、通\_三次郡三坂\_、八十一里。日本書紀 波多・須佐怪・志都美怪、以上三怪、常无<sub>レ</sub>刻。但、当\_有<sub>レ</sub>政時\_、權置耳。並通\_備後國\_之。

## H 仁多郡

通道。通\_飯石郡堺津川辺\_、廿八里。即、川辺有<sub>レ</sub>菜湯。浴々則身体修平、再灌則万病消除。男女老少、昼夜不<sub>レ</sub>息、駿駅往来。无<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>驗。故、俗人号云<sub>レ</sub>菜湯也。日本書紀 通\_大原郡堺辛谷村\_、一十六里二百卅六步。通\_伯耆国日野郡阿志毘羅山\_、卅五里一百五十步。日本書紀 通\_備後國恵宗郡界遊託山\_、卅七里。日本書紀 通\_同惠宗郡界此市山\_、五十三里。日本書紀

## I 大原郡

通道。通\_意宇郡堺木垣坂\_、廿三里八十五步。通\_仁多郡辛谷村\_、廿三里一百八十二步。通\_飯石郡堺斐伊河辺\_、五十步。通\_出雲郡多義村\_、一十一里二百廿步。

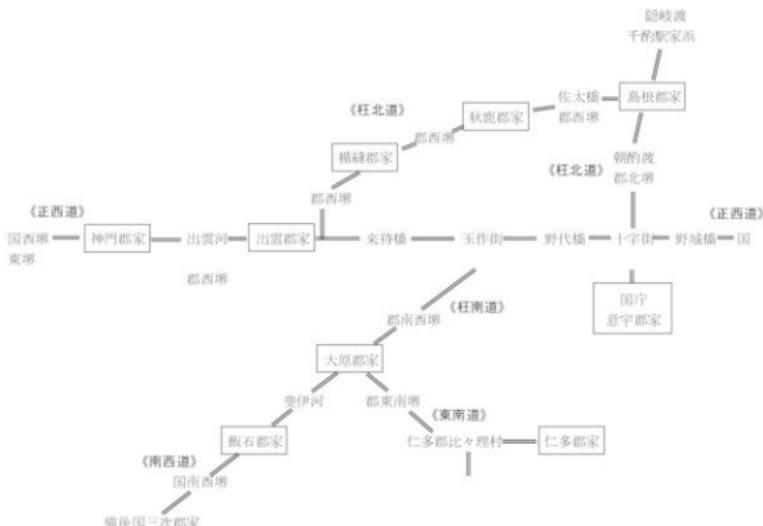
## J 卷末総記

(1)自\_國東堺\_去\_西廿里二百八十步、至\_野城橋\_。長卅丈七尺、廣二丈六尺。無梨河。又、西廿一里、至\_國序\_、意宇郡家北十字街\_、即分為二道。一正西道、二北道。枉北道、去\_北四里二百六十六步、至\_郡北堺朝酌渡。西十步、北四十步。又、北一十里一百卅步、至\_島根郡家\_。自\_郡家\_去\_北一十七里一百八十步、至\_隱岐渡千鶴駅家浜\_。西十步。又、自\_郡家\_西一十五里八十步、至\_郡西堺佐太橋\_。長三丈、廣一丈。北丈。又、西八里三百步、至\_來秋鹿\_。又、自\_郡家\_西一十五里一百步、至\_郡西堺\_。又、西八里二百六十四步、至\_橋縫郡家\_。又、自\_郡家\_西七里一百六十步、至\_郡西堺\_。又、西一十里二百廿步、出雲郡家東邊。即、入\_正西道\_也。惣枉北道程九十九里一百一十步之中、隱岐道一十七里一百八十步。正西道、自\_十字街\_西一十二里、至\_野代橋\_。長六丈、廣一丈五尺。又、西七里、至\_玉作街\_。即分為二道。一正西道、二北道。十四里二百一十步、至\_郡南西堺\_。又、南廿三里八十五步、至\_大原郡家\_。即分為二道。一西道、二南道。南西道五十七步、至\_斐伊河\_。斐伊河。又、南西廿九里一百八十步、至\_飯石郡家\_。又、自\_郡家\_南八十里、至\_國南西堺\_。西十步。惣去国程、一百六十六里二百五十七步也。東南道、自\_郡家\_去廿三里一百八十二步、至\_郡東南堺\_。又、東南一十六里二百卅六步、至\_仁多郡比々理村\_、分為二道。一道、東八里一百廿一步、至\_仁多郡家\_。一道、南卅八里一百廿一步。正西道、自\_玉作街\_西九里、至\_来待橋\_。長八丈、廣一丈三尺。又、西廿三里卅四步、至\_郡西堺出雲河\_。西十步、北四十步。又、自\_郡家\_西二里六十步、至\_郡西堺出雲河\_。西十步、北四十步。又、西七里廿五步、至\_神門郡家\_。即有<sub>レ</sub>河。西十步、北四十步。自\_郡家\_西卅三里、至\_國西堺\_。西十步、北四十步。(II)惣去国程、一百六里卅四步。自\_東堺\_去\_西廿里一百八十步、至\_野城駅\_。又、西廿一里、至\_黒田駅\_。即分為二道。一正西道、二隱岐道。去\_北卅四里一百卅步、至\_隱岐渡千鶴駅\_。又、正西道卅八里、至\_宍道駅\_。又、西廿六里二百廿九步、至\_狹結駅\_。又、西一十九里、至\_多岐駅\_。又、西一十四里、至\_國西堺\_。

A～Iは、各郡ごとに郡家から郡堺までの距離が記されているものである。これは、郡家から隣接する郡の境界ポイントとそこへ通じる道と道のりを示している。これを整理すると第7表になる。

第7表 都別記載

意宇郡	神門郡
國東岬・手間岬—31里 180歩 大原郡岬・林垣峰—32里 200歩 出雲郡岬・佐雜崎—32里 30歩 鳥根郡岬・朝附渡—4里 260歩	出雲郡岬・出雲河辺—7里 25歩 飯石郡岬・堀坂山—19里 飯石郡岬・与曾紀村—25里 174歩 石見国安濃郡・多伎伎山—33里〔路、常に刻あり〕 石見国安濃郡・川相郡—46里〔政あるとき、權に刻を置く〕
島根郡	飯石郡
意宇郡・朝附渡—11里 220歩 秋鹿郡岬・佐太橋—15里 80歩 隱岐渡・千鶴駅家渡—11里 180歩	大原郡岬・斐伊河辺—29里 180歩 仁多郡岬・温泉河辺—22里 神門郡岬・与曾紀村—38里 60歩 神門郡岬・堀坂山—31里 備後国恵宗郡岬・荒鹿坂—39里 200歩〔常に刻あり〕 備後国三次郡岬・三坂—81里〔常に刻あり〕 備後国—波多・須佐怪・志都美怪〔政あるとき、權に刻を置く〕
秋鹿郡	仁多郡
鳥根郡岬・佐太橋—8里 200歩 梯絆郡岬・伊濃橋—15里 歩	熊石郡岬・漆仁川辺—28里 大原郡岬・辛谷村—16里 236歩 伯耆国日野郡岬・阿志昆縁山—35里 150歩〔常に刻あり〕 備後国恵宗郡岬・遊託山—37里〔常に刻あり〕 備後国恵宗郡岬・此市山—53里〔政あるとき權に刻を置く〕
梯絆郡	大原郡
秋鹿郡岬・伊濃川—8里 264歩 出雲郡岬・宇加川—7里 160歩	意宇郡岬・木坂坂—23里 85歩 仁多郡岬・辛谷村—23里 182歩 熊石郡岬・斐伊河辺—50歩 出雲郡・多義村—11里 220歩
出雲郡	
意宇郡岬・佐雜崎—13里 64歩 神門郡岬・出雲大河辺—2里 60歩 大原郡岬・多義村—15里 38里 梯絆郡岬・宇加川—14里 220歩	



第60図 『出雲國風土記』道路概念図

巻末総記Jには、出雲国全体と隣接国を通じる道が記されている。これを整理すると第60図のようになる。

第7表と第60図を比べると、巻末総記は、単純に各郡の通道を集計したものでないことは明らかである。この違いは何を意味するのだろうか。以下に検討してみる。

巻末総記の道の記述自体は、大きく(I)と(II)の二部で構成されている。(I)に記される道を整理すると以下のようになる。正西道は東の伯耆国との境から野城橋を経て、国府・意宇郡家の北の十字街に通じる。十字街から北へ枉北道が分岐する。さらに島根郡家で枉北道から隱岐道が分岐する。隱岐道は千鈞駅家に至り、そこから海路、隱岐国へ渡る。正西道は十字街から西へ向かい玉作街に通じ、ここで枉南道が分岐する。正西道はさらに西に向かい、出雲郡家を経て出雲河(斐伊川)に至る。橋はなく、渡船が備えられている。出雲河を渡り、神門郡家を経て、国の西の堺から石見国安濃郡に通じる。また島根郡から隱岐道を分岐させて枉北道は秋鹿郡家、橋縫郡家を経て、南下して出雲郡の郡家の東辺で正西道に合流する。玉作街で正西道から分岐した枉南道は、南行して大原郡家に通じる。大原郡家ではさらに南西道と東南道に分岐する。南西道は飯石郡家を経て、国の南西の堺から備後国三次郡に通じる。東南道は仁多郡家に至り、そこが終着点になっている。またその途中の仁多郡比々理村から南への道が分岐するとしているが、どこへ通じるかは記されていない。

以上のうち、正西道の記述のなかで下線部(a)来待橋から郡西堺出雲河、下線部(b)郡家から郡西堺出雲河と、「郡西堺出雲河」が重出し、郡名を記さないまま「郡家」から郡西堺の里程がみえ、記述が混乱しているようにみられる。この部分は杉沢遺跡の位置にもかかわるので、煩雑だが検討しておく。細川家本・日御碕本の古写本では同じ記述になっているが<sup>4)</sup>、『出雲風土記抄』は(a)を「又、西三十三里三十四歩、至出雲郡家」としている。『出雲風土記抄』の編著者、岸崎佐久次は(a)の「郡西堺出雲河」は「出雲郡家」の誤写とみて本文を訂正したと考えられる。この『出雲風土記抄』の本文が、その後文化3年(1806)開版の千家俊信『訂正出雲風土記』、1911年(明治44)の島根県立典講究所『出雲風土記』にも基本的に継承されテキストとして定着した<sup>5)</sup>。

これに対して加藤義成は、『出雲風土記抄』の本文を認めたうえで里程を計算すると、巻末総記の「国庁」(十字街)から「出雲郡家」までが51里34歩となるのに対して、意宇郡と出雲郡の郡別記述の国庁から出雲郡家までの里程合計は55里94歩となり合致しないと指摘した。当該部分以外では郡堺が記されていることから、(a)では意宇・出雲郡堺に至り、そこから出雲郡家へ至るという記述が脱落、誤写されたとして、郡別記述にもとづいて「又西一十四里卅歩、至郡西堺佐雜崎、又西一十三里六十四歩至出雲郡家」とテキストを訂正した(加藤1957)。すなわち、意宇郡記載の「国庁」(十字街)から佐雜崎までの42里30歩から巻末記載の国庁・来待橋間の合計28里を減じた14里30歩を来待橋・佐雜崎間の里程とし、出雲郡記載の佐雜崎・出雲郡家間の13里64歩とともに補ったのである。これが近年の島根県古代文化センター『解説出雲國風土記』<sup>6)</sup>にも継承されている。

確かに巻末総記Jでは枉北道、枉南道、東南道、西南道には郡堺が里程のポイントとして記されているが、郡別通道にみえる郡堺名が記されているとは限らない。Jでは、郡家以外では、道の分岐点と渡河点(橋・波)の名称を記す傾向にあるようにみられることから、「佐雜崎」を補うことには疑問

が残る。正西道に関しては、郡家、分岐点、渡河点を基準に記しているので、出雲河のみ郡堺であることから「郡西堺出雲河」と記したものであり、(a) は『出雲風土記抄』のように解し、里程の数字は書写過程の誤写としても大きな不都合はないと思われる。

このようにテキスト上の問題点は解消できるので、出雲郡家の東側（来待橋側）に位置する杉沢遺跡は、『出雲国風土記』の駅路と正西道の上に位置するとして問題はない。

(II) は、再び国堺から国堺までの里程を記している。ここでは隱岐道は記されているが「正西道」の名称はみえない。また里程も東堺から西堺まで、野城駅、黒田駅、宍道駅、狹結駅、多伎駅、また黒田駅から千酌駅までの、それぞれの駅間を記している。細川家本など古写本にも「駅」という頭注が記されているように、明らかに駅路としての里程記述になっている。

この(I)と(II)の違いは、(I)が郡家と郡家を結ぶ道（伝路）としての記述であり、(II)が駅路としての記述であることの違いであろう（谷重1993）。正西道の名称が(II)に見えないのは、正西道、枉北道、枉南道、東南道、西南道は出雲国内での伝路としての名称だからであろう。仁多郡比々理村から道が南に分岐することが記されていても、その道の名称やどこにつながるか記されていないのは、郡家につながる道ではないからと解することができる。また南西道は飯石郡家から備後国三次郡に通じている。郡家と郡家をつなぐ道のなかには国境を越えるものもあったのである。

伝路は伝馬によって通送される道でもあるが、一般行政文書の伝達など国府と郡家、郡家と郡家をつなぐ道でもあった。また飯石郡家から三次郡家をつなぐ南西道は、出雲国府と備後国府をつなぐ行政ルートとしても機能したと考えられる。実際に、天平6年（734）度「出雲国計会帳」では、播磨国移や備中国移などの山陽道諸国から出雲国府宛の文書が伯耆国経由で通送されてきたことが記されている<sup>7)</sup>。出雲・備後間と同様な伯耆国府・備中国府間の道を通じてもたらされたと推測される。

一方で第7表に示したように、各郡の通道は隣接郡への道でもあり、その中には郡家と郡家を結ぶ道もある。また伯耆国や備後国へ通じる道もある。しかしそれらが( I )に記されないのは、公的な伝路として位置づけられていなかったからとみるとみるべきであろう。

### 3 杉沢遺跡と『出雲国風土記』—杉沢遺跡の意義

以上のように『出雲国風土記』記載の道を整理すると、正西道の里程と駅路の里程はほぼ一致しており、来待橋～出雲郡家間も写本の誤写・錯綜に起因すると考えられるので、基本的には正西道と駅路が重なり、同じ道路を使用していたとみてよい。伝馬を利用する使者も駅路である道路を通行していたのである。

天平6年（734）度「出雲国計会帳」では、出雲国と伯耆国、石見国、隱岐国との間で多くの文書が通送されていたことが記されている。とくに天平4年（732）8月に新羅を意識した辺境の軍事防衛体制として西海・山陰・東海・東山道に節度使が任命されると、石見国に山陰道節度使の鎮所が置かれた。石見国の節度使鎮所と出雲国府の間でさかんに文書が伝達され、人が移動していたことが「計会帳」には記されている。『出雲国風土記』の「勘造」者として末尾にみえる国造・意宇郡大領の出雲臣広島も天平5年8月20日付節度使符にみえていることは注目される。また飯石郡少領出雲臣弟

山も天平5年9月9日に伝馬3疋で節度使鎮所から出雲国府に帰還、12月には馬射博士城部惣智がやはり伝馬で節度使鎮所から出雲国府に来ているなど、伝馬に乗用した石見国・出雲国・島根国間の交通もみえる。そのほかにも熊谷団と意宇団の兵士が歩射・馬槍の訓練を受けて出雲国府に帰還するなど、多くの人や文書が石見国・出雲国・島根国間を往来していたことが知られる。

また、天平5年9月27日付で出雲郡と神門郡に烽火を置くことを出雲国府から節度使に報告し、6年3月から4月にかけて隱岐と出雲に烽火の設置と試行を命じる節度使符が出雲国と隱岐国との間に通送されている。これらが『出雲國風土記』に記された烽火に対応するものであろう。

出雲国府から逆方向、弁官や式部省、兵部省などの中央官司への文書、人、調庸貢納物の運搬もまた「計会帳」には多数記載されている。そのなかにはたとえば逃亡した替りの雇役民を神門郡人の神門臣波理が率いて行ったり、逃亡した替りの兵士として神門軍団の刑部水刺が上京しているように、出雲郡以西から出雲国府をへて都に向かっている人やモノも少なくない。

このように石見国・島根国・出雲国・島根国・出雲国・島根国など、多くの人やモノの往来が杉沢遺跡を含む官道を利用していたことになる。杉沢遺跡の遺構は、こうした『出雲國風土記』や「計会帳」に記録されている交通の現場、舞台を示しているという点でも大きな意義がある。

## 註

- 1) 駅伝制の構造、郡の交通機能については、市大樹「律令制下の交通制度」(館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報 1 制度と実態』、吉川弘文館、2016)。
- 2) こうした駅と交通体系の変化は必ずしも明らかになっているとはいがたい。大日方克己「律令国家の交通制度の構造」(『日本史研究』269、1985) および『古代国家と年中行事』「八月駒幸」でも展望を示すにとどまっている。
- 3) 沖森卓也・佐藤信・矢島泉編著『出雲國風土記』(山川出版社、2005) に掲る。底本は細川家本。ただし、一部句読点を改め、返り点を付した。また同書で「枉北道」「枉南道」、細川家本で「枉北道」「在南道」としている部分は、「枉北道」「枉南道」に改めた。
- 4) 細川家本、日御崎本は秋本吉徳編『出雲國風土記諸本集』(勉誠社、1984) に掲った。
- 5) 秋本吉郎校注日本古典文学大系『風土記』(岩波書店、1958)、植垣節也校注日本古典文学全集『風土記』(小学館、1997)、荻原千鶴『出雲國風土記』(講談社学術文庫)なども同じ。
- 6) 島根県古代文化センター 2015『解説出雲國風土記』第2版 今井出版
- 7) 正倉院文書。天平6年度「出雲國計会帳」は『松江市史』史料編3古代・中世Iに掲った。

## 参考文献

- 加藤義成 1957『出雲國風土記参究』至文堂  
谷重豊季 1993『『出雲國風土記』の道路—おもに駅路以外の道路の概観—』『出雲古代史研究』3



## 第5節 推定山陰道駅路について 歴史地理学の観点から

木本雅康（長崎外国語大学外国語学部）

### はじめに

本節では、歴史地理学の観点から、杉沢遺跡・三井II遺跡・長原遺跡で検出された道路状遺構について、その意義について述べる。

#### 1 山陰道駅路（正西道）のルートの確定

まず、これらの遺跡の発掘調査によって検出された道路状遺構は、古代山陰道駅路の可能性が非常に高く、これによってこの地域の山陰道駅路のルートがほぼ確定したことが挙げられる。従来、当地域の山陰道駅路のルートについては、大きく2つの説が対立していた。1つは、池田敏雄の説で、駅路は、現在の穴道湖南部広域農道付近を通っていたとするものである（池田 1987 第61図）。その根拠は、このルートに沿って東から、神庭に「馬捨場」、結に「うば捨山」（馬捨の転訛か）、「せき馬場」、神水に「馬背」「有馬谷」、出西に「駄捨場」といった馬に関する地名が並び、また『出雲国風土記』出雲郡条の神代社に比定される神庭の神代神社や、同じく出雲郡条の曾伎乃夜社に比定される神水の曾枳能夜神社のような古社が、大体このルート沿いにあることを指摘している。また、このルートは、穴道湖岸ではなく、より南側の丘陵の裾付近を通ることになるが、池田は、古代の駅路は一般的に、湿気が多い平坦地や沼地の近く、海辺（湖辺）沿いではなく、地盤がしっかりした所を通っていたとする。

これに対し、池橋達雄は、池田の想定駅路よりも北側を通る「筑紫街道」と呼ばれる古道が、部分的に直線的形態をとることなどから、駅路を踏襲した道であるとした（池橋 1998 第61図）。今回、杉沢遺跡等において、筑紫街道の伝承地から、古代山陰道駅路と考えられる道路状遺構が検出された



第61図 山陰道駅路（正西道）ルート想定図



第62図 杉沢遺跡付近の想定山陰道駅路

ことによって、ほぼ池橋説の正しさが証明されたと言えよう。実際に駅路と考えられる遺構が検出されたのは、尾根上であるが、筑紫街道は、低地部にも走っている。このことから、当時すでに、ある程度この付近の低地部の地盤が安定していたことが推測できる。

そのような目で見ると、筑紫街道の通過地に当たる神氷や三絡に、圃場整備以前

まで条里地割が存在したことが注目される（中澤 1991）。また、筑紫街道より北に、佐支多社、御前社、御井社、加毛利社等の『出雲國風土記』に見える神社や、古墳時代中期の神庭岩船山古墳、年代不明の白塚古墳などが存在することからも、必ずしも池田が述べるように、当時筑紫街道沿いの低地部の地盤がしっかりしていなかったとは言えないようである。今後、宍道湖の汀線も含めて、この地域の古地形の復原が望まれる。

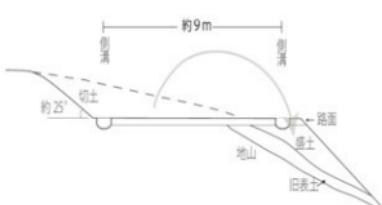
## 2 近世の絵図に描かれた筑紫街（海）道

古代駅路は、一般的に平野部では直線的形態をとり、筑紫街道もそのような部分が多く見られる。例えば第62図に見るよう、c—f及びk—l間の筑紫街道は、直線的形態を示す。しかし、f—k間は基本的に尾根に当たるので、それに沿って蛇行する形態を取らざるを得ず、杉沢遺跡等で検出された道路状遺構は、この間に当たるので、直線的形態はとっていない。ところが、近世の絵図において、この蛇行する筑紫街道が、直線的に表現されているものがあり、後世この部分が直線道として認識されていたことがうかがえる。具体的には、文政6年（1823）の「漆沼郷下直江村絵図」（第63図）で、「点以西が尾根上の道に当たり、これに沿って「筑紫海道」の記載が見られる。また、その西には、「塞神」の文字があるが、石祠が第62図のg点に最近まで存在した。現在は、市道沿いに移動されている。絵図中のe—f間は、低地部の文字通りの直線道であるが、第62図と比較すると明らかのように、f点以西は、現実には蛇行する道であるにもかかわらず、絵図には直線道として描かれ

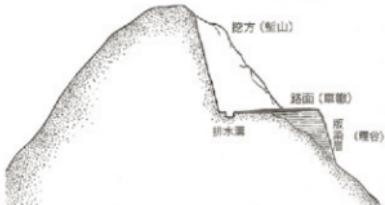


第63図 漆沼郷下直江村絵図（部分 上が北）

ているのである。このことから、当時、筑紫街（海）道が、きわめて直線的な道であったと認識されていたことがうかがえよう。このような認識が古代までさかのぼるかどうかは不明であるが、駅路の直線性を考えると興味深いものがある。もっとも、作図に際して、筑紫街道を絵図の中央に直線で表現すると安定するという構図上の問題から、このような形態になったと解釈するこ



第64図 杉沢遺跡 2013調査区模式図



第65図 直道築造「塙山埋谷」模式図

ともできるかもしれない。いずれにせよ、少なくとも近世まで、駅路を踏襲した筑紫街道が、この地域において重要な道であったことは確かであろう。

### 3 秦直道との比較

杉沢遺跡 2013 調査区で検出された山陰道駅路は、尾根の頂上よりやや下の部分を水平にカットする一方、谷部を埋めて、路面を造りだすという工法をとっている（第64図）が、これは司馬遷の『史記』に「塙山埋谷」と見える秦直道の構築工法と類似している（黄・張 2011, 張 2011 第65図）。秦直道は、紀元前3世紀に、始皇帝が匈奴の侵攻に備えて、都である咸陽の北の林光宮（陝西省淳化県）から九原郡城（内蒙古包頭市）までの間に造られた軍事道路である。途中、子午嶺と呼ばれる陕西省と甘肃省の境界線となっている尾根道の部分があり、陕西省考古研究院秦直道考古隊によって発掘調査が行われた。特に2007年の陝西省富県の車路梁と呼ばれる場所の調査では、道幅が約30~40mあることが判明した（黄 2016）。

杉沢遺跡と車路梁で検出された道路状遺構を比較してみると、スケールこそ異なるものの、尾根の頂上より、やや下の部分を水平にカットする一方、谷部を埋めて、路面を造りだすという工法は、きわめて共通している。反対に相違点としては、車路梁の埋土部分は、強固な版築を行っているのに対し、杉沢遺跡の場合は、特に版築工法は認められない。なお、杉沢遺跡の路面に認められる波板状凹凸面は、車路梁には存在しないようである。

杉沢遺跡と秦直道は、その成立年代や規模も大きく異なるが、共通する工法もあり、今後も比較検討することによって、新たな視野が開ける可能性がある。

### 4 今後の課題

以上のように、杉沢遺跡で検出された道路状遺構は、古代山陰道駅路を見て間違ないと判断されるが、その西方において、特に出雲郡家との関係では、若干の問題を残している。すなわち、『出雲国風土記』によれば、出雲郡家は、「正西道」（山陰道駅路）に沿っていることになるが、杉沢遺跡の西への延長は、現在、発掘調査によって、出雲郡家の正倉とされる後谷遺跡よりは、やや北に出ることになる。この点について、池橋は、神水の小字「長ヶ坪」を出雲郡家の政府に関係する地名として、駅路はここから西に進んで求院の小字「馬越」で斐伊川を渡河したことによって、『出

『雲国風土記』に記す出雲郡家から出雲（大）河までの距離 2 里 60 歩に合致するとする（池橋 2001）。すなわち、池橋の解釈によれば、当時の斐伊川は、現在よりもっと東を流れていたことになり、斐伊川が郡界であったから、現在の斐川町併川・名島付近は、出雲郡ではなく神門郡だったことになる。

しかし、名島付近は、『風土記』に見える出雲郡家の西北 2 里 120 歩の神戸郷に当てる解釈が一般的である（加藤 1992、関 2006）。また、『風土記』出雲郡条に見える立虫社は、『延喜式』の出雲郡にも立虫神社として見えるが、現在の斐川町併川の立虫社に比定される。同社は、現社地の西の現斐伊川中に当たる所から移転してきたとされる（加藤 1992）ので、併川付近も古代においては出雲郡であつただろう。さらに、池橋自身も述べるように、馬越を斐伊川の渡河点とすると、『風土記』に記す神門郡家までの距離 7 里 25 歩に対して、著しく遠くなってしまうことも問題である。

やはり、出雲郡家の政庁は、後谷遺跡付近に位置して、そこから西南方に斐伊川を渡河していたと考えた方が自然であろう。したがって、長ヶ坪付近で、駿路は西南方へ屈曲しなければならないが、そのあたりのルートは未確定である。また、『出雲國風土記』巻末記には、枉北道について、「出雲郡家の東のあたりに至り、そこで正西の道に入る。」とあり、関は、第 66 図のような位置関係を想定している（関 2006 755 頁 A 図）。枉北道がどこを通っていたかについても、現在の所、明確な復原案はなされていないので、それらを含めて、今後の検討が必要であろう。



第 66 図 正西道・枉北道と出雲郡

家模式図（関 2006 に加筆）

## 参考文献

- 池田敏雄 1987 「斐川の地名散歩」斐川町役場 167-174 頁
- 池橋達雄 1998 「穴道町西部の古代山陰道をめぐって—「出雲國風土記」記事と実地調査から—」『穴道町歴史叢書 2』穴道町教育委員会
- 池橋達雄 2001 「筑紫街道についての一考察—「出雲國風土記」駿路記事および地籍圖遺称地名との関連から—」『平成 11・12 年度斐川中央工業団地造成に伴う杉沢Ⅲ・堀切Ⅰ・三井Ⅱ遺跡発掘調査報告書—本文及び図版編一』斐川町教育委員会
- 加藤義成 1992 「修訂出雲國風土記参究」今井書店
- 黄曉芬・張在明 2011 「秦直道の研究」『日本考古学』31
- 黄曉芬 2016 「東洋最古のハイウェイ～秦直道の発掘と認識～」第 44 回山陰考古学研究集会事務局編『山陰の古代道』第 44 回山陰考古学研究集会事務局
- 関和彦 2006 『出雲國風土記註論』明石書店
- 張在明 2011 「中国陝西省富県における秦の直道遺跡の発掘」『古代東アジアの道路と交通』鈴木靖民・荒井秀規編 勉誠出版
- 中澤四郎 1991 『隱岐・出雲・石見の条里』 66-67 頁

## 第6章 結語

このたびの発掘調査によって、丘陵尾根上で古代の道路遺構が見つかった。この遺構は、道路幅9mと大規模で、道路痕跡は尾根上1kmにも及び、從来から歴史地理学において想定されていたルートと重なることから古代道すなわち古代の山陰道であることが確かめられた。このことが最も大きな成果である。以下では、道路遺構の特徴を記し、価値付けを行う。

### 1 道路遺構の特徴について

#### 丘陵尾根上を縦走した古代道

道路遺構は、標高25m前後の東西に延びる丘陵尾根上で発見された。杉沢遺跡2013調査区の道路遺構は、両側に側溝を備え、その心々間距離は9mと大規模なものである。さらに、側溝間の中央部では、軟弱地盤の改良のための波板状凹凸面を確認した。

幅が9m(約3丈)もある道路は、全国の発掘調査事例からみて律令期の官道(道路幅9~12m)以外にない。全国七道のうちの一つである山陰道の道路遺構では、鳥取県の橋本徳道西遺跡(米子市)や西坪三軒家遺跡(大山町)などで発見されており、その道路幅は9m前後である。これまで島根県内では道路幅を示す調査例がなかったが、本調査において同じ規模であったことが県内で初めて確認できた。

さらに、杉沢遺跡等の古代道は丘陵尾根上を1kmにもわたって縦走することが明らかとなった。このような事例は全国初のものであり、今後の古代道のルート解明にとって大きな意義をもつ発見であった。

#### 多様な土木工法の採用

古代道を造成するために、当時、採用された多様な土木工法を解明できたことも、今回の大きな成果である。

第1に、切土・盛土工法がある。丘陵の高所を削り、その上で低い方の斜面に盛土して道路路盤を造成する、という工法である。杉沢遺跡1トレンチ付近では、丘陵の頂部から高さ約8mの切土を行って約3m幅の平坦面を削り出し、さらにその切土を低い部分に積み上げて、丘陵中腹に平坦面を造成している。現存している平坦部の盛土上面幅は約5mだが、盛土の下幅は約9mあり、盛土の厚さは最大3mに及ぶ。造成当初の平坦面の幅は10mを超えると推定され、9mの道路幅を十分に確保できる広さを造っている。

杉沢遺跡1トレンチ付近でこの工法をとったと推定される道路延長は約50mある。計算上では、切土および盛土の体積は各々600~800m<sup>3</sup>と推計され、合せると10t トラック 120~160台分の土量となる。

第2は、切通し工法である。これは、丘陵をその尾根沿いに大規模に開削して道路を通す工法である。長原遺跡1トレンチ付近では、高さ約6m、上幅30mにわたって丘陵を尾根筋に沿って切通し、起伏なく直線性を指向した道を造成している。切通しの延長は、長原遺跡1トレンチ付近からおよそ100m続いているので、掘削された土量は約1,500m<sup>3</sup>と推計される。これはおよそ1500人分の作業量にあたるだろう。

第3に、版築状の盛土による造成である。長原遺跡2トレンチでは、地山を水平に削平した後に、幅約6mにわたり、きめ細かい砂質土を厚さ約10cm単位に締固め盛っている。残っている版築状盛土の最大厚さは0.8mである。また、同様な版築状の盛土は、三井II遺跡でも確認している。

このように、杉沢遺跡等においては、丘陵上を縱走する古代道造成のために、地形に合わせて切土・盛土工法や切通し工法など多彩な土木技術を駆使していたことが判明した。

### 推定される道路構築の時期

出土遺物は少なかったものの、杉沢遺跡2013調査区の波板状凹凸面の埋土から7世紀後半以降の須恵器、そして道路造成の切土斜面から7世紀末から8世紀前半の土師器が出土した。遅くとも8世紀前半には道路として機能していたと考えて間違いないであろう。

一方、杉沢遺跡2013調査区の北側溝はSD406～SD409の4条があり、さらに、杉沢遺跡1トレンチの側溝SD11では、土層から少なくとも3回以上の掘り直しがみられた。このことから、道路は維持管理がなされており、継続した使用状況をうかがうことができる。

なお、廃絶時期は、杉沢遺跡2013調査区の大溝SD401（11世紀中頃から13世紀初頭と推定）と重複関係にあることから、中世には機能していなかったと想定できる。

しかし、古代道が機能していた期間の推定については、今後の課題である。

## 2 古代道の価値付けについて

### 『出雲国風土記』の記述を裏付けた古代道

天平5年(733)に撰上された『出雲国風土記』には、卷末總記に國の東の伯耆国境から出雲国府を経由し、西の石見国境に至る道として「正西道」が記されている。路線上に位置する郡家はこの道で繋がれている。また、駅家間を結ぶ道としては駅路が記されている。「正西道」の里程と駅路の里程はほぼ一致することから、基本的には同じ道路を使用していたとみてよい。

今回発見した古代道は、築造年代や規模、さらに、『出雲国風土記』記載で最も広い橋である野城橋の幅2丈6尺(約7.7m)とも整合することから、まさに「正西道」であり、駅路であるとみなされる。考古学の成果が『出雲国風土記』の記述を裏付けた価値ある遺跡である。

## 古代交通の実態を解明する上で重要な発見

『出雲国風土記』には、現存する他の風土記にはみられない軍団や、烽、戍、剣などの詳細な記述がみられる。風土記が編纂された頃の天平年間初期、日本は新羅と緊張状態にあり、天平4年（732）に山陰道石見国に節度使の鎮所が置かれるなど、新羅を意識した軍事防衛体制が整えられた。天平6年（734）度の「出雲国計会帳」には、隱岐国と出雲国との間で烽が試行されたことや、多くの人や文書が石見・節度使の鎮所と出雲国府間に往来したことが記されており、新羅との緊張関係を伺うことができる。

また、「出雲国計会帳」には国司などの役人が古代道を往来したことが記されている。たとえば、『出雲国風土記』の巻末に勘造者として名がみえる国造・意宇郡大領の出雲臣広島は、天平5年（733）8月に節度使から呼び出されていることがわかる。また、後に出雲國造となる飯石郡少領出雲臣弟山も、天平5年9月に節度使の鎮所から伝馬を使って出雲国府に歸還したことが記されている。

今回発見した古代道は、まさに情報の伝達を担っていた交通の現場、舞台を示しており、古代交通の実態を解明する上で重要な発見となった。

## 古代出雲の風景を貫く古代道

出雲は、『出雲国風土記』がほぼ完全な形で伝わったことによって、奈良時代の景観が復元できる稀有な地域である。現代の我々が目にする山や野や川について、天平人がそれらをなんと呼び、どのような神の姿を見ていたのか、あるいは、そこで採れる果実や薬草、漁られる魚介類や海草はどんなものだったか、を知ることができる。さらに、郡ごとに記載された「通道」の記述と、巻末の道程・駅家・軍團・烽・戍などによって、行政施設と軍事通信施設の配置、およびそれらを連絡する道路網を詳細に把握することができる歴史的な特質をそなえた地域ともいえよう。

『出雲国風土記』に記された諸施設については、出雲国府と神門郡や大原郡の郡家などの行政施設、教吳寺や意宇郡と神門郡のいくつかの新造院、そして意宇郡山代郷正倉などが考古学的調査により解説されつつある。しかし、これらを相互に連結していた道路網の考古学的研究はほとんど進んでおらず、これらの古代遺跡はいわば「点」として散在するにすぎなかった。歴史地理的な古代道路線の復元研究はなされてはいたが、道路遺構という確証をえることは、これまでほとんどできていなかった。

しかし、今回の杉沢遺跡等における発見は、『出雲国風土記』に「正西道」あるいは駅路とされた古代道のルートを実証するものであった。古代出雲の背骨ともいいくべき古代山陰道、その実証的研究という道のりの第一歩が踏み出されたのである。

この発見が、それと連続する古代山陰道の路線解明、さらにそれを軸とした出雲国内の道路網の復元へと繋がれば、散在する古代遺跡を星座の如く有機的に結びつけていく点で、はかりしれない意義をもっているし、さらに古代出雲の風景を貫く軸線としても大きな価値を秘めている。

### 3 遺跡の保存、活用に向けて

杉沢遺跡 2013 調査区の道路遺構は、出雲市の工業団地造成事業に伴う発掘調査で発見された。市では、この発見に大きな歴史的な価値があることを認識し、開発事業計画を一部見直し、道路遺構の保存を決定した。

今回の調査により、三井Ⅱ遺跡や長原遺跡でも道路遺構を確認し、丘陵の尾根上を縦走する東西1 km もの古代道の存在を明らかにした。市は、この広い範囲を2つの区間に分け、2段階で保存することにした。第1期としては、今回調査を行った区間で市道杉沢線から西側約 650 m、第2期としては、市道を挟んで東側約 350 mとした。

杉沢遺跡等の古代道は、その東西へとさらに延びて、各種の古代遺跡をつなげる道である。『出雲国風土記』の存在という地の利を生かしつつ、今後は、考古学のみならず文献史学や歴史地理学などの諸分野と協力して、未解明な山陰道の復元に取り組んでいきたい。

また、この歴史的遺産の活用を進めていく上では、道路という性格上、一地域や一自治体にとらわれない活動が求められている。例えば、山陰道が通過する沿線各自治体が連携し、調査研究、保存活用を図っていく体制づくりが必要と考える。

調査地を含む尾根上の山陰道は、今でも里道として歩くことが可能であり、大規模な切通し等の痕跡を良好な状態で目の当たりにできる。出雲市は、このような遺跡の特性を活かし、古代の景観を体感できる場として今後、整備・活用していく考えである。古代出雲を貫く古代道を、かつて、出雲臣広嶋や出雲臣弟山など奈良時代の国造たちが、あるいは国守・石川朝臣年足らが歩を進めた。彼らと同じ風景を目の当たりにできる貴重な文化遺産としていけるよう、努力したい。

丘陵尾根上を縦走する山陰道は、その構築期から約 1,300 年もの長い時間の経過がある。時代や社会の変化により私たちはその存在を忘れていたが、このたびの調査で再び光を当てることができた。市は、今後、地域住民と連携して、この歴史的遺産の価値を発信し、保存管理・活用を図っていく考え方である。

(花谷 浩、穴道年弘、江角 健)

# 写 真 図 版

※遺物実測図との対応は図中に示した。(例: 図版11-45-1は第45図1を表す)





1 出雲平野東部全景（西から）

2011年7月撮影



2 1の解説

図版2 杉沢遺跡2013調査区



杉沢遺跡 2013 調査区全景（西から）



図版4 三井II遺跡



1 三井II遺跡 調査前（塞神付近西から）



2 三井II遺跡 2トレンチ完掘状況（北東から）



3 三井II遺跡 3トレンチ完掘状況（南東から）



4 三井II遺跡 5トレンチ版築状の盛土（北東から）



5 三井II遺跡 7トレンチ完掘状況（北西から）



6 三井II遺跡 6トレンチ完掘状況（東から）



7 三井II遺跡 7トレンチ 版築状の盛土と溝SD01（西から）



8 三井II遺跡 8トレンチ（北西から）



1 杉沢遺跡 2013 調査区 本調査前（試掘調査後 西から）



2 杉沢遺跡 2013 調査区 完掘後（西から）

図版6 杉沢遺跡2013調査区



1 杉沢遺跡 2013 調査区 路面構築過程を示す土層断面（D 2 トレンチ東壁 北西から）



2 杉沢遺跡 2013 調査区 路面構築過程を示す土層断面（D 3 トレンチ拡張部 北西から）



1 波板状凹凸面 土層断面（北から）



2 波板状凹凸面 須恵器出土状況（北から）



3 道路遺構の築造年代を示す遺物

図版8 杉沢遺跡1トレンチ



1 道路痕跡（西から）



2 側溝 SD11（北西から）



3 盛土状況1（西から）



4 盛土状況2（西から）



5 完掘状況（北から）



1 調査前 (北東から)



2 完掘状況 (北から)



3 溝 SD12 (東から)



4 溝 SD13,14,15 (東から)

図版 10 長原遺跡 2 トレンチ



1 調査前（東から）



2 完掘状況（北から）



3 版築状の盛土状況（北西から）



4 溝 SD18 完掘後（西から）



45-1



45-8



39-6



報告書抄録

表 紙：レザック 66 215kg  
見返し：上質紙 110kg  
本文：マットコート 90kg  
図 版：アート紙 90kg

出雲市の文化財報告 33

出雲国古代山陰道発掘調査報告書

出雲市 三井Ⅱ・杉沢・長原遺跡の調査

平成 29 年（2017）3月

編 集 出雲市市民文化部文化財課  
〒693-0011 島根県出雲市大津町2760番地  
TEL (0853) 21-6618

発 行 出雲市教育委員会  
〒693-8530 島根県出雲市今市町 70 番地  
TEL (0853) 21-6874

印刷・製本 株式会社 報光社